



山梨県立富士山世界遺産センター 研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究 研究報告

世界遺産 富士山

World Heritage Fujisan

第4集 2020

山梨県立富士山世界遺産センター



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Fujisan World Heritage Center
Report
of the Yamanashi Prefecture Fujisan Comprehensive Academic Research

World Heritage Fujisan

世界遺産 富士山

第四集

vol.4 2020

目次

口絵・口絵解説

〔論文〕

文献からみた貞観噴火 大隅 清陽 7

〔講演録－世界遺産富士山講座－〕

女性と富士信仰 宮崎ふみ子 21

—信州における不二道の展開—

富士の道中歌 永池 健二 41

—伊勢地方の二つの富士講行事から—

富士山の信仰と人穴 紙谷 威廣 62

〔調査報告〕

旧河口湖町域を行き交う富士参詣の道 杉本 悠樹 79

村石 眞澄

静岡県側の郡内道 高橋 菜月 93

松本 将太

口絵 1



河口の山宮より望む富士山

富士河口湖町河口



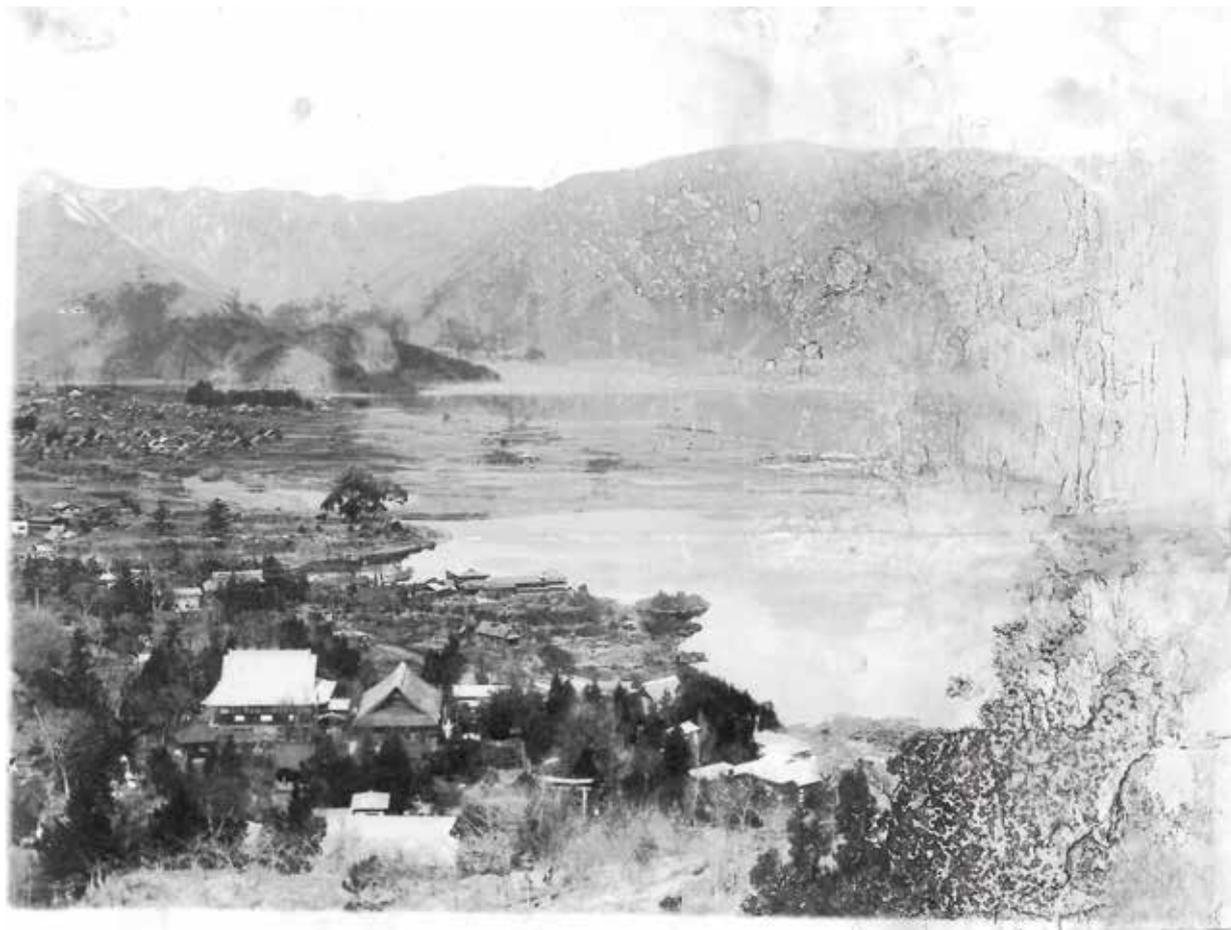
大嵐村外六ヶ村絵図
天保 8 年 (1837)

富士河口湖町大嵐区蔵



筒口之古図
19世紀カ

個人蔵



古写真【船津村遠望】
昭和8年（1933）ころ

個人蔵



絵葉書「河口湖畔船津ホテル 御屋敷より見たる全景」
昭和10年（1935）ころ

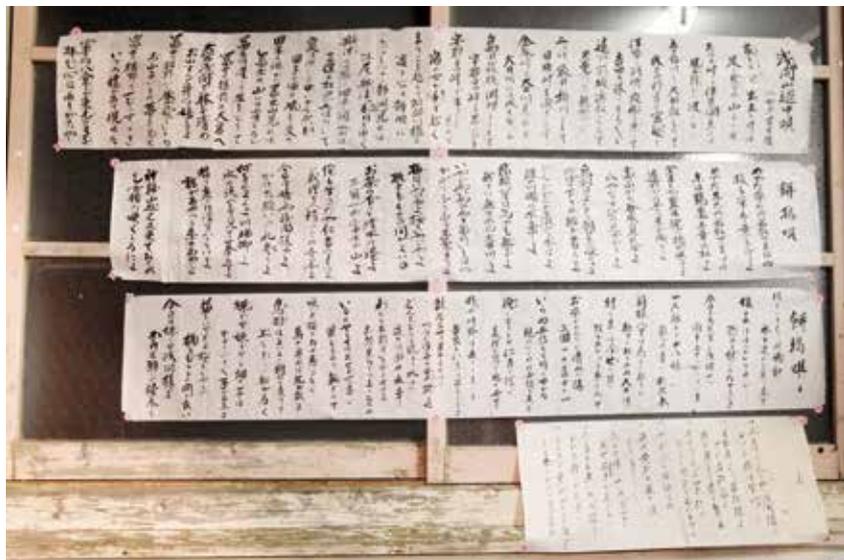
個人蔵



1



2



3



5



4



7



6

切原浅間山大祭

見開きすべて 北出正之氏撮影

三重県度会郡南伊勢町



2



1



4



3



2



1



3



5



4

方座浦浅間祭

三重県度会郡南伊勢町



歌川芳幾画「富士山北口女人登山之図」
万延元年（1860）

北口本宮富士浅間神社蔵

口絵解説

1 河口の山宮より望む富士山

富士河口湖町河口

河口浅間神社の背後の山を社上山と称した。江戸時代中期、ここでは三月三日に杉の木を芯に据えた神輿を担ぎ上げて男女が古風な歌（「川口歌」という）を掛け合う山宮の祭が行われた。

富士山の雄大な姿を南方に仰ぐ。西方に緩やかに稜線が延びる。手前の足和田山の陰から東半分が姿を見せるドーム型の山が大室山で、縄文時代晩期に大量のスコリア（大室スコリア）を噴出させる噴火を起こした。その一つ上方の側火山が、貞観六年（八六四）に噴火した長尾山である。噴出した溶岩は足和田山の背後を扇状に流下して剝の海を西湖と精進湖に分断し、一部は東方の河口湖に向かった。河口の浅間神社は、足和田山の山裾を巻いて押し寄せてくる溶岩に真向かう地点に鎮座する。近年では、噴火の翌年に祀られた「浅間明神祠」を当社に比定する説が有力である。

2上 「大嵐村外六ヶ村絵図」

天保八年（一八三七）

富士河口湖町大嵐区蔵

河口湖南岸に点在する七カ村を描く。上端に富士山を据える。吉田大沢が左方に流れ、実景に即したものであることが知られる。「長山」（長尾山カ）、「丸山」（大室山カ）といった側火山、富士山から流下した溶岩流けんまるび、深くえぐれた雪代堀ゆきしろぼりに囲まれ、厳しい自然

条件のなかに村むらが点在していたことがわかる。各村落のみならず、寺社や堂宇の位置、村落間を行き交う道を細かく描くほか、郊外を行く道にも意を配っている。勝山村の郊外には、道標と思しき記載が、二カ所に見られる。それらの比定を含め、後掲の村石報告では、明治年間の地形図や赤色立体地図との比較検討を試みている。裏書などはなく、制作の経緯ははっきりしない。富士山の裾野に広がる「入会場」を特記することから、あるいはこうした土地利用を明らかにしておく必要から、作られたものかもしれない。なお、船津村にも同様の絵図が伝わっている（個人蔵）。

2下 「筒口之古図」

十九世紀カ 個人蔵

河口湖の南東岸は溶岩の流下によって複雑な湖岸線を呈している。その溶岩流と筒口神社の参道および境内を描く。船津の下村から湖水に向かって北方に延びる道が筒口神社の手前で直角に屈曲、東へ向かう。参道には冠木門と鳥居が建つ。拝殿・本殿が湖水を背にして南面する。神社への参詣者や水汲みの者を参詣曼荼羅風に表現する。船津溶岩が鋸歯状に湖水に突き出す様、千畳ヶ岩（畳岩とも）、その隙間に吸い込まれていく水流が印象的である。千畳ヶ岩の三カ所に立札を描写する。この立札は水行場を示すものか。なお、上段に掲げた絵図の方位に合わせ、あえて天地を逆転して掲載した。

3上 古写真「船津村遠望」

昭和八年（一九三三）ころ 個人蔵

嘯山（天上山）の中腹あたりから西方を望んだもの。眼下に八王子神社の鳥居と社叢、円通寺の本堂・庫裏、背後に入り組んだ河口湖南岸の湖岸線が見える。背後には小立の集落や耕地が広がる。後方に御坂の峰みねが横たわる。河口からの手漕船はこの溶岩の入江に着岸した。鳥居右側の低地に大屋根を架けた建物が見える。この付近に船津を代表する浜が広がっていたが、現在では埋め立てられて湖周道路や観光ホテルとなっている。

3下 絵葉書「河口湖畔船津ホテル」

昭和十年（一九三五）ころ 個人蔵

溶岩上に建つ船津ホテルを、「御屋敷」と呼ばれるひとつ西方の岬から望む。手前の入江は、上の古写真とは別の舟着場で、行楽客に供する複数の貸舟と棧橋、対岸には手漕舟が繋留されている。昭和十年ころから、この周辺に複数のホテルが建つようになり、観光地の様相を呈してきた。

〔三重県の富士信仰行事〕

口絵4〜6は、三重県に存続している富士信仰の祭礼行事を取り上げた。いずれも地元の津市白山町に暮らす写真家北出正之氏より提供いただいた。氏は三重県内の祭や伝統行事の撮影をライフワークにしており、『三重県の祭唄』と題するDVD写真集を公にしている（二〇一八年）。同写真集収載のほか、新たに提供いただいた写真も含まれている。

①切原浅間山大祭、②志島浅間祭総垢離、③方座浦浅間祭の三カ所の祭礼を紹介する。①は本書に掲載した永池氏講演録が論及している。②・③については、当センターが常設展示で扱っている。

主に関東地方からの参詣者を迎え入れた富士山北面（山梨県側）とは異なる、海を強く意識した西国の祭礼の様子をご覧いただきたい。

4 切原浅間山大祭

三重県度会郡南伊勢町

切原では、毎年七月の第一日曜日に、地内の浅間山へ御山登拝が行われる。行事は、登拝に先立つ餅搗きと浅間山への登拝の二段階からなる。二〇一一年のほか、一二・二四年の撮影。

浅間山へ登拝する前に、当日の真夜中から盛大な餅搗きが行われる。稲作の豊作を願うことに関係があるようで、音頭取りの歌う道中歌に合わせ（1）、朝まで長時間にわたって四人の搗き手が交替で餅を搗き続ける（2）。道中歌は長大な歌詞を歌い継ぎ（3）、南無浅間大菩薩の合いの手を入れる。

一週間前から講に参加するシヨウジンド（精進人）は朝昼晩と潔斎の水垢離を行うが、登拝当日の朝にも垢離を搔く（4）。「ヨーヨー」のかけ声でドボンと水に潜ってから数珠を繰る（5）。浅間山を望む垢離場には忌竹を立てて結界を張り、そこで水垢離をする（6）。浅間山に出立する精進人が大幣・小幣を山の入口まで、この年は軽ト

ラックに載せて行った（7）。

5 志島浅間祭総垢離

三重県志摩市阿児町

志島の広岡の浜では例年六月二十八日に浅間祭総垢離が行われる。二〇一三年の撮影。

古くは、旧暦五月二十八日に海蔵寺薬師堂を拠点に行われていた。浜に流入する川沿いの岩（ヤマと呼んだ）の上に海中から小砂利をすくって載せていた。現在では浜に海砂をすくって三角形に盛り上げている（1）。富士山に向かって四本の「南無浅間大菩薩」の旗を立てた祭壇を設える。講元が先導して真言を唱和する（2・3）。そして、塩・洗米・鯉節を揉んで作ったヨネや煮染を肴に直会を行う（4）。かつては十二年目の丑年ごとに富士参りを行っていた。

6 方座浦浅間祭

三重県度会郡南伊勢町

方座浦の背後にも浅間山があつて、その山上に神祠が祀られている。ここで浅間祭が行われる。二〇一一・一五年の両度にわたる撮影。

祭の前夜には男たちによって浜に向かって踊りが行われる。集落から漁協の広場へ一列になって踊っていく（1）。扇を持って顔を白く塗りこめる（2）。翌日は浅間山まで大幣・小幣を運び上げる。太鼓の音頭に合わせ、浅間さんの道中歌を歌いつつ（3）、浅間山へ大幣・小幣を持ち上げ

る（4）。八合目鳥居の先は女人禁制で、胸突八丁を踏ん張って引き上げる（5）。

7 歌川芳幾画「富士山北口女人登山之図」

万延元年（一八六〇）

北口本宮富士浅間神社蔵

万延元年の干支は「庚申」である。吉田（富士吉田市上吉田）の御師は、孝安天皇九十二年の庚申年に富士山が出現したとの縁起に基づき、六十年に一度巡り来る同年を「縁年」と呼んで、人びとの参詣を広く促した。登拝を志す女性の増加を背景に、安政七年（万延元年）を見据えた誘客の動きは、前年（安政六年）二月には動き出していた。御師たちは「三十七度目の縁年にあたり、先例どおり江戸市中をはじめとする所々に参詣を誘う建札（立札）を設置したい」と、寺社奉行にあて願い出ている。前例と異なるのは、「男女に限らず」と女性の登山を誘っている点であった（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕一一三号）。本図はこうした願いが認められたことを物語る。右面に描かれた立札には、「四月より八月迄不限男女、信心之輩可被登山参詣もの也」の文言が見える。こうした札が、日本橋以下三七カ所に設けられたという。左面および中央面には、「下仙元宮」（現北口本宮）の登山門から山頂指して続く参拝者の姿を描いている。人物が小さく男女の別は判然としないが、笠の形が二種あることに気づく。平たく浅い笠を被っているのが女性と推定される。

序

当センターの主要な活動のひとつに、富士山にかかわる総合的な調査研究があります。これは、富士山の世界文化遺産登録を見据え、山梨県が平成二十年度に開始した「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の活動を発展的に継続しているものです。開館以降、センターでは世界遺産登録時にイコモス（国際記念物遺跡会議）より示された課題「下方斜面における巡礼路の特定」に取り組み、近時は、北麓の登拝拠点である吉田（富士吉田市上吉田）から山頂へと延びる吉田口登山道、ならびに吉田と南西麓の人穴（静岡県富士宮市）とを結ぶ神野路（人穴道）に焦点をあて、調査研究を進めております。本書には、その成果の一部を「調査報告」として掲載しました。

また、最新の研究成果をお知らせするべく、センターでは「総合学術調査研究公開発表会」や「世界遺産富士山講座」を開催しております。そうした成果を記録として遺したいと考え、大隅先生には、昨年度鳴沢村で行った「公開発表会」における基調講演をもとにご高論をお寄せいただきました。併せて本年度の「富士山講座」におけるご講演のなかから、三名の先生方にご協力を仰ぎ、「講演録」をまとめました。

本書の刊行を機に、富士山の信仰や歴史に、より一層の興味・関心をお寄せいただければ幸いです。末筆ながら、本書掲載の調査研究活動に対し、ご協力をたまわった皆さまにあつく御礼申し上げます。

令和二年三月

山梨県立富士山世界遺産センター 所長 秋道 智彌

凡 例

・本書は、令和元年度における、富士山総合学術調査研究委員会による調査・研究の成果をまとめたものである。

・本書の編集は、山梨県立富士山世界遺産センター調査研究スタッフ（堀内亨・堀内眞・根岸崇典）が行った。

・本書をまとめるにあたり、資料調査や資料掲載にかかわり、次の機関や各位に御協力をたまわった。

飯田市歴史研究所、円通寺、北口本宮富士浅間神社、切原浅間講、御殿場市教育委員会、駒門風穴保存会、土路富士講、富士河口湖町教育委員会、富士河口湖町精進区、富士河口湖町フィードセンター、富士宮市教育委員会、富士レークホテル、南伊勢町役場

井出泰済、井出與五右衛門、伊藤昌光、上村莞爾、小佐野栄一、北出正之、佐野文彦、田村芙山、中村力、松下祐輔、右田嘉次

（敬称略、五十音順）

第一部
論
文

文献からみた貞観噴火

大隅 清陽

はじめに

筆者の専門は文献を用いた日本古代史なので、ここでは、古代の文献からみた富士山や、特に今回の公開発表会のテーマである貞観の噴火について述べることにしたい。

検討にあたって依拠するのは、『山梨県史』資料編3〔原始・古代3 文献・文字資料¹⁾〕(以下、『県史・資料編3』と略称)に収録された資料である。この資料集は、古代の甲斐国(現在の山梨県にほぼ相当)に関わる文献資料をほぼ全て集成している。今回のテーマである貞観の噴火、および古代における富士山に関する資料のうち、学術的に信用に足るものは、基本的に全てここに収められているので、読者の検索の便も図って【】内に資料番号を付しておいた。以下本稿では、紙数の関係から資料の原文は掲載しないが、原文を含む資料の全体については、必要に応じ『県史・資料編3』も参照していただければ幸いである。

筆者は、今回の報告にあたり、『県史・資料編3』に収められた古代における富士山噴火関係の資料を改めて見直したが、そこで痛感したのは、噴火という自然現象を正確に理解するには、文献を読むだけでは明確にならない点が多々あることである。具体的に言えば、噴火の際、火山灰や溶岩が、どの範囲にどの程度まで及んだのか。例えば火山灰なら、どのような質の灰が、どのような形で降ったのか。また溶岩なら、どの地域まで、どのくらいの厚みのあるものが、どの程度の速度で流れてきたのか。こうした被害の具体的な内容や程度が、自然科学的

に、あるいは考古学的にどのように推定されるかによって、文献の読み方も変わってくる。さらに、文献というのは人間の記した言葉なので、場合によっては尾ひれが付いて実態より大げさになることもあるし、逆に、現地では大きな被害が出ていても、古代の文献は基本的に中央政府が記したものであるため、中央がその事象にさしたる関心を持っていなければ、さほどの記録も残らないことになってしまう。また、これは後述する内容にも関わるが、人間というものは、状況や自分の都合に合わせて、しばしば真実と異なる虚偽(嘘)を陳述するものなので、場合によってはありもしない事が記録に残ることもある。そういった意味で、自然科学や考古学による、より客観的な知見と突き合わせることによって、文献の記述内容の理解や評価も変わってくるのであり、今回の共同研究の意義の一つはそこにもあると思われる。

以下、『県史・資料編3』の記載順にほぼならって論じてゆくが、ここでは、古代の文献に見える富士山について、噴火を中心にしながらも、そもそも富士山というものがどのような形で文献に見えるのか、という問題から扱ってゆくことにする。

最初にとりあげるのは、『万葉集』巻第三雑歌(三一九番)に収められた高橋虫麻呂の長歌「富士の山を詠む歌」【県史一九九六】で、作者は、奈良時代中期のいわゆる天平時代に活躍した文人・万葉歌人である。全文は『県史・資料編3』を見ていただくとして、ここでは、今回の論題にかかわる部分を引用しつつ解説を試みたい。

まずこの長歌の書き出しには「なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国」とあり、この歌の主題である富士山が、甲斐と駿河の両方に関わる山であることが最初に示されている。また、「燃ゆる火を 雪もち消ち 降る雪を 火もち消ちつつ」という描写があり、これは明らかに噴火活動にかかわる記述である。古代における富士山は、頂上の火口から常に煙が上がっているものと認識されており、「富士山」の「富士」は「不死」を意味するという『竹取物語』の記述もそれを裏付けるが、富士山の噴火について記した最も古い文献が、この長歌ということになる。さらに、「石花海」と名付けてあるも「その山の 堤める海ぞ」という表現もあるが、この「石花海」とは、現在の精進湖や西湖のもとになった湖であり、後述する『日本三代実録』など他の文献には、「剗の海」という表記で見えている。したがってこの長歌は、剗の海に関する記述としても最古のものである。このように、この長歌は甲斐国の地理に関してもある程度正確な情報を伝えているのだが、歌全体の結びには、「駿河なる 富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」とあることから、作者の虫麻呂は、富士山を駿河の山であると認識していたことがわかる。これは、富士山がどの国の山なのかという問題とも関わるのだが、基本的に古代の人々は、富士山を駿河の山と考えていたようである。実は、後に詳しく述べる貞観の噴火を一つの契機として、甲斐国が富士山という山に積極的に関与するようになったと見られるのであるが、これについては後述する。

ところで、この長歌を詠んだ高橋虫麻呂とはどのような人物だったのだろうか。古代の律令国家は諸国に風土記と呼ばれる地誌を編纂させたが、その一つに『常陸国風土記』という文献が伝わっている。虫麻呂は、常陸国司の一員として当地に赴任したことがあり、その上司にあたる常陸守であった藤原宇合の指示のもと、養老年間（七一七〜七二四）に『常陸国風土記』を編纂したと考えられている^②。この『常陸国風土記』には「富士の岳」と「筑波の岳」（筑波山）の山比べの説話が載っており、『常陸国風土記』の成立は『万葉集』よりも古いで、これが

確実な文献に見える富士山の初見になる。したがって、高橋虫麻呂は、奈良時代における富士山に関する二つの記述のどちらにも関わっているということになる。

虫麻呂が国司として赴任した常陸国は東海道に属するので、当時の都である平城京から常陸へ赴くとすると、この東海道を東へと下る途中で必ず駿河国を経由することになる。つまりこの歌は、都にあって人づてに聞いた情景を想像して詠んだのではなく、実際に駿河から、煙の上がる富士山を眺めた体験をもとにして、と考えられよう。ただ、駿河から見えて富士山の反対側にある剗の海については、虫麻呂が甲斐に赴いたという記録はないので、何らかの伝聞に基づく記述と思われる。

以上、最初に奈良時代の文学作品の紹介から始めたが、古代の律令国家は、文学だけでなく、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』という六つの歴史書、いわゆる六国史も編纂している。そこで以下では、その六国史に見える富士山の噴火関係の記事を紹介しながら、貞観の噴火の特色を考えてみたい。

一 天応の噴火

六国史に見える最初の噴火の記録は、主に奈良時代にのこることを記した『続日本紀』の天応元年（七八一）七月癸亥（七日）条【**国史八一**】に、「駿河国言さく、「富士山の下に灰を雨らせたり。灰の及ぶ所は、木葉彫萎えぬ」ともうす。」とあるもので、駿河国から、富士山の下に灰が降って、灰の及んだ地では木の葉が萎びたという報告があったという内容である。火山灰が降った地域等は不明であるが、報告が駿河国からなされていることを確認しておきたい。

二 延暦の噴火

天応の噴火からほぼ二〇年後に、いわゆる「延暦の噴火」があり、こちらには比較的まとまった記録が残されている。『日本紀略』延暦十九年（八〇〇）六月癸酉（六日）条【**県史九九**】に、駿河国が、富士山が同年の三月十四日から四月十八日まで噴火したことを報告してきたとある。天応の場合と同様に駿河からの報告であり、古代において、富士山は基本的に駿河国の管轄とされていたことがわかる。三月から四月にかけてほぼ一カ月に及んだ富士山の噴火に関する情報が、六月初めになって都にもたらされたのである。報告によると、噴煙で昼も暗くなり、夜は火の光が天を照らすようであったという。また音は雷のようで、灰が雨のように降り、山下の川の水は紅色くれないいろになったと続けている。

この時の噴火はこの年だけでは収まらず、翌々年にあたる『日本紀略』延暦二十一年（八〇二）正月乙丑（八日）条【**県史一〇一**】で、駿河のみでなく相模も加えた両国が連名で「駿河国の富士山」の噴火を報告している。「昼夜烜燎けんりょうし砂礫されき霰あられの如し」とあり、昼夜問わずに噴火の炎や溶岩などが「烜燎」、すなわちあかあかと焼け、「砂礫」＝火山灰が霰のように降ったという。延暦二十一年正月の報告なので、噴火自体はおそらくこの前年の冬には起こっていたのであろう。続いて中央政府の対応が述べられ、神祇官の卜部に「卜筮ぼくせい」して占わせたところ、「干疫かんえき」——早魃かんばつと疫病——の兆しと出たので、駿河・相模の両国に、神々に「鎮謝ちんしゃ」し、僧侶に読経を命じさせたとある。

この時の噴火については、文学史料にも見えている。九世紀後半の貞観年間（八五九～八七七）を中心に活躍した文人の都良香による「富士山記」【**県史二〇三**】という漢文作品は、富士山にまつわる様々なエピソードを紹介しているが、その末尾に「山の東の脚の下もとに小山あり」とあり、「土俗くじゆ」＝土地の人々はそれを「新山」と呼んだとする。「本もとは平地なりき」というように、もとは平らな場所だっ

たのだが、延暦二十一年三月には「雲霧晦冥うんむいかいめい」、つまり雲や霧、火山灰などで昼なお暗い状態となり、十日余りのうちに山になった。「蓋けだし神の造れるならむ」と結んでいる。前述の『日本紀略』に見える駿河・相模両国による報告の二ヶ月ほど後のことである。

さらにその二カ月後にあたる『日本紀略』延暦二十一年五月甲戌（十九日）条【**県史一〇四**】には「相模国足柄路を廃し、管荷路を開く。富士の焼けた碎石が道を塞いだため、相模国足柄路を以てなり。」とあり、富士の焼けた碎石が道を塞いだため、相模国足柄路を廃して管荷途を開くことにしたと記述されている。「図一」に示したように、古代の東海道は、箱根山を北に迂回し、足柄峠を通過して相模へ下りてゆくというルートで、これが前述の資料に見える足柄路である。ところが、延暦の噴火により、この足柄路に石が降って道を塞いだためいったんこれを廃し、箱根山や芦ノ湖の南を横断する管荷路を開いたというのである。

ただ、この措置は比較的短期間のものであり、『日本紀略』延暦二十二年（八〇三）五月丁巳（八日）条に「相模国管荷路を廃し、足柄の旧路に復す。」とあるように、一年後には従来の足柄路が復活している。一年後には復旧が可能な被害とは、具体的にどの程度なのか、文献から明らかにすることは難しいが、自然科学的な知見からの解明を期待したいところである。

噴火による足柄路の遮断は、甲斐国とも大いに関わっている。行政区分としては東海道に属する甲斐国には、東海道の本線は通っておらず、現在の御殿場市周辺にあったとされる横走駅から分岐して、山中・河口の両湖畔を通り、御坂峠を越えて甲府盆地へと至る甲斐路（御坂路）という支路によって東海道につながっていた。したがって、たとえ一年間であっても、この足柄路が閉鎖された場合、甲斐と都の連絡はどのように行われたかが問題となる。甲斐国は東海道に属する以上、都との連絡は東海道を用いるのが原則なので、足柄路が全く通行止めになったとすると、仮に甲斐から横走まで行っただとしても、その先に進むことはできな



〔図1〕 東海道甲斐路・足柄路・管荷路関係図

* 島方洗一企画・編集総括『地図でみる東日本の古代—律令制下の陸海交通・条里・史跡—』（平凡社、2012年）13ページ掲載の図をもとに作成した。

い。もつとも、この場合の通行止めとは、現在の高速道路の通行止めのように、一切の通行ができないということなのか、それとも、例えば沿線の駅だけが停止したのみで、多少の危険を顧みないのであれば、自力である程度の通行はできたのか等、さまざまな想定が可能である。仮に全く通れなかったとした場合、行政その他の都合上、一年間、甲斐と都との往来が途絶したとは考えられないので、この期間は東山道を用い、甲斐から信濃方面に抜けて、東山道ルートで都へ向かったことも考えられよう。このように、富士山の噴火は、甲斐と他国との交通の問題とも深く関わるのであり、延暦の噴火もその事例の一つということになる。

三 貞観の噴火と溶岩災害

延暦の次に資料に見えるのが、今回の本題である貞観の噴火で、貞観六年（八六四）年から翌七年（八六五）にかけてのものである。

この噴火についても、これまで見た事例と同じく、最初の報告は駿河からであった。『日本三代実録』貞観六年（八六四）五月二十五日庚戌条【**県史一七二**】には「駿河国言さく、富士郡正三位浅間大神大山火ゆ。」とあり、続いて以下のような報告があったという。

山の一二里四方を焼き、光炎は二十丈ほど、声（＝音）は雷のようで、地震が三度あった。十余日を経ても火は消えず、岩を焦がし嶺は崩れ、沙石が雨のように降り、煙雲が立ち籠め、人は近づくことができない。大山の西北に本栖の水海が有るが、焼けた岩石が流れて海中を埋めた。遠きは三十里（約二〇キロメートル）、広さは三〜四里（約二〜三キロメートル）、高さは二〜三丈（約六〜九メートル）で、火焰は遂に甲斐国の堺（＝領域）に及んだ。

駿河国富士郡に鎮座している「正三位浅間大神」が噴火したとあることから、当時の富士山は正三位というかなり高い位を有する神であり、山全体がご神体であるが、それを祀る神社は富士郡に所在していたことがわかる。また文中に「本

栖の水海」とあるのは、本栖湖の資料上の初見である。

なお、この史料に見える「甲斐国の堺」について、『**県史・資料編3**』の網文は、「溶岩が本栖湖に流れ込み、甲斐と駿河の国堺にまで達したという。」としているが、この表現には問題があると筆者は考える。古代の国と国の境というのは、今の県境のように、境界線として明確に引けるようなものではない。³⁾ 古代においては、例えば、街道沿いの峠や河川などのピンポイントの場合には、ここまでするが、ここからはBの国といった区分があったが、今の県境のように、山野を含めて地図の上に線で示せる国堺というものは存在しなかった。したがって、この場合の「堺」というのは「境界」ではなく「領域」の意味で、「堺」は「界」の別字で、「世界」「政界」などの語のように、ある境界の内側という意味もある。駿河国の側から見て、甲斐国が管轄している領域にまで溶岩が流れていったことを表しているにすぎないと考えられる。この資料そのものは「甲斐国の堺」と読むべきで、文中に見えない「駿河」や「国」の語を勝手に補って、「甲斐と駿河の国堺」と読むのは牽強附会であろう。かりに境界としての「国堺」があったということになる、誰も住んでいない富士山の裾野のどこかに甲斐国と駿河国との境界線が引かれていたということになってしまうが、この資料をそのように読む必要は全くなく、駿河国の所管である富士山から出た溶岩が、甲斐国の人々が生活している領域にまで流れ込んだと解釈すればよいのではないかと思う。

さて、このように甲斐の領域にまで溶岩が及んだのであるから、甲斐国側はどうしたのが次に問題となるが、これについては、駿河からの報告の二ヶ月後の『**日本三代実録**』貞観六年七月十七日辛丑条【**県史一七二**】に、甲斐国が駿河国富士大山に「暴火」があったと報告したことが見えている。ただ甲斐国も、富士山については「駿河国富士大山」とし、駿河国の山と認識していることに注目しておきたい。この甲斐からの報告は、以下のようなものであった。

岡や岩を焼き碎き、草木を焦がし、土鑱石が流れて八代郡の本栖ならびに割

の両水海を埋めた。水は熱されて湯のようになり、魚や亀は皆死に、百姓の居宅は海と共に埋もれた。宅が有っても人はおらず、その数は記し難い。両海より東にもまた水海があり、名づけて河口の海というが、火焰はこの河口の海にも向かった。本栖・剱などの海が焼け埋もれるよりも前に、大きな地震と激しい雷雨があり、雲霧で暗くなり山野の区別もつかない状態になっている間に、この災害があった。

大山の「暴火」の様子として、岡や岩を焼き砕いて、草木を焦がし、「土鑠石」が流れたとする。「鑠」というのは、金属が溶けてどろどろになる状態をいうので、ここでは溶岩をさし、これが流れ込んで八代郡の本栖・剱の両水海を埋めた。『万葉集』の「富士の山を詠む歌」でも見たように、剱の海は、精進湖と西湖のもとになった水海だと考えられているのだが、ここでは、本栖湖や剱の海が八代郡にあるとしていることに注目しておきたい。近世の段階では、富士山の北麓のうち、河口湖周辺は都留郡に属し、西湖から西は八代郡であった。明治の中頃に西湖が南都留郡に編入され、さらに平成の大合併で精進・本栖も南都留郡に属する富士河口湖町に含まれることになるのだが、古代においては、これらの地域は、近世と同じように八代郡であったことがわかる。またこの資料の後半では、これも資料上の初見になるが、河口湖のことにも言及されているので、古代においては、現在の本栖湖から河口湖周辺までが八代郡であった可能性がある。ともかく、甲斐国八代郡の管下にあるこの地域にまで溶岩が流れてきたので、甲斐国からも報告があったのである。

このように、被災自体のリアルタイムの報告は、駿河と甲斐の両国からなされたが、その語る状況は基本的に一致している。ニュースソースは、それぞれ別々の観察結果にもとづくと思われるが、甲斐の方が若干詳しいものの、ほぼ同じ内容であるから、かなり実態に近いものとみてよいであろう。したがって、これらの記述内容を、自然科学または考古学の立場からどのように解釈するのが大き

な課題になるのである。

四 浅間名神への鎮謝と甲斐国での神祠の創建

ところで、貞観の噴火については、もう一つ興味深い出来事がある。噴火の翌年にあたる貞観七年（八六五）に、甲斐国から、浅間名神の新しい神社を甲斐国の方にも創ろうという動きがあり、これが先述のように、甲斐国が富士山に積極的に関与するようになる、あるいは富士山は甲斐国の山でもあるのだという認識が生まれてくる契機となったと考えられるのである。

前述のように、貞観の噴火に際しては、まず貞観六年（八六四）の五月に駿河、七月に甲斐から報告があったのだが、甲斐からの報告の翌月である八月になって、朝廷が甲斐国に以下のような命令したことが、『日本三代実録』貞観六年（八六四）八月五日己未条【県史一七三】に見えている。

朝廷は甲斐国司に以下のことを下知した。駿河国富士山の噴火を彼の国（駿河国）が言上してきた。亀卜により占わせたところ、浅間名神の禰宜・祝等が齋敬に勤めなかつた結果であるとのことであった。よって彼の国（駿河国）に鎮謝すべきことを既に下知した。そこで（甲斐国でも）また奉幣・解謝を行うように。

甲斐国司に対する下知においても、富士山を「駿河国富士山」とし、駿河国の山として注目がされるが、朝廷が神祇官で亀卜を行わせたところ、駿河国富士郡の浅間神祠での祭祀が不十分なので浅間名神が怒ったという結果であった。そこで駿河国に対し「鎮謝」すべきことをすでに下知したが、甲斐国においても同じように、富士山の神である浅間名神に奉幣をして謝罪をせよとの命令があったというのである。

朝廷のこの命令を実施する過程で、甲斐国は、それまでは他国の山と認識していた富士山の祭祀に、積極的に関与するようになっていったと考えられる。その

一端を示すのが、『日本三代実録』貞観七年（八六五）十二月九日丙辰条【梟史一八〇】である。以下に全文の現代語訳を掲げる。

（天皇の）勅により、甲斐国八代郡に浅間明神祠を立て、官社に列し、祝・禰宜を置き、時に随って祭らせた。

是より先、彼の（甲斐）国司が言上するには、

「昨年八代郡に暴風と大雨がおこり、雲霧で暗くなり山野の区別もつかなくなりまして。駿河国富士大山の西の峯から急に熾火が有り、巖谷を焼き砕きました。今年になって八代郡の擬大領無位伴真貞が託宣して云うには、

「我は浅間明神であり、此の（甲斐）国による齋祭を得たいと欲している。

この頃、国の吏に気づかせるために凶咎を成し、百姓を病死させた。けれども未だに気づき悟ることがない。そのためにこの恠を成したのである。早く神社を定め、祝・禰宜を任じて、潔齋のうえ奉祭するように。」とのことでした。真貞の身体は、ある時は伸び八尺となり、ある時は縮んで二尺となるように、長くなったり短くなったりしながらこうした詞を吐露しました。国司が卜筮させたところ、その内容は託宣と同じでした。そこで、明神の願いに依って真貞を祝とし、同（八代）郡の人である伴秋吉を禰宜として、（八代）

郡家の南に神宮を建て、まさに鎮謝をしようとしています。けれども異火の変は今になっても止みません。そこで現地に使者を遣わして檢察させたところ、剡の海が千町許り埋まっております、これを仰ぎ見ると、真ん中の最も高い頂に社宮が飾り造られていました。垣が四隅に有り、丹や青の石で立てられ、その四面の石の高さは一丈八尺許り、広さは三尺、厚さは一尺余りで、立石の門があり、そこから一尺離れた内側に、一重の高閣が有ります。全て石で構え営まれており、彩色が美麗であることは言葉に表せません。望み請うらくは、この社宮も齋祭して、兼ねて官社に預からせていただきたい。」と。（天皇の勅は）これ（以上の甲斐国司からの申請）に従え、とのことであった。

これは当時の天皇である清和天皇の勅で、甲斐国八代郡に新たに浅間明神祠を立て、それを官社に列して、正式な神官＝神職として祝と禰宜を置いて、時にしたがって祀らせるようにしたというものである。勅の後半では、天皇からこうした命令が出た背景を、甲斐国司からの言上を引用する形で説明している。今年になって浅間明神が八代郡擬大領の伴真貞に憑依し、身長を八尺（約二メートル四〇センチ）から二尺（約六〇センチ）に伸び縮みさせながら、甲斐国にも自らを祭る神社を建て、神職を置いて奉祭することを要求した。これを承けた甲斐国は、八代郡家の南に神宮を建て、真貞たちを神職として祭らせたが、「異火の変」（噴火）が収まらないので、現地に使者を派遣して調べさせたところ、剡の海に流れ込んで固まった溶岩の頂上に、いつの間にか壮麗な石造りの社宮が造られていた。そこで、八代郡家の南に造った神社と合わせ、この石造りの社も官社とすることを中央政府に願い出たところ、清和天皇の勅により許可されたというのである。

内容が多岐にわたるので、ここで若干の注釈を加えておく。まず、ここで二つの社宮が認定された官社とは、中央の神祇官が保管する神名帳という神社のリストに登載され、毎年六月に都で行われる祈年祭の際に、織維製品などの神々への捧げ物である幣帛を頒布される神社のことをいう。神祇官から班賜するものを官幣、国司から班賜するものを国幣というが、いずれにせよ、国家―建前上は天皇―から直々に幣が配られるのであるから、地域において、国家公認の高い社格をもつ神社ということになる。全国には官社ではない神社も数多く存在したので、創建後間もない神社をいきなり官社にして欲しいという要求は、ある意味でかなり高望みともいえるが、この場合は、それが一気に認められてしまったのである。次に、浅間明神が託宣した伴真貞の肩書きである擬大領は、擬任郡司の大領をさす。擬任郡司とは、平安時代において、各地の国司が独自の裁量で任命した郡司のことで、この場合は大領・小領・主政・主帳という郡司四等官のうち大領に

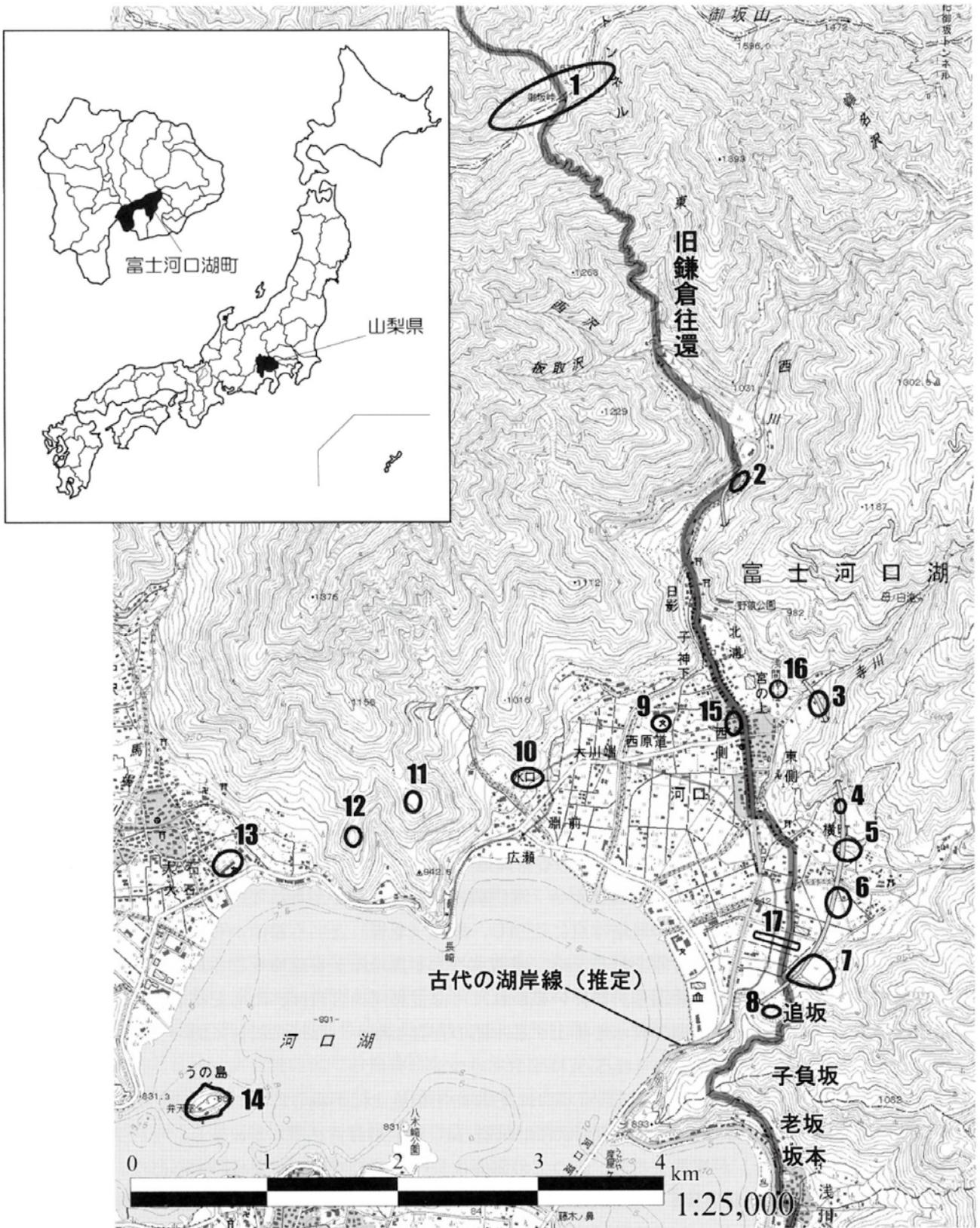
あたるので擬大領となる。郡司の任命権は、律令制の原則では中央政府にあったが、九世紀以降になると、国司が、正式の郡司である正員郡司の他に、独自裁量で擬任郡司を任命して、郡の業務を担わせることが一般化する。⁵⁾この伴真貞も、八代郡の有力者が、国司によって正式の大領と同格の地位に着けられ、郡の業務に従事するようになったものと考えられる。擬任郡司の任命権は国司にあったので、中央が任命した郡司に比べると、国司との結びつきが強くなる傾向があった。一般の郡司は、先祖代々国造であつたり、孝徳朝の天下立評以来郡司を出してきた譜第の名家から選ばれる傾向があるのだが、擬任郡司は、比較的新興の豪族が国司に取り入って任命してもらい、地域政治に参入してゆくことも多かった。この伴真貞も、そうした新興勢力であつた可能性があるが、そうした人物が、突然浅間明神の託宣をうけたことになる。真貞と一緒に、八代郡家の南に建てられた神宮の禰宜になった伴秋吉については手がかりがないが、同じ「伴」という氏なので、おそらく同族と考えられる。新興豪族と思われる伴真貞の一族で、この伴一族が祭祀権を握っている新しい神社として、新しい浅間神社が八代郡に創られたということになる。

甲斐国からの言上に記された様々な超常現象であるが、まず伴真貞の託宣に際して、身長が伸びたり縮んだりしたのは現実には起こりえず、虚偽報告とするほかない。また、後日溶岩の上で発見されたという石造りの社も、これを事実とみなして論ずる先行研究もあるのだが、⁶⁾筆者はこれも虚偽であると思う。噴火がまだ続いているような状態で、溶岩流の上に人が乗ることが可能なのかという疑問があるし、資料そのものもある種の奇跡として語っていることが示すように、溶岩流の上に石で社殿を造るといふのも、人がなせる業ではない。行ってみたいらいつの間にか社殿が溶岩の上にあつたなどというのは、実際にはおこり得ないことであるから、真貞の身体が伸び縮みしたということと一続きの話で、全体として虚偽に基づく報告だと判断されよう。つまり、こうした虚偽の報告に基づ

いて官社が認められてしまったことになるわけである。

この石造りの社殿の実在は怪しいことになるが、八代郡家の南に建てられた神宮については、全国の官社を列記した『延喜式』の神名帳によると、八代郡には官社が六つあり、そのなかに浅間神社が見えるので、これに相当する実在の神社であることは間違いない。これが現在のどの神社であるかについては諸説があるが、最近では富士河口湖町の河口の地に鎮座する河口浅間神社であるとする説が有力であり、⁷⁾筆者もこれに賛同する。古代においては、河口湖周辺も八代郡に属した可能性があることについては前述した。

前節で検討した貞観六年（八六四）七月の甲斐国からの報告によると、東の河口湖から西の本栖湖にかけての地域の集落は、この段階では八代郡の管下のいずれかの郷―何郷かは不明であるが―に属していたと考えられる。その上で、現在の河口浅間神社の立地を見てみたい。「図2」として示した地図は、河口湖周辺の遺跡の分布を示したものであるが、No.15の西川遺跡は、東海道の甲斐路（中世以降の旧鎌倉街道）の沿線に置かれた河口駅と関係する可能性が高いと考えられている。⁸⁾この遺跡と旧鎌倉街道（御坂路を挟んで反対側にあるNo.16が河口浅間神社であり、東海道の甲斐路とも非常に近い位置関係にあるといえる。次に、問題の神宮が八代郡家の南に建てられたとされている点についてであるが、八代郡家から富士五湖方面に行くには御坂路を使ったはずであるから、正確には南という方角ではないが、大まかな方位としては南と言えるだろう。八代郡家から河口湖方面に行くには、御坂路を南に下っていくことになるから、下っていった御坂路の沿線にある神社のことを郡家の南というのは、表現としてはごく自然なことである。さらに、現在の河口浅間神社は、位置的にも富士山が望め、かつ河口湖を見下ろす場所にあるので、溶岩流が河口湖にまで迫ってきて、場合によっては国家の幹線道路である御坂路にも影響が及ぶかもしれないというところで、それを鎮めるために建てたという創建の目的からしても、現時点では最も可能性が高い



- 1.御坂峠(史跡富士山構成要素)・御坂城(中近世) 2.疋橋遺跡(縄文～近世) 3.谷抜遺跡(縄文・平安～近世)
- 4.塚越遺跡(縄文～弥生・近世) 5.炭焼遺跡(古墳・平安～近世) 6.井坪遺跡(縄文・平安) 7.滝沢遺跡(縄文～平安)
- 8.追坂遺跡(縄文) 9.大築地遺跡(縄文) 10.金山遺跡(縄文) 11.広瀬の城古山(中世) 12.大石の城山(中世)
- 13.大石遺跡(縄文) 14.鷄の島遺跡(縄文～古墳) 15.西川遺跡(奈良～近世) 16.宮ノ上遺跡(平安～近世)
- 17.鯉ノ水遺跡(古墳～近世)

〔図2〕河口湖北東岸遺跡分布図

* 富士河口湖町教育委員会編『鯉ノ水遺跡－主要地方道河口湖精進線建設に伴う調査報告書－』
 〔東海道甲斐路跡・旧鎌倉往還跡 鯉ノ水地点〕(富士河口湖町教育委員会ほか、2015年)
 6ページより転載。

と筆者は考えている。

以上の点をふまえ、この出来事の歴史的な背景について考えてみたい。貞観年間を中心とする九世紀の後半というのは、甲斐国に限らず、地方の神社が中央政府に「うちはこういういい神社ですから官社にしてください」と申請して官社化する事例が少なからずあり、全国の官社の数が増加していった時期にあつた⁹。また、本来は自然神であつた神の人格化も進み、神階奉授といつて、「うちの神さまに位をください」という申請を受けて神社に位階が授与されることもよく行われた¹⁰。中央政府もまた、そうした動きに応えるかたちで、地方の神々を序列化し統制してゆこうとしていたのである。一方、政治的には、擬任郡司制などを通して、国司が独自に地元の豪族を手なづけつつ、地域支配を強化していった時期にあつた¹¹。伴真貞らによる浅間明神祠の創建は、まさにこの二つの動きが結びついた結果であると考えられよう。つまり、伴真貞のような新興豪族が、国司と私的に結びついて―ちなみにこの時の甲斐国守は橘末茂^{たちらのすえげ}という人物であるが―、自分たちが祀っている神を、中央に官社として公認してもらうことを画策したということである。この当時、地方の神社にとつて、官社になるなどの形で、その地位を中央政府に認めてもらうことには多くの利益があり、例えばその神社の財源として特定の田などがあつたりすると、その所有を国司に認めてもらうと、税制上優遇してもらふなどの特権につながつたと考えられる。また、真貞や秋吉が任ぜられた禰宜や祝という地位も、国家が任命した神職なので、郡司の肩書きなどと同様に、地域社会においてはかなりの影響力を有するものだった¹²。つまり、八代郡のこの一件は、富士山の噴火という激甚災害が、八代郡の豪族と、それと何らかの形で結んだ国司によつて、政治的に利用されたものと考えられる。本来の本拠地は国中の八代郡であつたと思われる伴真貞の一族が、八代郡家の南の河口周辺に神社を創り、その神職になるというものは、自らの勢力を郡内方面に広げていくことと不可分であつた¹³。また甲斐国としても、それ

を梶子にして、富士山は駿河だけでなく甲斐の山でもあることを主張しつつ、御坂峠の南に支配を広げてゆくうえでの大きな契機となつたと思われる。

この一連の経緯を述べた甲斐国からの申請は、多くの虚偽報告を含むことは前述した。身長が伸び縮みしたとか、知らない間に溶岩の上に神社が建つたとかいった報告内容は、当時の人々から見ても疑わしいものであつたに相違なく、報告を受けた都の人々もあり得ないと思つたはずであるが、真偽を確認するための使いが都から派遣されることもないまま、地元からの報告がそのまま勅に引用されて、しかも『日本三代実録』という国家が編纂した正史に堂々と載っているのは、当時の人々が、申請の理由に虚偽があることを承知のうえで、その内容を認めたことを示している。最近はやりの言葉を使えば、これはある種の「忖度」であり、ほとんどの人々はこれをでつち上げだと思つたけれども、神祇官や太政官の公卿たちが何らかの忖度をし、清和天皇にもきちんとした説明がなされないまま、官社としての認可がなされたということである。

八代郡に新たに創つた浅間明神祠が官社として認可されるかは、伴真貞や国司にとつては極めて重要なことであつた。ひとたび官社として認可されれば、それに付随する様々な利益が自分たちの懐に入つてきたはずである。当時の甲斐国守である橘末茂が、藤原北家の政治家、例えば当時の最高権力者である太政大臣藤原良房に賄賂を贈るなどして政界工作をしたのかも知れないし、後の撰関時代にはよくあることであるが、末茂が良房の家司^{けいし}であつたと仮定すると、そうした人脈を利用したことも考えられるが、ともかく中央政界で何らかの運動をして認めさせたのであろう。みなウソだとわかつていながら、お互いに忖度して認可したということではないかと筆者は考えている。報告内容の真偽は最初から問わず、可能な限り大げさな報告をして、結果として政府に認可してもらうことが重要なのであり、その点では、現代の森友や加計の問題と異なるところはない。今も昔も、地域政治というのは元来そういうもので、神さまをめぐる問題というの、

政治によく利用される。激甚災害が、こういう形で地域政治に利用されていったのである。

節の終わりに、この一件の後日談を二つばかり紹介しておきたい。『日本三代実録』貞観七年（八六五）十二月二十日丁卯条【県史一八一】に、「甲斐国をして、山梨郡に於いて浅間明神を致祭せしめんこと、一に八代郡と同じならしむ。」という簡単な記事がある。ただ、先述した『延喜式』の神名帳では、山梨郡には浅間神社が存在しない。したがって、こちらの神社は官社にはならなかった。この神社が現在のどの神社にあたるのかについては諸説あるが、一般には、笛吹市一宮町一之宮に鎮座する一宮浅間神社であると考えられている。ただ、富士山との関係から言うと、この神社からは富士山が見えないので、富士山の神を祭る神社がなぜ同地に鎮座するのかという疑問は残る。八代郡の浅間神社を郡内地方に創建した伴真貞一族の、国中におけるもとの本拠地であった可能性も含め、今後の検討課題であろう。なお、諸国の神社における一宮、二宮、三宮といった社格は、貞観噴火の時代からはかなり後の一二世紀ごろに成立したと考えられているので、同社が甲斐国一宮であることは、その創建の問題とは直接には関係しないことを付言しておく。

更に、先述した都良香作の「富士山記」【県史二〇三】にも、貞観の噴火に関連する記述がある。「又貞観十七年十一月五日に、吏民旧きに仍りて祭を致す。日午に加えて天甚だ美しく晴る。仰ぎて山の峯を觀るに、白衣の美女二人有り、山の嶺の上に双び舞う。嶺を去ること一尺余、土人共に見きと、古老伝えて云う。」とあるものである。貞観十七年（八七五）のことであるから、浅間明神祠ができて一〇年後ということになる。十年祭という考え方が当時あったかはわからないが、災害を鎮めるために神社を創ってからちようど一〇年という区切りを迎えたので、改めて神を迎えて奉祭しようということになったのだらう。「旧きに仍りて」とあるので、毎年行っていた祭祀とは考えられない。最初に神社を創ったときに

は盛大に祭りをやったものの、災害が収束してからは途絶えていたものを、一〇年後に再び何らかの形で再現した時の記録が残っていて、それが「富士山記」という文学作品の素材の一つになったということである。祭の場所がどこであったのかもわからないが、八代郡の浅間神社の周辺などの、富士山がよく見える場所であったと考えられよう。

五 東海道甲斐路（御坂路）への影響の有無

最後に貞観の噴火の社会的な影響をどう見積もるかという点に触れておきたい。前述のように、延暦の噴火の際には、東海道足柄路が一年間閉鎖され、管荷路に代替されるという形で交通に影響があったわけだが、貞観の噴火の場合はどうだったのだろうか。

『類聚三代格』卷十八駅伝事に収める貞観十三年（八七一）六月十三日太政官符【県史一九三】によると、同年に、東海道に所属する参河国から中央政府に申し出があり、同じく東海道に属する甲斐と武蔵の両国の貢馬使―馬を都へ運ぶ使―が、本来は使つてはいけない馬を地元から徴発するなどの違法行為を繰り返していることを訴えてきたので、両国に命じて止めさせたという。注目されるのは、東海道の参河国が訴えを起こしている点で、訴えられた甲斐も武蔵も東海道なので、両国の使いが参河で問題を起こしているという事は、この段階において、甲斐の馬を都へ運ぶ貢馬使が、東海道を使っていたことを示していることになる。この命令が出たのは貞観十三年なので、こうした問題が生じたのは恐らくこれ以前のことだろう。噴火から少なくとも六年後か、恐らくそれ以前には、甲斐国から都に向かう使いが東海道を使っていたことが確認できるのである。したがって、貞観の噴火が東海道や御坂路の交通に与えた具体的な影響は、文献からは明確にはわからないということになる。

貞観の噴火からは後になるが、例えば十世紀の承平の噴火については、『日本

『紀略』承平七年（九三七）十一月某日条【原史三一二】に、「甲斐国言す。駿河国富士山に神火あり、水海を埋む。」との簡単な記事がある。湖の名称が不明なのが悩ましいが、ここで湖を埋めたという溶岩流が、仮に剣丸尾溶岩流だとすると、この時の噴火による溶岩流は御坂路に及び、結果として、一時的ではあれ御坂路が通行不能になった可能性が出てくる。ところが『本朝世紀』天慶元年（九三八）八月七日条【原史三一五】によると、同年の甲斐国の駒牽こまひきはまったく問題なく行われている。駒牽とは、甲斐をはじめとする東国の御牧で生産された馬を都まで運び、天皇の御前で引き回して御覧に供する儀式であるが、翌年に駒牽を普通に行っている以上、御坂路は問題なく使っていたことになる。もともと、甲斐から都に上るのは、基本的には御坂路を経て東海道を使ったはずではあるが、先述したように、甲斐の場合は、いざとなれば東山道を使って都に上ることも不可能ではない。この場合は、御坂路の交通の可否の問題と、貢馬のルートとして、東海道と東山道のどちらが用いられたかという問題、この両者をどのように突き合わせて考えるのが課題となるのである。

おわりに

このように、富士山の噴火やそれに伴う災害は、甲斐を含む周辺地域の交通に影響するので、それをどのように見積もるかが重要となり、問題は本稿の前半でもふれた論点に戻ることになる。この点も含め、今回の発表会の諸報告からも学びつつ今後も検討してゆくことを期して、蕪雑な考察を終えさせていただきます。

註

- (1) 山梨県、二〇〇二年。
 (2) 稲岡耕二「たかはしのむしまろ」〔高橋虫麻呂〕〔『国史大辞典』9「たか―て」〕

吉川弘文館、一九八八年）など。

(3) 鐘江宏之「国」制の成立―令制国・七道の形成過程―（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）など。

(4) 『山梨県の地名』（日本歴史地名大系19）（平凡社、一九九五年）「南都留郡」の項など。

(5) 森公章「古代郡司制度の研究」（吉川弘文館、二〇〇〇年）など。

(6) 菅原征子「富士山噴火による甲斐国八代郡浅間神社の創建」（同『日本古代の民間宗教』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は二〇〇〇年）など。

(7) 新田真也「日本三代実録」からみた古代八代郡の動向―甲斐国八代郡擬大領無位伴直真貞―（『山梨県考古学協会誌』一六、二〇〇六年）など。

(8) 大隅清陽「中部山岳地域における駅制と地域社会」（同『古代甲斐国の交通と社会』六一書房、二〇一八年所収、初出は二〇一三年）など。

(9) 小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」（『史学雑誌』一〇三―三、一九九四年）など。

(10) 岡田莊司編『古代諸国神社階制の研究』（岩田書院、二〇〇二年）など。

(11) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇〇年）など。

第二部

講演録

— 世界遺産富士山講座 —

女性と富士信仰 — 信州における不二道の展開 —

宮崎 ふみ子

一 富士山と女性

皆さん、こんにちは。宮崎ふみ子です。今日は「女性と富士信仰」について、お話させていただきます。

富士山の神とは、どんな神だったのでしょうか。第一に火山の神であり、同時に広大な地域を潤す水の神、それから安産の神としても知られています。もう一つ大事なことは、富士山の神は女性だということです。お名前はいろいろあります。平安時代の朝廷の記録には、富士山の神として「浅間」という名が記されています。「センゲン」と読むのか「あさま」と読むのかはわかりません。これは南アルプス市江原の浅間神社に祀られている浅間神の木像の写真ですが、十一世紀に作られたと推定されています。これまでにわかっている範囲でいちばん古い浅間神の木像で、国の重要文化財に指定されています。この神像を見ますと、三体の女神が背中を合わせていて、その上に如来が胸から上を現わしています。この時代には、神と仏はもともと同じで、仏が日本の人びとを導くために神という形で現れたのだという「神仏習合」の考え方が広まっていました。だから富士山の神も実は仏なのだということで、この神像はそういう「神仏習合」の考えを表しています。ここで注目していただきたいのは、この神像に表された富士山の神が三体とも女性のお姿であるということです。

時代とともに富士信仰も変化し、富士山の神はいろいろなお名前と呼ばれましたが、いつも女神でした。平安時代には「浅間神」、平安時代末から後は、「神仏

習合」の考え方に基づいて浅間神と菩薩は本来同一だということで、「浅間大菩薩」と呼ばれました。室町時代には「浅間大菩薩」はかぐや姫と同一だとされ、江戸時代になると浅間大菩薩は木花開耶姫命このはなをひらくよめのみことと同一になりました。これは富士吉田市歴史民俗博物館企画展『富士の神仏』の図録に収録されている江戸時代の浅間大菩薩像ですが、上には菩薩像、下には木花開耶姫命像とみられる女神像が一つに繋がっています。明治以後になると、仏の信仰と神の信仰をはっきり区別しようという政府の方針で「浅間大菩薩」のお名前も「浅間神」に戻されます。今では富士の神はもっぱら木花開耶姫命と言われています。このようにお名前はいろいろ変わりましたが、かぐや姫も木花開耶姫も女神ですし、「浅間大菩薩」も姿を現わすときは女性のお姿で現れると信じられていました。

ところが、富士山の神は女性と信じられてきたにもかかわらず、今から六百十年くらい前まで、女性は富士山には登ってはいけないことになっていました。富士山はたいへん古い時代から神の山として信仰されていましたが、一般の人びとが富士山に参詣して登るようになったのは室町時代以降です。これは富士山南側の、大宮の浅間神社（富士山本宮浅間大社、静岡県富士宮市）が所蔵する「富士参詣曼荼羅」です。室町時代に大勢の人が列を作って登山し、富士参詣する様子が描かれています。これを拡大してみると、頭に丁髷みたいなものが確認できますので、全員男性だとわかります。富士登拝が盛んな様子は、戦国時代末期から江戸時代初期に來日した西洋人にも強い印象を与えました。この時期に日本に滞在していたキリスト教宣教師のジョアン・ロドリゲスは著書『日本教会史』の中

に、夏になると富士山には夜も昼も巡拝者が絶えないと書いています。^① きっとこのように登山者の列ができたのでしょう。ただし、この時代にも富士山に登ったのは男性だけでした。

富士山だけでなく、明治時代より前は、山岳信仰の聖地のほとんどが女性にとって立ち入り禁止でした。明治政府が明治五年（一八七二）に「神社仏閣や山岳信仰の山々の中に女性が入れないところがあるけれども、これからは女性が入ってもよい」という布告（明治五年三月二十七日太政官布告第九八号）を出しましたので、^② それ以後は山岳信仰の山々の中にも徐々に女性を受け入れるところが増えました。ところが、この点で富士山は他の山々と違います。明治政府の命令で女人禁制をやめたのではなく、もっと早く江戸時代のうちに、民間の人びとの力で、女性も登れるようになっていたのです。具体的に言えば、御師という富士信仰の専門家、富士山に登りたいという女性の信者たち、その女性たちを応援する男性の信者たち、そういう人びとの力によって、富士山は他の山岳信仰の山々にさきかけて女性に開放されました。富士山はいろいろな点で注目すべき山ですが、女性とのかかわりの歴史という点でも、他の山にない特色があるのです。

この富士山に登りたい女性やそういう女性を応援する男性は、どんな人たちだったのでしょうか。その中心となるのが、不二道^{ふじどう}という富士山を信仰するグループです。江戸時代の後半、十九世紀に、この不二道の信者たちは全国に広がっていました。その大勢の女性信者が富士山に登りたいと願い、男性信者もそれを応援し、富士山の地元の御師や神職の方がその願いに応えた結果、富士山は女性も登れる山になりました。今日は、そのような点を中心に、女性と富士信仰についてお話ししたいと思います。

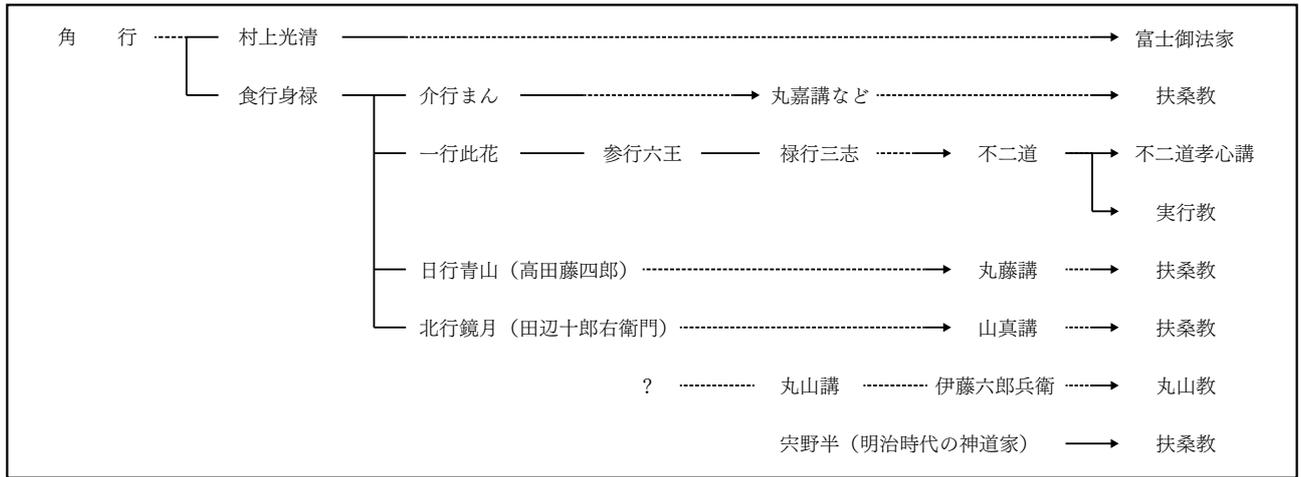
二 江戸・関東の富士講

ここは富士山の地元ですから、皆さんはよくご存じだと思いますが、富士山の

信仰について少しお話させてください。富士山の周りには登山口があり、そこから登山道が頂上に向かっています。それぞれの登山口には浅間神社や、修験の人たちがいるお寺とか坊があって―富士宮市の村山は修験の拠点でしたね―、そういうところに修験とか、神職とか、御師というような宗教の専門家が拠点を置いていました。修験や御師といった宗教家は登山口にあるそれぞれの拠点から他の地方に出かけて行って、巡回しながら富士の信仰を広めました。皆さんは富士山の御師という仕事についてよくご存じだと思いますが、もともとはご祈禱の専門家で、富士山の地元で祈禱を行うだけでなく、他の地域にも出かけて富士の信仰を広め、信者となった人たちを指導しました。富士山の南側の村山口では修験の人びとが同じような活動をしていました。

いろいろな地方に富士信仰が広まると、御師や修験は遠方に住む信者たちを定期的に訪ねて、富士山のお札を新しいものに取り換えたり、祈禱をしたりして、その代わりに富士の神への御初穂や―寄附です―供物を集めるような活動を行いました。富士山の修験や御師は、もう室町時代にはこうした活動を盛んに行っていました。遠く大坂や京都でも、東海道沿いにやってくる宗教の専門家が富士信仰を広めていました。富士山の北麓では、河口（富士河口湖町河口）や吉田（富士吉田市上吉田）の御師さんたちが活発に活動しました。河口の御師さんたちは広い範囲で活動していたようです。吉田の御師さんの活動範囲は主に関東地方に広がっていたようです。戦国時代の史料をみると、吉田の御師さんたちが、現在の茨城県の結城市や群馬県の太田市のあたりまでお札配りに行って、富士の信仰を広めていたことがわかります。^③ 夏の登山シーズンになると、富士参詣の人たちが、登山口にやってきます。富士山北口の場合は、まずいったん御師さんのお宅に来て、そこで祈禱をあげていただき、それから浅間神社に参拝して登山します。これは『トランヴェール』二〇〇八年四月号に載っていた写真で、吉田の御師の上文司さんがお宅の御神前でご祈禱しておられるところです。

〔資料1〕 角行・食行系富士講の行者略系図



* 岩科小一郎『富士講の歴史』(名著出版、1983年)の付表を参照。

ところが、江戸時代には富士信仰に新しい動きが出てきました。これからお話するのは、宗教の専門家ではない、いわばアマチュアの活動です。江戸時代は身分制度が厳しくて、僧侶や神職などの宗教の専門家も身分の一つでした。身分を変えることはできないので、一般の人がプロの宗教者になるのはとても難しいことでした。そこで熱心に信仰する人も、宗教を専門にすることはなく、それぞれの家業で生計をたてながら、空いた時間に宗教活動を行いました。江戸時代には、このような宗教のプロではない人びとの間に新しい富士信仰が起りました。それが、富士講や不二道です。

講と不二道の行者の系統図です。その初代は、「かくぎょう」という行者です。角材の「角」に「行」と書きます。角材を立てて一横にして地面に置いたのではありません—、その上に立ってお祈りをするというたいへん難しい修行をしたので、こういうお名前にしたのだそうです。この人は十六世紀の終わりから十七世紀の初めにかけて、全国各地の聖地を訪ねて修行しましたが、富士の人穴で修行していたときに富士山の神の声を聞いたそうです。それは「人助けをするように」というお告げで、そのために唱えるまじないの文句も、富士山の神から授かったそうです。伝染病などの病気を治す文句や、作物がよく実る文句、蚕の病気が治る文句などでした。⁴ 角行の弟子たちは、みな農民や職人や町人でした。ふだんは家業をしながら自宅で富士山の神を拝み、機会があれば富士山に出かけて山中や麓で修行するという俗人の行者でした。

十七世紀後半から十八世紀前半にかけて、この角行の五、六世代後の弟子たちの中に有名な行者が現れました。「行者略系図」(資料1)にある、村上光清と食行身祿です。村上光清は元文年間(一七三六〜四一)に、吉田の浅間神社の大鳥居の造営や社殿の修復に功績のあった人です。⁵ お金持ちだったようで、「大名光清」と呼ばれていたそうです。食行身祿は「ジキギョウミロク」と読みます。これは富士吉田市歴史民俗博物館企画展『身祿の聖物』の図録に載っている食行身祿の彫像です。この人は今の三重県津市から山の方に入ったところにある、当時は伊勢国の川上村という村の出身です。そこから江戸へ出て、苦勞して商売をして—油の小売りです—それなりに成功したそうですが、晩年には財産を捨てて富士信仰の布教に努めたので「貧乏身祿」などと言われたそうです。⁶ しかし信仰の面では、富士講の「元祖」と呼ばれるような、めざましい活動を行いました。角行と同じように、食行身祿も修行中に富士の神のお告げを聞いたそうです。それは、たいそう内容の深いお告げでした。ひとつは「この世界で人間が最も尊い」ということで、もうひとつは「将来、理想の世になる」ということでした。理想の世

について、もう少し詳しく言うと「理想の世が始まるようにと、浅間大菩薩が富士山頂で、男綱おづな男の綱と女綱めづな女の綱を結んだ。あとは人間が努力さえすれば理想の世の中になる」ということでした。では、人間がどんな努力をすれば、理想の世になるといえるのでしょうか。食行身祿によれば、「正直に、慈悲深く、情け深く、儉約する」こと、そして「自分の家業を一所懸命行う」ことでした。すべての人がそのようにしたら理想的な世の中が来ると食行身祿は信じて、世の中の人びとにそういう努力をするように勧めました。食行身祿は、とくに將軍のよくな支配者に対して、正直で、民には慈悲深く、自分自身はぜいたくを慎み、熱心に責任を果たしてほしいと望みました。食行身祿は五代將軍綱吉には絶望していましたが、吉宗が八代將軍になったときには、「この將軍なら、きっと理想的な世の中を実現するだろう」と期待しました。ところが、吉宗は幕府の政治制度や財政は立て直しましたが、そのおかげで庶民の暮らしが楽になるというようなことはありませんでした。そこで食行身祿はたいそうがっかりして、「理想の世が実現するときまで自分はここで待つ」と言って、富士山北口登山道の七合五勺にある烏帽子岩というところで断食修行を始めました。これは、富士吉田市歴史民俗博物館企画展『絵葉書にみる富士登山』の図録に掲載されている烏帽子岩の写真です。食行身祿はこの岩の脇に組み立て式の厨子を造って、その中で水だけ飲んで断食修行を続け、三十一日目に亡くなったそうです。

食行身祿は亡くなるまで有名ではなかったのですが、この断食のニュースが広まると、江戸の人々は感心して、弟子や遺族の娘さんのところに大勢の人々が集まってきました。食行身祿には遺されたお弟子さんが四〜五人、それから娘さんが三人いました。この娘さんのうち二人が、富士信仰の行者になりました。弟子はいずれも宗教の専門家ではなく、仕事を持ち、家庭を持っていました。娘さんたちも、家庭を持ちながら、富士信仰の行者になりました。先の「行者略系図」（資料1）では、介行まんという人が食行身祿の次女、一行此花という人が三女です。

次女のご子孫は東京に住んでいらっしやるはずですが、三女の花さんには子孫はいませんが、その後継者の系統の中から、今日お話する不二道という宗教団体が現れました。この系図にはその他に、日行青山と北行鏡月という名前のお弟子さんが載っています。このうち北行鏡月は、俗名を田辺十郎右衛門といい、後に吉田で富士山の御師になった方です。

食行身祿を尊敬して集まってきた人たちは、月四回地域ごとに集まって、礼拝の儀式をしました。そのときには、富士山の神の名前を唱え、食行身祿の教えを詠み込んだ和歌と一緒に読み上げました。このような宗教的なグループは、十八世紀後半に富士講と呼ばれるようになります。富士講は人気を博して、江戸では「八百八町に八百八講」と言われたように流行しました。なお、その当時実際に江戸にあった富士講の数は四百か五百ではないかと、富士講研究家の岩科小一郎さんは言っておられます。これは現代の富士講の儀式の写真です。富士山の形を模した置物が置かれ、木花咲耶姫命が祀られています。次は富士講のお焚上たきあげという祈禱の儀式の写真で、修験や密教の僧侶が行う護摩修行に似ています。祈禱ではふつう家内安全とか、登山の安全などを祈りますが、太平洋戦争末期には東京都心にあった富士講で町内に空襲の爆弾が落ちないようにという祈禱も行ったそうです。この儀式では、線香や細い木の棒を富士山の形に組み上げて、その頂上に火を着けます。こういう行事を行いましたので、富士講は人気ができました。あそここの富士講のお焚上で病気が治ったなどという良い評判がたつと、その富士講に信者が大勢集まるというようなこともあったそうです。ところがそうになると、江戸では修験者のような宗教の専門家が自分の信者を富士講に奪われたと言って、幕府に訴え出ることがありました。幕府は富士講に対して「俗人が祈禱をして信者を集めてはいけない」と弾圧しました。こういうことが、十八世紀後半から十九世紀中期までたびたび繰り返されています。それだけ富士講は人気があったということでしょう。

もうひとつ富士講が人気を集めた理由は、あまり豊かでない庶民にも富士参詣の機会があったことです。当時、富士講が流行していた江戸やその周辺から富士山を参詣するには、往復一週間くらいかかりました。旅費や参詣の経費として必要な金額は、普通の庶民にとっては大変な出費で、召使や商店の下働きなどの場合には、給料の半年分か一年間分に相当する程度になることもありました。そこで、富士山に行きたいけれども一度に多額のお金は出せないという人たちは、何十人が富士講に集まって、毎月の会合を行うたびに少しずつお金を出し合って積み立てました。夏の登山シーズンになると、くじ引きなどで二、三人の代表を選び、それまで一年間みなで積み立てたお金を代表に選ばれた人に持たせて、富士参詣に送り出しました。代表になった人たちは、他のメンバーの代わりに富士山の麓で浅間神社に参拝し、富士山に登って礼拝し、みなのためにお札を買って帰ってきます。こういうやり方は、代理の参詣なので「代参」といいます。

これは、文京ふるさと歴史館展示図録『江戸の新興宗教―文京の富士講―』に載っている、文京区のある富士講の代表が大正年間（一九一二―二六）に富士参詣したときの写真です。次は、富士吉田市歴史民俗博物館の『絵葉書にみる富士登山』に載っている八合目付近に登る富士講の人びとの絵葉書です。次の写真は、東京の多摩市の小林家という旧家に伝わる文書のひとつで、文政十二年（一八二九）の「富士代参帳」です。これは、富士講の代表として富士山に代参したときの記録です。右ページ一行目には「代参、大札六十」と書いてあり、六が七に直してあります。二行目には「御せん（御全―富士山の神―の意味か）大札 三四、三行目には「かいこ小札 六十」と書いてあります。ここから、代表になった人は、他のメンバーのために大札七〇枚、御全のお札を三枚か四枚、養蚕のお守りの小札を六〇枚買ってくるように頼まれていたことがわかります。次は、同じ小林家にある富士山のお札の写真です。「北室本宮」と上の方に書かれています。このようなお札を、六〇枚か七〇枚買ってきて、村に戻ってから富士講の仲間

配ったのでしよう。

富士講では、誰でも一度は富士山に行けるようにと、おもしろい工夫をしてみました。そのやり方を説明しますと、くじ引きで代表になって富士山に参詣した人は、それ以降は富士講の集まりに参加して積立金を払いますが、代表を決めるくじ引きには参加できなくなります。そうすると、代表を決めるくじ引きに参加できる人数は年々減っていきます。このようにすれば、くじ運の悪い人も、いつかは代表になることができます。そしてみなで積み立てたお金を受け取り、富士山へ参詣に行くことができます。このやり方は、伊勢講や頼母子講などでも共通です。

食身身縁が説いた正直、慈悲、情け、儉約というような教えよりも、お焚上の儀式とか、富士参詣とか、富士山のお札を買ったり貰ったりするか、そういう活動を通じて、十八世紀後半から富士講は江戸や関東の庶民の間で人気が出て流行了しました。

三 不二道

ところが、十九世紀の初めにこれとはちよつと毛色の違う富士信仰の団体が出てきました。それが、「三志」という人が始めた不二道です。「三志」は俗名を小谷庄兵衛と言います。禄行三志みくぎゅうさんしというのが富士行者としての名前です。これは、川口市教育委員会が所蔵する小谷三志の肖像を描いた掛軸の写真です。この人は、今の埼玉県川口市内にある鳩ヶ谷という宿場町で、大きな麴屋を営み、地元の子供たちのために手習いの師匠もやっていました。若いときから富士山を信仰していましたが、とくに食身身縁の教えを知りたいと願っていました。そのときに、食身身縁の娘の一行此花の養子で後継者となった参行六王さんぎょうろくおうという人が江戸のどこかにいるというのを聞きました（「資料1」参照）。それで訪ねて歩いて、文化六年（一八〇九）にようやく浅草で銚職人かざりしやくにんをしていた参行六王を見つけ出し

た。鋳職人とは、煙草入の飾りとか脇差や刀の留金をカバーするための裝飾金具などを作る職人さんです。参行六王は喜んで、三志を弟子にしました。そして三志に食身身禄の教えを伝え、その教えを解釈するために自分が書いた書物を譲り渡しました。三志はそれを自分ひとりで見てもつたいたいと思ひ、弟子や周りの人と一緒に勉強して理解しようと思いました。この教えに賛成する人びとが、三志を中心に集まって作ったのが不二道―二つとなき道―というグループです。⁸このグループは、最初「不二道」ではなく「不二孝」と言っていました。「ふじこう」と読みますが、富士参詣をしたりお焚上をしたりするのが目的の富士講と区別するために、字を替えて「二つなき孝」という意味の「不二孝」にしました。この「孝」という文字が示すように、このグループでは正直や慈悲や儉約だけでなく、「孝行」という道徳を強調しました。

「孝行」というのはもつと昔から大切な道徳でしたが、実は庶民の間で「孝行」が道徳の第一になるのは、江戸時代後半になってからです。戦国時代が終わるまでは、庶民の生活はたいそう不安定で、親から子へ、子から孫へ、孫からその次と、家が代々続くという保証はありませんでした。親がいなければ「孝行」できませんし、子がいなければ「孝行」してもらえません。ところが、世の中が安定し、庶民生活も少しずつ豊かになった江戸時代後半になると、庶民の間でも先祖から子孫まで家が代々続き、収入を得られる家業があり、家の墓地もあるということが当たり前になりました。家が安定し親子関係が安定すると、親は祖父父母に孝行し、自分は父母に孝行し、自分も年をとれば子供たちに孝行してもらおうということが、庶民にとつても意味を持つてきました。小谷三志やその仲間たちが「孝」を道徳の第一とした背景には、そのような庶民の生活や意識の変化がありました。不二道は、家業に精出すことと互いに助け合うことも、大切な教えだと思いました。熱心に家業をすれば、家の経済が安定するだけでなく、世の中全体が豊かになるからです。助け合いも大切で、自分の家族や親類はもちろん、他人で

も困っている人たちを助ければ、村や町など地域全体が安定して、みなで楽しく暮らすことができます。

不二道がもうひとつ大切にしたのは、子供です。家や村や町が続くためには、次の世代が必要です。できることなら健康で性格が良くてよく働く子供がほしいです。不二道は、良い子供を作るためには、男女の調和が必要不可欠だと考えました。夫婦仲が悪いとか、夫か妻の片方が威張り、もう片方が卑屈になっているとか、そういう状態では男女の間に調和がなくなるので、子孫ができないこともあり、たとえ子供ができて良い子供に育たないと考えました。そこで不二道では、夫婦・男女のバランスをとつても大切にしました。この点で、不二道の考え方は江戸時代の常識とは少し違いました。

この当時の世間一般では、男女の関係をどのように考えていたのでしょうか。江戸時代の支配者は武士で、武士の世界は圧倒的に男性優位でした。江戸時代の道徳は、儒教の影響を強く受けているので、やはり男性優位でした。江戸時代によく読まれた女性向けの道徳の本、たとえば『女大学宝箱』などには、女性は「結婚前は父親に従い、結婚後は夫に従い、老いたら息子に従え」とか「夫を天だと思つて敬え」というようなことが書いてありました。不二道が人々に勧めた男女の道徳は、これとは違いました。「男性が威張り、女性が卑屈になると、男女の調和が乱れてバラバラになってしまうから良くない。男女の間に調和した関係ができれば、夫婦仲が良くなり、良い子も生まれる」ということでした。武士や上流階級はこのような教えを受け付けられないでしょうが、庶民はこの考え方に納得できたようです。不二道の信者のところに来た手紙などを読むと、「不二道が教える通りにやってみたら、子供が産まれた」とか、「家や仕事をほったらかしにしていた夫が家に戻つてきて、まじめに家業をするようになった」というようなことが書いてあります。こうして、孝行、家業、助け合い、男女の調和を強調した不二道は、庶民の間に広まっていきました。

〔資料2〕として、不二道の広がりを示すために、十九世紀中ごろの不二道のリーダーや主要な世話人の―不二道の活動の幹事をする人です―居住地の一覧表（資料2）と、その分布を表す地図を用意しました（資料3）。地図（資料3）の数字は、一覧表（資料2）に掲げた人物の番号と対応しています。不二道が始まった場所は鳩ヶ谷ですが、そこから近い現在の埼玉県・東京都・千葉県とその周辺に多くの世話人がいたことがわかります。

ここから西の方へは、どのように広がったのでしょうか。小谷三志や弟子たちは食行身祿を尊敬していたので、伊勢国―今の三重県―にある食行身祿の生家を訪たび訪問しました。この往復に東海道を通り、その道筋の宿泊地などで不二道の教えを話しました。それを聞いた人の中に信者ができて、「不二道の教えの通りにやってみたら、家も村もうまくいった」と思った人もいました。そういう人は、不二道を知り合いの人たちにも勧めました。近所の人や、同じ村の人、仕事で付き合いのある相手や、商売で訪ねた地域の人たちに話しました。不二道はそのようにして、人から人にリレーのように伝わっていきました。

その一例を信濃国―信州、今の長野県―に見ることができません。長野県には、御師や修験者が江戸時代前期やそれ以前から富士信仰を広めていました。これは堀内眞さんのご研究がありますので、ご承知の方もいらっしゃると思います。ところが不二道ができてから十五年以上経った一八二〇年代末になっても、信州には不二道の信者がいませんでした。三志や側近の弟子たちは富士山に行ったり、東海道を旅行したりしましたが、信州を通って旅することがほとんどなかったため、不二道が信州に伝わる機会もなかったのです。ところが、一八三〇年代以降になると、信州は不二道の中心地の一つになります。信濃国には、武蔵国と下総国―今の東京都・埼玉県・千葉県北部―に続いて、全国で三番目に多くの不二道信者がいました。不二道はどのようにして信州に広まったのでしょうか。

信州の伊那谷という地方の思想史の研究者が昭和初期に書いた本には、三志が

この伊那谷に不二道を伝えたと書いてあります。¹⁰三志が旅の途中で信州の飯田というところを通りかかったときに、家庭の悩みを抱えていた松下千代という女性に不二道の教えを伝えて、問題を解決してあげたので、この女性は熱心な信者になりました、そこから不二道が信州に広まったというのです。でも、それは事実ではありません。松下千代の子孫の家に、この女性が自分で不二道の始まりについて書いた文書が残っていて、最近見つかりました。¹¹これがその写真です。飯田は何度か大火にあっているのですが、この文書も周囲が焼け焦げていますが、運よく大部分は読めます。この文書の最初には、「この御法の始まり、信州は飯田より始まる」と書いてあります。「御法」とは「宗教的な教え」のことで、ここでは不二道の教えを意味していますので、不二道の教えが信州では飯田から広まったということが書いてあるのがわかります。続けて読んでみると、不二道を飯田に伝えたのは三志ではなく、「遠州神沢村」に住む―正確には上神沢村だと思えます、現在は浜松市に属します、旧天竜市域です―若い木綿商人だと書いてあります。この商人はなぜ飯田に来たのでしょうか。

江戸時代後期になると、大都市だけでなく、地方都市や農村地域でも商品が流通するようになり、東海地方と信濃国を結ぶ商業ルートもたくさんできました。その中でも主なルートは東海地方から伊那谷という細長い盆地を通り、諏訪湖の西側を通り過ぎて松本へと続くルートでした。伊那谷の中心地は飯田という町です。〔資料3〕の地図に「飯田」の位置が示してあります。ここは商業と交通の中心地でした。南の東海地方からやってきた商人はここで馬を休めて荷物を積み替えて北に向かい、北から来た商人はここで荷物を積み替えて南に向かいました。この商業や交通のルートに沿って、不二道は東海地方からこの飯田に伝えられ、飯田から信州の各地に伝わりました。東海地方の木綿商人が飯田に来たのも、布教のためではなく、商売のためでした。商売のついでに、不二道を飯田の町の人に伝えたのです。

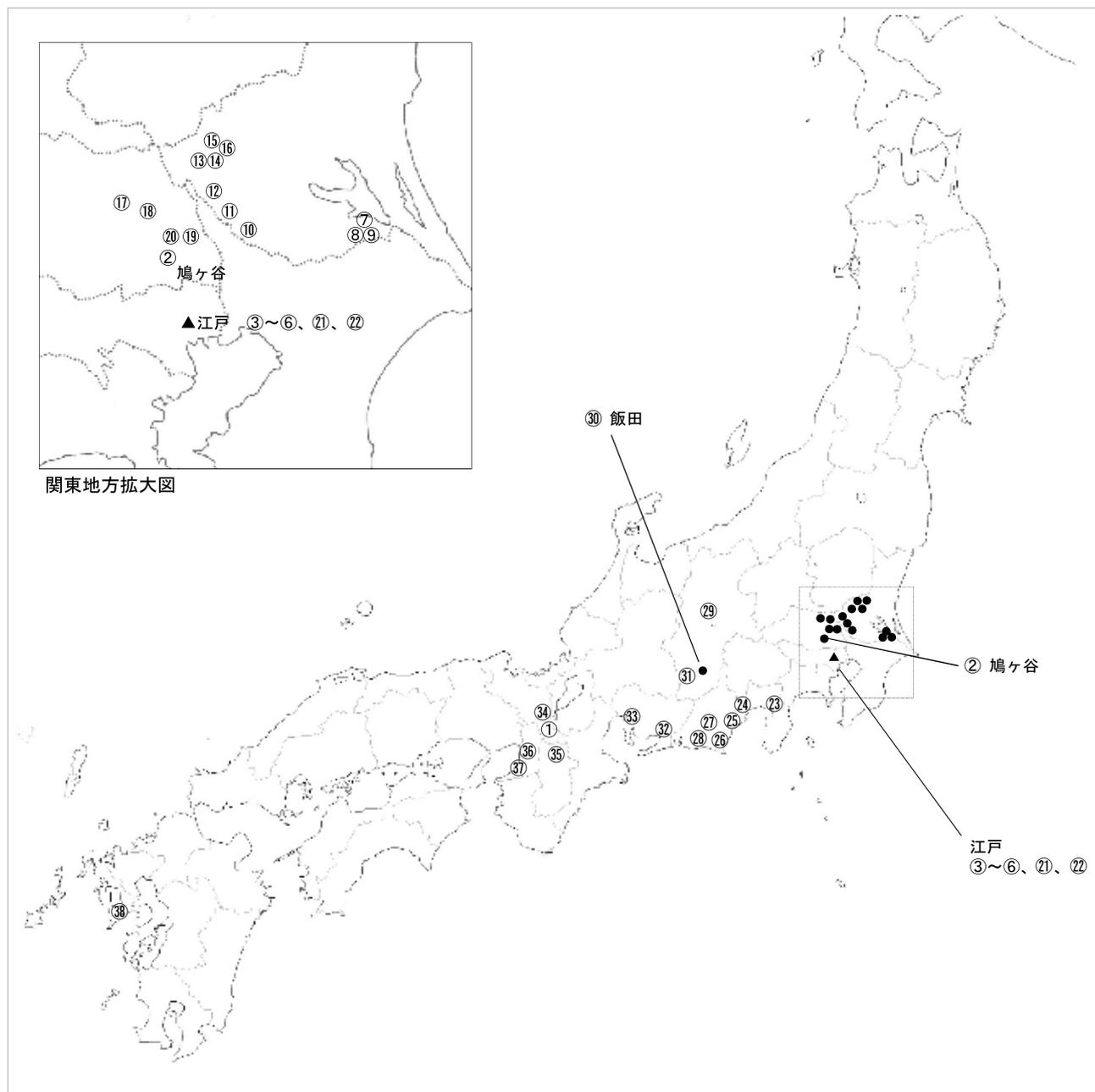
〔資料2〕1840年代末 不二道主要世話人一覧

以下の表は、嘉永元年・2年（1848・49）当時の主要な不二道世話人のリストである。弘化4年（1847）、武蔵国の一部の信者が、幕府に対して、不二道を庶民教化に利用することを求めて訴訟を起こした。この訴訟の記録である「不二道願立御札に付御答書」は複数の写本が作られたと思われる。その多くは散逸したが、鳩ヶ谷市文化財保護委員だった岡田博氏はその相当な部分を収集、翻刻し、資料集として刊行した（岡田博編『幕末期不二道信仰関係資料—不二道願立御札に付御答書』名著出版、2011年）。この資料の中には、訴訟の願人とその支持者たちが作成し寺社奉行所に提出した不二道の主要な世話人の名簿が含まれている。以下の表はその名簿を利用して作成した。

No.	在 所	身分・家職	名	備考	現自治体名
1	山城	醍醐寺理性院	行雅	不二道の師匠	京都市伏見区
2	武蔵 足立郡鳩ヶ谷宿	百姓	庄兵衛		埼玉県川口市
3	武蔵 江戸芝金杉通一丁目		乙三郎	店借	東京都港区
4	武蔵 江戸芝西応寺町		三四郎	家持	東京都港区
5	武蔵 江戸深川八名川町		十兵衛	家主	東京都江東区
6	武蔵 江戸深川寺町平野町	石屋	源兵衛		東京都江東区
7	常陸 河内郡馬渡村	百姓	権兵衛		茨城県稲敷市
8	下総 香取郡橋向村	百姓・小間物商	嘉右衛門		茨城県稲敷市
9	下総 香取郡押砂村	百姓・紺屋	武兵衛		茨城県稲敷市
10	下総 相馬郡和田村	百姓三左衛門父	浦七		茨城県取手市
11	下総 相馬郡水海道村	商	忠八		茨城県常総市
12	下総 猿島郡砂井村	百姓	利兵衛	下砂井村	茨城県猿島郡境町
13	下総 猿島郡仁連宿	百姓金兵衛倅	友吉		茨城県古河市
14	下総 猿島郡大山田村	百姓	松右衛門		茨城県古河市
15	下総 結城郡北南茂呂村	百姓・名主	庄右衛門		茨城県結城市
16	下総 結城郡平塚村	百姓	源六		茨城県結城郡八千代町
17	武蔵 埼玉郡河原井村	名主長左衛門父	友右衛門		埼玉県久喜市
18	武蔵 埼玉郡叡原村	百姓	彦太郎		埼玉県南埼玉郡宮代町
19	武蔵 葛飾郡八子新田	百姓・名主	久左衛門		埼玉県吉川市
20	武蔵 埼玉郡越谷宿	小間物商	治郎左衛門		埼玉県越谷市
21	武蔵 江戸深川八名川町	湯屋	平十郎	家主	東京都江東区
22	武蔵 江戸森下町	鋳物商	藤兵衛	店借	東京都江東区
23	駿河 駿東郡沼津宿中町	穀商	伝兵衛		静岡県沼津市
24	駿河 安倍郡江尻宿在吉川村	百姓・名主	五左衛門		静岡県清水区
25	駿河 有渡郡府中宿二丁目	呉服店	清左衛門		静岡県葵区
26	遠江 城東郡朝比奈村	百姓・名主	郡平		静岡県御前崎市
27	遠江 城東郡大坂村	百姓・油しばり	泰助		静岡県掛川市
28	遠江 磐田郡見附宿		市左衛門		静岡県磐田市
29	信濃 安曇郡南大妻村	百姓利兵衛父	藤助		長野県松本市
30	信濃 伊那郡飯田池田町	醤油造治兵衛母	ちよ		長野県飯田市
31	信濃 伊那郡栗谷村	百姓・名主	九右衛門	栗矢村	長野県下伊那郡阿智村
32	三河 渥美郡吉田宿呉服町	菓子屋	藤助		愛知県豊橋市
33	尾張 愛知郡宮宿善福寺町	魚屋	兵藏		名古屋市熱田区
34	山城 京都堀川松原上ル	鉄釘商善助母	やよ		京都市上京区
35	大和 奈良薬師堂町	筆墨商	忠六		奈良県奈良市
36	摂津 大坂南堀口町三丁目	酒造	弥兵衛	堀江町	大阪市西区
37	摂津 大坂島之内鍛冶屋町二丁目	按摩鍼灸	善左衛門		大阪市南区
38	肥前	小城藩士	柴田花守	長崎滞在	（長崎市）

註

- Na.1の理性院行雅は小谷三志の教義上の後継者で「師匠」と呼ばれた。右大臣徳大寺実祖の子で、維新後還俗して徳大寺莞爾と名乗った。
- Na.2の庄兵衛は小谷三志（俗名庄兵衛）の跡継ぎ。父の生前は金治、父没後に庄兵衛を襲名した。
- Na.3～6は、天保14年（1843）の不二道の企画（將軍日光社参に随行する人馬への銅葉・草鞋等施行）の際の世話人のうち、嘉永元年（1848）当時江戸在住の者。不二道願立の願人等が、寺社奉行所の命令により書き上げ、嘉永元年2月29日に提出した（『幕末期不二道信仰関係資料』90～91ページ）。
- Na.7～37は、嘉永2年3月4日、「不二道願立」の願人等が寺社奉行所に提出した「不二道世話人帳」に記載されている主要な世話人（『幕末期不二道信仰関係資料』224～229ページ）。このうちNa.12の利兵衛は、この訴訟の中心人物。なお、利兵衛の在所は、岡田氏の1976年の現地調査により下砂井村であることが判明している（鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第三集〔鳩ヶ谷市教育委員会、1977年〕、29～36ページ）。
- Na.38の柴田花守は、小城藩士であるが、長崎の世話人としても活動した。上記嘉永2年3月の「世話人帳」には記載されていないが、これを作成した願人等が花守の武士身分を考慮して記載を見合わせた可能性がある。明治初期の不二道分裂時に一方の指導者となって実行社という不二道信者の団体を組織した。後に、教派神道十三派のひとつである神道実行教の初代管長となった。



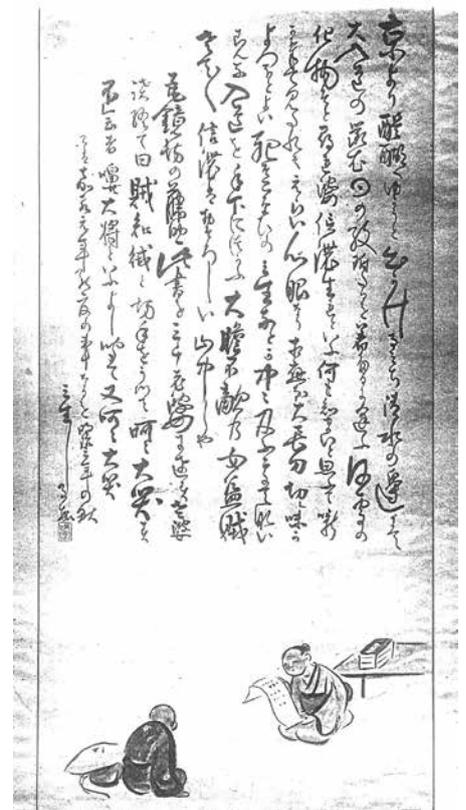
〔資料3〕 1840年代末 不二道主要世話人分布図

* 地図上の数字は〔資料2〕の最左欄の「No.」と一致する。

もう少し詳しく、この文書を見てみましょう。この若い商人は文政八年（一八二五）に仕事で飯田に来て、不二道の教えを会う人ごとに話して勧めましたが、最初は誰も聞いてくれませんでした。それでも三年目になると、飯田の若者たちが興味を持って聞いてくれるようになりました。当時数え年で三〇歳だった松下千代もその話を聞いて不二道に興味を持ち、あれこれ質問しました。ところが、その若い商人は「自分はいまよく答えられないから、ちよつと待つてくれ」と言つて、自分より少し先輩の不二道信者を連れてきました。この先輩の信者は飯田に何日間か滞在して、松下千代の家の座敷を借り、そこで不二道の教えについて、千代や他の人びとに話つて聞かせたそうです。そのころ千代は何となく体調不良で、寝たり起きたりしていたようですが、不二道の教えを聞くうちに自分の心と体に変化が起きたような気がしました。それから千代は朝晩水をかぶる修行をしましたが、体調不良は間もなく治つてしまいました。千代は、心と体は一つのもののだと、悟つたそうです。

千代は不二道についてもっと知りたいと思ひ、指導者の小谷三志に会いたいと思ひました。千代は行動力のある女性なので、夫に留守を頼んで富士山の麓に来ていた小谷三志や大勢の弟子たちに会い、三志の弟子となつて不二道信者になりました。夫も千代に続いて入信しました。

それから千代は、家業の商売もしつかりやりながら、その傍ら不二道を信州に広める活動を始めました。三志を信州に招き、その講話を地元の人びとに聞いてもらうこともしました。信州には誰も不二道について知っている人がいないので、千代は自分が布教するしかないと考え、まず不二道の教えを一所懸命勉強しました。千代は商売をやっているだけあつて、当時の女性としては読み書きがよくでき、そのうえたいへんな勉強家でした。東海地方などの先輩信者たちから不二道の教えの書物を借りてきたり、三志の手紙などをあちこちから借りてきたりして、それを写しました。千代の子孫の松下家には、千代が写した書物や手紙が保存さ



〔写真1〕

〔千代姫と瓦鏡坊藤助の対談の図〕

〔松下祐輔氏所蔵文書〕名12
飯田市歴史研究所寄託

れていますが、何百点にもなります。千代はそれを熱心に勉強して、不二道の教えを学び、学んだことを知り合いや近くの町や村の人びとに広めました。

千代には広い範囲に知り合いがいたようです。千代の父は飯田でも指折りの商人でした。千代には兄も弟もいましたが、父は千代を他家に嫁にやらないで、婿をとつて自分の分家を作らせました。きっと千代には商売の才能があると、父は期待していたのでしょう。千代は夫と二人で分家を作ると、そのころ飯田ではまだ珍しかった醤油の醸造・販売をはじめ、成功しました。その取引でいろいろな地方の商人と知り合いになりますから、そこにも不二道を広めたのだろうと思います。千代から不二道の教えを受けた人の中には、松本の藤助という人もいます。藤助は東海地方への旅行中に飯田で発病し、死ぬかもしれないと思つたそうです。千代から不二道の教えを聞いたなら、がんばつて生きようという気持ちになり、そのうちに病氣も良くなつたそうです。そこで心を入れ替え、千代の右腕となつて故郷の松本にこの教えを広めました。〔写真1〕は談笑する千代と藤助を描いた絵です。不二道はこのように人から人へと伝わりました。

不二道の信者たちはどのように信仰したのでしょうか。不二道にはお寺も神社も教会もありませんし、僧侶や神職などの宗教の専門家もいません。一カ月に四

回、夜、仕事が終わった後で信者たちが仲間の家に集まり、富士山の神を礼拝しました。富士講とは異なり、不二道の集会ではお焚上のようなまじないの儀式はしませんでした。そのかわりに、仲間の中で先輩の信者が不二道の教えについて説明するのを聞いたたり、生活に役立つ情報を交換したりしました。たとえば、松下千代は燃料を節約できる竈を考案したり、「薄播うすまき」という米の収穫量を増やすために良い育苗方法を調査したりして、成果が上がると不二道信者だけでなく、地元の人びとや旅先で出会った人びとも伝えていきます。

また、不二道の教えでは助け合いがとても重要でしたから、信者たちはボランティアでいろいろな作業をしました。たとえば、ある地域で水害のために農民たちが種籾を失ったという情報が伝われば、不二道の信者たちはその地域に種籾を送りました。不二道信者の大部分は普通の農民や町人なので、一人ひとりが寄付できる量は少ないです。でも、大勢の信者が力を合わせれば全体では十分な量の種籾を送ることができました。不二道の中心地だった鳩ヶ谷に残る記録や、松下千代の子孫の家にある記録から、具体的な活動の様子がわかります。¹² 種籾を送るような企画では、世話人が「資料2」に示した人びとです。コーディネーターをしました。たとえば信州南部では、松下千代が世話人となっていたので、信者たちは飯田に種籾を送りました。千代は集まった種籾をまとめ、天竜川の水運を使って東海地方の信者に送りました。そこから先は、東海地方の港町の世話人が引受け、船で水害があった地方に種籾を送りました。

不二道では、道路工事や堤防工事などもボランティアでやりました。この時代には台風などで道路や橋が壊れても、幕府や大名がすぐに復旧工事をしてくれるわけではありません。でも道路や橋が通れなければ、地元の住民も旅人も困ります。不二道には各地に信者がいますので、ここで堤防が決壊したとか、ここで道路が通行できなくなったというような情報が、集まってきます。そうすると、その場所の近くの世話人がまとめ役となって道路工事などの計画を作り、いつ、ど

こで、どんな仕事をやるので、参加できる人は来てほしいという情報を信者のネットワークを通じて流しました。それを聞いた信者のうちで参加できる者は、それぞれ自分の道具や弁当を持って、仕事をする場所に集まり、堤防や道路の修理などを行いました。大規模な工事のときには、何十もの村や町から何百人も信者が集まりました。それだけの人数が一斉に働くと、堤防や道路は早く修理ができたそうです。それでは不二道のボランティアが何百人も集まり、二日も三日もかかるような仕事をするときに、食事はどうするのでしょうか。こうしたボランティアの仕事をしたときの記録を読むと、不二道信者の間で役割分担をして、ご飯を炊く役、風呂を沸かす役、会計担当の役などを決め、それ以外の人は工事現場で働いたようです。不二道の特色として注目されるのは、こういうときに男性も女性も一緒に働くところです。しかも役割分担を見ると、かならずしも女性が食事を作り、男性が現場で働くというわけではなく、体力や能力に合わせて、男性が食事作りを担当することも、女性が工事現場で働くことも普通に行われていました。¹³

このように、不二道には男女差が少ないという特色がありました。信者はお互いに「同気」と一気持ちが同じという意味です。呼び合っていました。不二道の信者同士の間には、身分差も男女差もなく、原則としてファーストネームで呼び合いました。ファーストネームと居住地を組み合わせ、「飯田の千代さん」というように呼びます。熱心な信者は、ファーストネームの他に信者名をもらって、それを使いました。千代には「三千さんち」という信者名がありましたので、不二道の中では「飯田三千」と呼ばれました。農民や町人などの庶民の信者だけでなく、不二道では武士も特別扱いしませんでした。長崎に住む不二道信者の中に柴田花守という武士がいます。この人は信者名が「三生さんせい」だったので、「長崎三生」と呼ばれました。このような呼び方では、男性も女性も、武士も庶民も、区別がありません。江戸時代は身分の区別や男女の差が厳しい時代でしたが、不二道の中

ではそのような身分差や男女差がほとんどありませんでした。

四 食行身祿・不二道の女性観

ここからは、女性の話になります。日本の歴史を通してみても、江戸時代は女性の地位が低い時代と言われています。上流階級、特に武士階級では、昔から男性優位でした。いっぽう庶民の間では、もともと男尊女卑はあまりひどくありませんでした。それでも、江戸時代になると上流階級の文化や習慣がだんだん庶民まで伝わってきました。庶民の家でも跡継ぎは男の子ということになると、男性が女性より大事にされるようになりました。

江戸時代には、宗教の面でも女性差別がはっきりしてきました。それは、女性特有の出産や生理を「ケガレ」（穢れ）だとする考え方です。今も昔も、子供の誕生と人の死はとも不思議なことです。そこで誕生にも死にも、宗教が関係してきます。今でも人が亡くなると、忌中といってしばらく普通のお付き合いを—たとえば年賀状のやり取りなど—遠慮します。昔は、出産の場合も、女性はおちろん、その夫も一定期間お付き合いを遠慮しました。ところで、死の方は男女同じように起こりますが、出産や生理は女性だけが経験することです。そこで、政治の世界や社会で女性の地位が低くなると、女性に特有の出産や生理の出血もだんだん忌み嫌われるようになりました。言い換えれば「不浄」とか「ケガレ」と見なされるようになりました。

このような考え方も、上流階級から始まりました。平安時代の朝廷に仕える女性は、生理中は出勤しないで自宅待機になりました。出産なら、もつと長い間、自宅待機になりました。ところが、江戸時代になると、生理中でない女性も、小さい女の子も、女性はみな不浄だという考え方が広まりました。その背景には、『血盆経』という経典の流行があります。『血盆経』はもとからの仏教の経典ではなく、中国でできた偽経といわれるものです。これは室町時代に日本に伝わり、江戸時

代には全国的に広まりました。この中には、女性は「不浄」をまき散らした罪で死後はみな血の池に落ちるということが書いてあります。ただし、この『血盆経』を持つていれば、血の池から救われるということも、書いてあります。¹⁴これは、「立山曼荼羅」と呼ばれる立山の信仰を広めるために作られた掛図の中の「血の池」の絵です。坊さんが女性の供養のために『血盆経』を血の池に投げ入れ、女性の亡者がそれを受け取っているところを描いています。

山岳信仰の聖地に女性を入らせないという習慣は、古くからありました。それには、女性の不浄ではない、別の理由があったのかもしれない。しかし女性の不浄という考え方が日本中に広まった後は、女性は生理や出産の出血により不浄だから、神や仏の世界である神聖な山に立ち入ってはいけないということが、世の中の常識になりました。

さて、山岳信仰の聖地に女性を入らせないという「女人禁制」について、もう少し詳しく見てみましょう。この慣行は、平安時代に都の貴族やその周辺で始まったようです。この時代の女人禁制は、京都から比較的近い比叡山・高野山・吉野の金峯山あたりに限られていました。¹⁵ところが時代がくたって、都の貴族文化が地方へと伝わるようになると、女人禁制も都から他の地方に広まっていきました。富士山で「女人禁制」が意識されるようになったのは、戦国時代以後のようです。永祿七年（一五六四）に小山田信有が御室浅間社の別当に宛てた文書のなかで、その所管する場を書き上げていますが、そこに「女性禪定之追立」と出てきます。¹⁶江戸時代になると、「女人禁制」は全国に広まり、富士山でも「女人禁制」が常識になりました。『富士吉田市史』史料編5「近世III」の二二一号は江戸時代初期の慶長十七年（一六一二）の文書ですが、女性は生理があるので富士山には参詣しないということが書いてあります。

富士講や不二道の人々は、これをどう受け止めたでしょうか。食行身祿や小谷三志、不二道の信者たちは、男女平等だと考えていましたので、「女人禁制」に

反対でした。前にお話したように、食行身祿はみな尊いと考えていました。そこで「出産はその尊い人間を産み出すとても大切なことだから、不浄ではないし、生理も出産に関係がある大切なことだから、不浄ではない」と述べています。¹⁷ 不二道はもう一步進んで、「男女・夫婦がバランスよく調和した関係を作り、男性も女性も十分に能力を伸ばしてこそ、良い家庭ができ、よい世の中ができる」と考えていたので、女性差別に反対でした。

たとえば、不二道の信者の男女平等や男女の調和の考え方は、このようなところにも現れています。これは、不二道信者の夫婦が同じく不二道を信仰する別の夫婦に送った手紙です。松下千代のご子孫のもとに伝わる「松下祐輔氏所蔵文書」に含まれていて、飯田市歴史研究所に寄託されています。宛先には「吉岡屋御風様」とあります。「夫婦」ではなく、「風風」と書いている点に注目してください。「夫婦」と「風風」は、声に出して読めば「ふうふう」と「ふうふう」でほとんど同じですが、「夫婦」と書けば夫が先で妻が後になります。「風風」と書けば夫と妻のどちらが先でどちらが後かわかりません。だから不二道の信者は、夫と妻の間には上下関係がないということを示すために「風風」と書いたのでしょうか。次に、この手紙の結びの文句を見てください。昔は手紙の結びに「めでたく、かしく」などと書きました。この手紙では、「めでたく、かしく」に「女出宅、可祝」という漢字をあてて書いています。この漢字の意味を考えると「女が宅を出る、祝うべし」ということになります。昔は、女性というものは出歩かないでなるべく家にいるのが良いと言われていましたが、ここに書いてあるのはその反対で、「女性が外で活躍するのは祝うべきことだ」という意味です。このように不二道には、夫婦や男女は平等で、女性も男性も一緒に家業でも社会でも活躍するのが良いと考えていました。

次は、水害で被害を受けた地方に不二道の信者たちが種籾を寄附したときの名簿です。¹⁸ これをみると、女性が大量参加しているのがわかります。しかも、男が

先、女が後に書いてあるのではなく、男女の順番はバラバラで、まじりあっています。このように不二道では男女の差別に反対し、不二道の内部では原則的に男女平等でした。

ところが不二道の外の世間一般では、神聖な山には女性を入れないという「女人禁制」が現実になりました。「女人禁制」は今も残っています。これは、現在の奈良県大峰山の登山道の写真です。登山道の横に大きな石碑があつて、「従是これより女人結界」と彫ってあります。ここから先は、女性立ち入り禁止という意味です。最近では、大相撲の土俵の女人禁制が有名になりました。二〇一八年春の大相撲の巡業先で、市長さんが土俵上で挨拶中に具合が悪くなって倒れました。その際すぐに女性が土俵に上がって救命措置を講じたのですが、それに対して「土俵から降りてください」という場内放送が流れました。大相撲の土俵は女人禁制だからです。今ではこういうところは少なくなりましたが、江戸時代には「女人禁制」の方が普通でした。

食行身祿も、小谷三志も、不二道信者も、これに反対しました。でも十八世紀前半には、たとえ食行身祿が「女人禁制」に反対しても、富士山に登ろうという女性は現れなかったようです。食行身祿の弟子の中には、本物の富士山は「女人禁制」なので、富士山のような築山を造って浅間大菩薩を祀り、そこに女性を登らせようと考えた人たちがいました。築山に富士山から採ってきた岩石を置いて、これに登れば富士山に登ったのと同じだとみなして、富士山に登りたいのに登れないという女性たちに、築山を登らせたわけです。これを富士塚と呼んでいます。この写真は、十八世紀後期に造られた富士塚です。東京千駄ヶ谷の鳩森八幡神社はとのもりやまはちまんじんじゃの境内にあります。ここには富士山の溶岩が使われています。

五 女人禁制への挑戦

では、本物の富士山には、女性はどこまで登ることを許されていたのでしょうか

か。実は、はっきりした規則ができたのは十八世紀後半です。それ以前は、富士山にどうしても登りたいという女性がほとんどいなかったたので、女性はどこまで登ってよいかを決める必要がなかったのだらうと思います。そのことがよくわかる史料があります。富士山では「庚申」の年が縁起のよい「ご縁年」だということで、富士参詣に来る人が多くなります。元文五年（一七四〇）の庚申の年にも富士参詣ブームが起きました。そのとき、吉田の御師さんたちは「大鳥居のところまで来て富士山を拝んでください」と宣伝しました（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕一〇七号）。ちょうど、当センターで大鳥居の企画展を開催していますから、お時間が許せば、お帰りにご覧ください。今は木の枝などのために大鳥居越しに富士山の姿を拝むことはできませんけれども、当センターのポスターや展示解説では、大鳥居の向こうに富士山が見える組合せ写真を用意して紹介しています。さきほど紹介した御師さんの宣伝文から、一七四〇年には女性はもちろん男性でさえも、この大鳥居にまで来て、富士山を拝んで、富士参詣ができた満足していたことがわかります。大鳥居は浅間神社の入口の前にあり、登山道は浅間神社の後ろから始まります。大鳥居で富士山を拝み浅間神社に参拝して満足していた時代には、登山口から先に進む女性参詣者は少なかったたので、女性はどこまで登ってよいかを厳密に決める規則は、必要なかったたのでしよう。

しかし、食行身祿の教えを受け継いだ人びとの中からは、「女人禁制」に反対する人たちが出てきました。十八世紀後期になると、でるだけ上まで登りたいという女性の信者も出てきたようです。そこで、登山道を管理する宗教の専門家の立場としては、どの地点で女性の登山にストップをかけるか、ということが問題になります。十八世紀後期から十九世紀中期までは、二合目あたりが女性にとつての登山の上限でした。ここには、御室浅間というお社や役行者を祀るお堂があり、御釜という有名な滑岩なめいわもあります。ただし、「女性はここまで登れる」とはつきり示す線が引いてあったわけではありません。番人も柵もなかったたよう、当

時登山した人の記録や上吉田村名主の届書をみると、今の二合目付近に「女人禁制」という立札だけがあったたそうです（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕二一六・二八・二二一号）。

ところが、十九世紀前期に男女の差別に強く反対する不二道ができると、立札だけでは登山したい女性たちを止められなくなります。不二道では「女性は不浄だ」と思っていないので、女性は登ってはならないと言われても納得しませんでした。三志は「不浄とは心が邪なことであり、女性でも心さえ正しければ男性にまさるとも劣らない」と主張して、女性の生理を不浄として登山を禁止するのは間違いだと批判しています。¹⁹不二道では、女性にも登山させてほしいと、北口の御師さんと相談するのですが、なかなかうまくいきませんでした。仁孝天皇（在位一八一七～四六年）の女御（夫人）が懐妊された機会に、不二道の女性信者が安産祈願のために富士山に登りたいと「南口」の神職の方にお願したこともあります。²⁰このときはうまくいきそうだったたのですが、夫人が流産されたたので実現しませんでした。

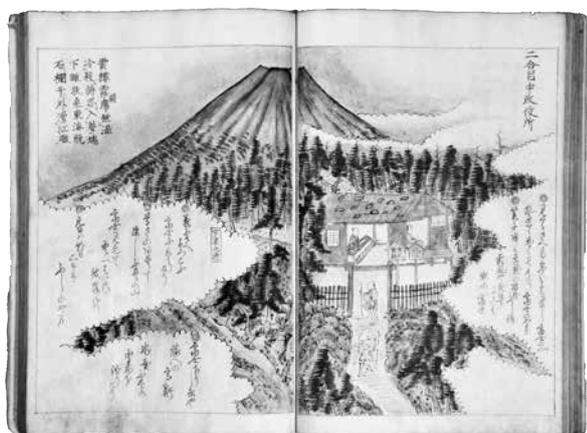
それでも、とうとう天保三年（一八三二）の秋に、「たつ」という女性が頂上まで登りました。登山シーズンに登ると、他の男性登山者と出会ってトラブルになるかもしれないので、登山が終わった九月二十六日に登り始めています。現行の暦に換算しますと十月十九日です。富士山の上の方はもう冬山です。雪が積もつて、風も強く、たいへん寒くなっていました。そこに富士山は初めてという女性が登るのは、かなり危険だったたわけです。このときは三志をはじめとして不二道の男性信者数名もついて行き、地元で雇った強力の人たちも一緒に登りました。御師さんたちは、少なくとも表向きは、これを知らないことにしていたようです。九合目まで来たとき、強力の人たちは「これから先は保証できないから下山しよう」と言いました。三志も「ここからは自分一人で登るので、女性も年配の信者もここまで来れば十分だから、もう降りるよう」と言いました。ところが「た

つ」という女性は、「どうしても頂上まで登りたい。無事に帰れたら他の女性にも登山を勧めたい」と言っており、登頂しました。⁽²¹⁾このときは下山の時刻が遅くなり、積雪と強風と寒気であんなに苦勞しましたが、無事に帰ることができました。不二道では、「女性が無事に登頂し無事に下山したのは、山の神が女性の登山を許可した証拠だ」と考えて、女性たちも「女人禁制」の場所より先まで登ってよいと思うようになりました。

六 富士山における女人禁制の強化

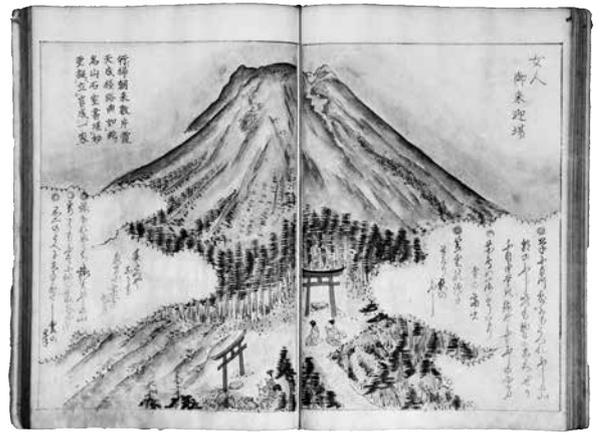
ところが、地元の村の人たち、とくに農業や林業をやっている人たちは、女性たちが「女人禁制」を守らないことを、困ったものだと思っていました。女性たちが登って、万一山の神が怒ったりしたら、悪いことが起きるのではないかと心配しました。女人禁制の山に女性が登ったときに天変地異が起きたという伝説は、吉野の金峯山や、越中―富山県―の立山、加賀―石川県―の白山など、日本各地に伝わっていました。突然嵐が来たり、土砂崩れが起こったりして、登っていた女性が山から落ちたとか、女性が岩や木などに変わってしまったとかいう伝説です。こういう伝説が富士山周辺の村々にも伝わってきて、地元の人びとは富士山でも女性が登れば天候の変化があるだろうと信じるようになったのでしよう。ただし富士山の麓の伝承は、他の場所とは少し違っていました。富士山の麓の人びとは、女性が富士山に登ると長雨や日照不足のような天候不順が起こると信じていました。雷雨や土砂崩れが起こるとという伝説では、登山した女性が被害を受けるのですが、長雨や日照不足の場合は、富士山周辺の村々が被害を受けます。農作物が不作になれば農民は困りますし、林業や運送業をする村人も、米や麦が不作になれば穀物代が値上がりするので、食費に困るようになります。だから富士山周辺の村々では、登山者に「女人禁制」を守ってほしいと思っていました。運の悪いことに、不二道の「たつ」という女性信者が登頂した翌年＝天保四年

からは、本当に気候不順が始まり、ひどい不作が四年間続いて、「天保の大飢饉」になりました。とくに郡内地方では穀物の値上がりの影響がひどく、一揆が起りました。天保七年の天保騒動です。これ以後、富士山周辺の村々は女性の登山にいつそう強く反対するようになり、吉田の御師にも、谷村（都留市）にあった代官所にも、登山者に「女人禁制」を厳守させるようにと訴え出しました。⁽²²⁾代官所は、ふだんは農民の言うことは簡単に聞き入れたりしませんが、天保騒動で苦い経験をした後ですから、すぐに村の要求を聞き入れ、富士山の登山道に足輕を派遣してパトロールを始めました。天保九年の夏、足輕がパトロールしていたところ、女性連れのグループが登っているのを見つけました。このとき代官所は、この登山グループの受け入れ先となっていた吉田の御師の一人やこのグループの荷物を運んでいた強力者の責任として、彼らに手鎖などを付けさせ、処分が決まるまで待つようにと命じました。もっともこの場合には、周辺の村々の代表者が御師さんたちを赦免してくれるようにと代官所に願い出たので、穏便に済んだようです（『富士吉田市史』史料編5〔近世III〕一二二号）。周辺の村としては、女性の登山をやめさせるのが目的なので、御師さんや強力の人たちの処罰までは望まなかったのでしょうか。その翌年、代官所の命令で、吉田の御師さんたちは「女人改役所」とか「女人改役所」といわれる女性登山者を見つけたための検問所を作ることになりました。夏の登山シーズンには、そこに吉田の御師さんが交代で詰めて、女



〔写真2〕「二合目中改役所」

「富士一山北口明細御絵図面」（個人蔵）より



【写真3】「女人御来迎場」

「富士一山北口明細御絵図面」（個人蔵）より

性登山者を二合目以上に登らせないようにしたのです（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕一（二二号）。「写真2」として、「富士一山北口明細御絵図面」と題する画集から、二合目の改役所の絵を掲げました²³。この絵を見ますと、まわり道もできないように、改役所の両脇には柵が設置されています。

ここで登山を止められた女性
は、たいへん不満に思ったこと
目まで登ってきてても、そこからは富士山の頂上が見えないのです。そこで、吉田の御師さんたちは女性たちに富士山の頂上が見える場所を教えました。二合目の改役所の手前から登山道を脇に外れて左の方へ登っていくと、三合目くらいの高さのところに、山火事後で立木が少ないところがありました。そこなら、木の枝に邪魔されないで富士山の山頂を見ることができました。その場所は「女人来迎場」とか「女人拝所」と呼ばれていたそうです。「写真3」は、先の画集のうち「女人御来迎場」と題する図葉です。森の中の空き地のようなところに鳥居が建てられていて、女性が富士山の方に向かって拝んでいるところが描かれています。この場所は長い間忘れられていましたが、一九八〇年の庚申縁年のころに、地元の研究者の皆さんが再発見して、「女人天上」と呼んで保存しています²⁴。これが昨年撮影していただいた「女人天上」の場所の写真です。

ところが嘉永四年（一八五二）になると、女性が登山道から脇道に入って三合

目の高さにある「女人来迎場」まで登っていることが、代官所にわかってしまいました。そこで、代官所はさっそくこの場所に女性が来ることを禁止しました（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕一（二五号））。十九世紀の前期から中期にかけて「女人禁制」に反対する富士講や不二道が盛んになり、富士山に登りたい女性信者が増えれば増えるほど、皮肉なことに、女性を富士山に登らせないようにするための「女人禁制」の仕組みが厳しくなっていたのです。

七 万延元年の女人登山解禁

富士山に登りたい女性が増える一方で、女性を富士山に登らせないための仕組みが厳しくなるのは、登山道を管理する御師さんとしては困ったことです。吉田の御師さんたちはこの矛盾を解決する良い方法を見つけました。それは「縁年」の特別行事として、女人禁制を一年だけ緩めるという方法です。富士山の「縁年」とは何でしょうか。二〇〇年くらい前の庚申の年に、雲と霧の中から初めて富士山が現われたという伝説がありました。甲・乙・丙・丁・…という十干と子・丑・寅・卯・…という十二支の組み合わせで六〇通りの年を現わす方式がありますが、「庚申」はその一つで「かのえ・さる」の年を意味しています。富士山の麓には六つの登山口があって、それぞれ修験や御師など富士山の信仰に関わる宗教の専門家が、神社やお寺、登山道を運営しています。こういう富士信仰の専門家は、「六〇年に一度廻ってくる庚申年は特別におめでたい年だから、その年に富士山にお参りしたら普段よりご利益がある」といって、人びとに参詣を勧めました。そして、できるだけ多くの参詣者を自分たちの登山口に引き寄せるために、庚申の年の特別企画を行いました。吉田の御師さんたちは、「ふだん女性は富士山の二合目までしか登れないが、庚申の年にはもつと上の方まで登ってもよい」という特別企画を用意して、女性参詣者や男女混成の参詣グループを吉田口に引き付けようとなりました。寛政十二年（一八〇〇）の庚申年には、四合

五勺まで登ってよいことにして、万延元年（一八六〇）は無制限に登ってよいことにしました。ただし無制限といっても、実際は八合目まででした。北口から富士山に登る登山道は、八合目の大行合というところで東の須走（静岡県小山町）から来た登山道と一緒に頂上へ続きます。吉田の御師さんたちが管理していたのは、登山口からこの地点までで、それより上の部分は、南側の大宮の浅間大社（現在の富士山本宮浅間大社）が支配していました。ですから、吉田の御師さんたちが女性を無制限に登らせることができたのは、この八合目までです。それでも、ふだんは二合目で止められていた女性たちを、八合目まで公然と登らせるというのは、画期的な企画でした。

これは、江戸でも、他の地方でもニュースになりましたが、その中でも不二道の信者たちは、ふだんから「女人禁制」に反対し、女性と男性と一緒に登ることを望んでいたのです、この特別企画を大歓迎しました。そこで富士講や不二道でいちばん大切な日とされている六月十五日の夜明け前に、富士山のできるだけ高い場所で、男女信者が礼拝するという計画を立てました。食行身祿は、「元禄元年（一六八八）六月十五日の夜明け前に、浅間大菩薩が富士山頂で男綱と女綱を結び、それが世の中を変えるきっかけとなった」と教えの書物に書いていましたので、富士講や不二道の信者は六月十五日を重要な意味がある日だと考えていました。万延元年六月十五日に男女の不二道信者が富士山に登って礼拝したときの記録が、鳩ヶ谷にある川口市立文化財センター分館郷土資料館に保存されています²⁵。この礼拝には一〇三四人が参加したそうです。そのうち七五〇人あまりは男女の区別がわかりませんが、ほぼ男女同数でした。女性にとって旅行がむずかしい時代に、男性と同じくらいの人数の女性が集まるというのは、不二道の女性信者の意気込みの高さを反映しています。富士山から遠い地方の人も来ました。前にお話しした信州飯田の松下千代も、もう六二歳になっていましたが、男性一九人、女性二五人の信者を引き連れてこれに参加しました。遠く長崎から来た男女の信者

もいます。年齢もさまざまで、一番若い女性は五歳でした。このように、一〇〇〇人を超す大集団が登りますと、全体の統制を取るのが大変です。不二道では女性たちが登山のリーダー役を勤めるようにしました。女性の信者たちが不二道の旗をもつて、長い登山の列の先頭、中程、しんがりに陣取って、リーダー役を勤めたそうです。

このご縁年に、登山シーズンの最初から女性の登山を無制限に認める方針を打ち出していたのは、北側の吉田と河口の御師さんだけでした。他の登山口は、登山シーズンの初めの段階では「女人禁制」の方針をとっていました。ところが、登山シーズンの中頃から後半にかけて、どの登山口でも「女人禁制」を緩めるようになりました。それは、どうしてでしょうか。万延元年の登山シーズンが始まると、北口から登山すれば女性も八合目まで行くことができるというので、大勢の参詣者が北の吉田や河口に集まってきました。女性の参詣者が北口に来たのは当然です。それだけでなく男女混成の参詣者グループも、北口から登れば男性と女性が別行動をしなくて済むので、ここに集まってきました。それに対して、ほかの登山口には、期待していたほど参詣者が来ませんでした。つまり女性の登山を許せば、男女ともに参詣者が増え、反対に女性の登山を許さなければ、男女ともに参詣者が増えないということが、はっきりしました。そこでほかの登山口の修験や御師の方々も方針を転換して「女人禁制」を緩め、参詣者を呼び寄せようとなりました。いちばん権威が高く保守的だった大宮の浅間大社でさえも、この年の七月五日に「現行の暦では八月二十一日」、「今年に限って女人禁制を停止する」という方針を出しました。頂上を支配している浅間大社が、女人禁制を止めたのですから、女性は公然と頂上まで行けることになりました²⁶。北口から八合目まで登って来た女性たちも、もつと先へ進んで頂上まで行けることになりました。旧暦七月五日という時期は、登山シーズンも終わりに近づき、頂上では初雪を迎える頃ですが、それでも頂上まで登れると言って、女性参詣者は途切れることな

く富士山にきました。これは、この年に多くの参詣者が北口から富士登山する様子を描いた錦絵です（口絵7）。男性と女性の大勢の参詣者が描かれています。

このようにして、信者たちの希望と吉田や川口の御師さんたちの判断によって長い間の習慣が破られ、明治政府の命令を待たずに、富士山では一八六〇年に大勢の女性たちが公然と頂上まで登りました。

今日のお話はこれで終わります。これからは皆さんのご質問を承りたいと思います。

—質疑応答—

問 万延元年（一八六〇）のご縁年、庚申年には、四合五勺すなわち御座石まで登れたとかねて伺っておりましたが、女性の登頂の事実は初めて伺いました。女性の登頂について記された文献について教えてください。

答 万延元年の一つ前、寛政十二年（一八〇〇）の庚申年に、吉田の御師たちは、女性は「四合五勺」まで登れるという宣伝をしています。けれども、実際には近隣の村々の反対によって、これを取りやめています。この史料は『富士吉田市史』の史料編5〔近世Ⅲ〕に掲載されています（二二二号）。ところが、公式にはとり止めると申しましたけれども、小谷三志の日記を見ると、実際には女性も五合目あたりまで登っていました。²⁷次の庚申ご縁年の万延元年は、吉田の御師が管理している範囲では自由に登れるということで、女性は八合目まで行きます。この八合目で不二道の男女信者が行った大集会の記録は、鳩ヶ谷にある川口市立文化財センター分館郷土資料館に保存されています。²⁸それからもうひとつ、文献があります。七月五日以降女性が頂上まで行けるようになったということは、御師の上文司さんの宿帳からの情報だったと記憶しています。先ほどもお話しましたように、七月五日は現在の八月二十一日で、山頂はかなり寒くなってくる頃です。そこで宿帳からは、男性の登山者がだんだん少なくなる傾向が見えます。ところ

が、女性の登山者はしばらくの間減らないで、むしろ増えていたように思います。

問 女性登山に対する罰則規定は、どのようなものだったのでしょうか。

答 徳川幕府は女人禁制にほとんど関心がありませんでした。そのいちばんの証拠は、慶応三年（一八六七）にパークスというイギリスの外交官が夫人と一緒に富士山に登りたいと希望したところ、幕府が簡単に許可を出したことです。幕府は護衛のために侍たちをつけ、さらに外国奉行から各宿場へ、パークス夫妻が通るといふ連絡を送りました。幕府は女人禁制も含めて民間の信仰には関心がなかったのです、外国人の女性が富士山に登るときも、止めたりしませんでした。

しかし、谷村にあった代官所は、登山者に女人禁制を守らせる方針を取りました。とくに天保の大飢饉と天保騒動の後は、村の人びとが代官所に不満を持たないようにと、神経質になっていました。村人を満足させるには、年貢を軽減するのがいちばんいいのですが、代官所としては勝手に年貢を軽減することはできません。そこで「女人禁制を取り締まることで、村々からの信頼を回復できるなら、その方が簡単だ」と考えて、村々の要求どおりに取り締りに乗り出したのだと思います。ただし登山中の女性を摘発しても、女性を処罰したという記録はありません。幕府の法律には、女人禁制の違反に対する罰というものはありません。地元の秩序を乱したという理由で処罰しようとしても、参詣に来る女性は地元の人ではないので、代官所が罰するのは簡単ではありません。いっぽう女性の登山を許した御師さんや強力の人たちは代官所が支配する地元の人ですから、処罰できます。天保九年（一八三八）に代官所が女性の登山を摘発したときには、御師さんや強力だけでなく、二合目の役行者堂の僧侶も女性の通行を見逃した理由で罪に問われています。ただし実際には、この人たちはあまり厳しく処罰されませんでした。周囲の村々も処罰を望んでいたわけではなく、御師さんや強力の人たちが女性の登山を認めないようにすることが目的です。そこで、警告として

はこの程度で十分だと考えて、すぐに村の代表が赦免の嘆願書を代官所に提出しました。この嘆願書も『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕に掲載されています（一二二号）。

問 不二道における登山の意義ですとか、目的はどんなところにあつたのでしょうか。教えの内容を見ますと、道徳的なものを中心です。そうした教義と実際に富士山へ登ることの意義について教えてください。

答 鋭い質問を頂戴しました。私も、気になっていきます。不二道の教えでは、人としてやるべきことに順番があつたと思います。人間が誰でも必ず行うべきことは、親孝行だとか、家業を熱心にやることだとか、互いに助け合うことだとかという、日常的な道徳でした。これに対して、富士参詣は誰でも必ずやるべき義務というわけではなかつたと思います。余力のある方は、富士山という浅間大菩薩の―富士講や不二道では「仙元大菩薩」と書きます―お膝元で感謝をささげましょう、ということではないかと思えます。

不二道の教えでは男女は平等なはずですが、富士登山は男性だけしか実現できません。また、経済的な問題や体力的な問題で、富士登山できない人びともいました。そこで、不二道では富士登山を信者の義務にしなかつたのかもしれない。富士山はできる範囲で参詣すればよいとしていたようです。小谷三志も信者たちに「富士山へ登れ」とは言っていない。

ただし、富士講や不二道の信者たちは、富士山頂で浅間大菩薩（仙元大菩薩）が男綱・女綱を繋ぎ、それが世の中を変えるきっかけとなつたと信じていましたから、その神聖な場所にお参りすることを望んでいたはず。そこに男女の差別があつて、女性は望みが叶わないというのは、とても残念なことです。そのように考えれば、女性たちも富士山に登れるようにしたいという不二道信者の気持ちには、強いものがあつたと思います。

問 富士信仰では「六根清浄」と唱えたと言われます。今日のお話の不二道では、どのような部分に信仰の形として表れてくるのでしょうか。

答 「六根清浄」と唱えながら登る富士講の行者は多いですよ。登山のとき「六根清浄」と唱えるのは、修験道の影響だと思えます。

ただ、不二道の文書では「六根清浄」という言葉を見たことはありません。食行身祿も不二道も、生理や出産の出血も清浄だと考えますので、修験道とは「清浄」というものに対する考え方が違うように思います。

不二道の一行が登るときに何と言つたのか、はつきりした記録はありませんが、万延元年に男女が集団で登山したときの様子を、不二道のリーダーの一人が後で「庚申女人登山子もり歌」という唄にしましたので、このときはわかります。²⁹⁾ ここには、「ことに六月十五日卯の刻禪定一筋と、進む女子の勇ましき、男も及ばぬ気をひらき、長旗もつて足早に、老いも若きも気を揃え」という文句もあり、女性はとにかく意気盛んで勇ましく先に立つて登つていったようです。男性については、「子守歌やら和讃やら、和合の声でひそやかに」と書いてあります。つまり男性は、子守歌や和讃を柔らかい調子で歌いながら、和合の気持ちで女性をエスコートしていったということですね。そうしますと、このときに不二道の信者が唱えたのは「六根清浄」ではなくて、子守歌だったのかもしれない。女性たちが「行くぞー」と先に立つて進み、男性たちが子守歌を歌いながらついていった、そんな情景さえ想像されます。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

註

(1) 岡田章雄「富士山への巡礼―ロドリゲスの東海道地誌―」（『日本歴史』一〇四、一九五七年）。『日本教会史』の翻訳は「大航海時代叢書I期9・10」（岩波書店、一九六七〜七〇）。

- (2) 安丸良夫・宮地正人編『宗教と国家』（日本近代思想大系）5（岩波書店、一九八八年）、四四六ページ。
- (3)（年未詳）五月二十二日「結城正勝書状」（刑部家文書）（『山梨県史』資料編4、一四八四号）。天正十七年（一五八九）六月朔日「北条家朱印状」（桜井文書）（『群馬県史』資料編7〔中世3〕、三五二九号）。
- (4) 岩科小一郎『富士講の歴史』（名著出版、一九八三年）、五六〜六〇ページ。
- (5) 奈良文化財研究所編『北口本宮富士浅間神社建造物総合調査報告書』（北口本宮富士浅間神社、二〇一六年）。
- (6) 食行身録については、岩科前掲註（4）書、二二八〜一九七ページ。
- (7) 富士講取締の町触は、寛政七年（一七九五）正月「町触」（『御触書天保集成』五五二九号）が最初である。これに続いて、享和二年（一八〇二）九月（『同』五五四一号）、文化十一年（一八一四）四月（『同』五五四六号）、嘉永二年（一八四九）九月（『幕末御触書集成』四六一四号）にも、それぞれ町触が出されている。「富士講之儀ニ付寛政度以来町触等調」（東京大学史料編纂所編『市中取締類集』十六、東京大学出版会、一九八四年、一九三〜二二二ページ）参照。
- (8) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の歴史〜小谷三志伝記〜』（鳩ヶ谷市教育委員会、二〇〇七年）。
- (9) 堀内眞『長野県の富士信仰』（『長野県民俗の会会報』三九、二〇一六年）。
- (10) 市村威人『伊那尊王思想史』（下伊那郡国民精神作興会、一九二九年）、四一五〜四三四ページ。
- (11) 「この御法の始まり」（仮題）〔松下祐輔氏所蔵文書〕（飯田市歴史研究所寄託、名1―26―9）。
- (12) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第二三集〔不二道農産物品種改良運動資料集Ⅰ〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九九九年）。
- (13) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第六集〔至誠報国不二道孝心講士持御書〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九八一年）、四〇〜四四ページ。
- (14) 牧野和夫・高達奈緒美『血盆経の受容と展開』（岡野治子編『女と男の時空』Ⅲ〔中世〕（春秋社、一九九六年）、八一〜一一五ページ）。
- (15) 鈴木正崇『女人禁制』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (16) 永禄七年六月十九日「小山田信有判物」（富士御室浅間神社文書）（『山梨県史』資料編4〔中世1・県内文書〕一六一八号）。
- (17) 食行身録「三十一日之御伝」（『富士吉田市史』史料編5〔近世Ⅲ〕一二号）。
- (18) 前掲註（12）書、三〇〜三一ページ。
- (19) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第一五集〔小谷三志著作集Ⅲ〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九九〇年）、八九ページ。
- (20) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第一八集〔小谷三志著作集Ⅵ〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九九三年）、一〇四〜一〇八ページ。この交渉を行った信者の書状には「南口」と書かれているが、須山口か大宮口かはっきりしない。
- (21) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第一四集〔小谷三志著作集Ⅱ〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九八九年）、五六〜六〇ページ。
- (22) 「上吉田年行事懸合書」（官幣大社浅間神社社務所編『刊「浅間文書纂」、一九三一年、名著刊行会より一九七三年に復刻）、四二六〜四三〇ページ。
- (23) 「富士山明細図」（吉田御師・小沢寛信画）の類本。嘉永三年（一八五〇）に写した旨の奥書をもつ。なお、「富士山明細図」については富士吉田市歴史民俗博物館企画展図録『富士山明細図』（一九九七年）が全図をカラー図版で紹介している。
- (24) 富士吉田市歴史民俗博物館編『富士を登る』（『富士山叢書』四）（富士吉田市教育委員会、二〇〇六年）、四〇ページ参照。
- (25) 「卯の刻禅定惣人別控」（川口市教育委員会蔵〔小谷家文書〕、市指定三五番）。
- (26) 吉田の御師上文司家に伝来した「庚申縁年登山性名録」に「女人之儀ハ（中略）七月五日より頂上迄登山ニ相成、御八料迄大廻り申候」という記載がある。通常は「御八葉」と言われるが、参詣者や御師の中には「御八流」という語を使う者もいた。
- (27) 鳩ヶ谷市文化財保護委員会編『鳩ヶ谷市の古文書』第七集〔小谷三志日記Ⅰ〕（鳩ヶ谷市教育委員会、一九八二年）、四五ページ。
- (28) 前掲註（25）文書。
- (29) 岡田博編『富士講・不二道孝心講詠歌教訓歌謡集』（小谷三志翁顕彰会、一九九三年）、二六三〜二六五ページ。

富士の道中歌 — 伊勢地方の二つの富士講行事から —

永池 健二

はじめに

奈良からまいりました永池と申します。ただいまご紹介いただきましたように、私は国文学で古典文学研究の立場から、日本の古い時代の歌謡を研究しています。いわゆる「うた」ですけれども、詠む和歌ではなくて、実際に声に出して歌う「歌謡」です。皆さんご存知かと思いますが、後白河法皇がまとめた「梁塵秘抄」には、今様という平安時代の末期に流行した歌がたくさん出てまいります。それから少し時代をさかのぼった、平安時代の貴族たちが盛んに歌いました催馬楽とか、風俗歌などが関心の対象です。その風俗歌では、「甲斐の風俗」ですとか、「甲斐歌」と呼ばれるものが知られています。私は、「甲斐歌」が大好きでして、そのなかに、「甲斐人の 嫁にはならじ 事辛し 甲斐の御坂を 夜や越ゆらむ」といった有名な良い歌がございます。⁽¹⁾ ちょっと聞くと、これは甲斐が山国であることを非難しているかのように見えますが、そうではなくて、甲斐国に嫁に来た女性が、甲斐の御坂を越えて苦しい旅をしている夫の安否を、夜、気遣いながら詠んでいるという、非常に胸をうつ、実に愛情のこもった歌なのです。そういう歌がありまますので、この甲斐国が大好きです。また、富士山を見るのが大好きなんです。実は富士山のことをまったく知りません。足が悪くて、杖をついておりますから、富士山に登ったことがないのです。

こうしてこのような場に立たせていただいたわけですが、富士山についてはまったく知らない素人ですので、もしまちがったことを申ししても、笑って聞

き流してください。私が今日お話しするのは、基本的には富士山の道中歌についてです。道中歌に関しては、荻野裕子さんという方が詳しく調査をされて、報告もいろいろ書かれていらつしやいます。⁽²⁾ 専門的な観点からは、それらを読んでいただければと思います。

歌は芸能ですので、歌われた歌は一回かぎりで消えていってしまふ。私は、歌謡研究の立場から、歌を理解するために、どういう場で、どういうふうに関わられて、それがどんな力を働かせて人びとの心を動かしただのか、力を発揮するか、そういうことを勉強してまいりました。今日は、こちらの世界遺産センターの堀内眞さんに誘ってもらって、実際に伊勢まで行って見てまいりました二つの富士講行事と、そこで歌われる道中歌についてお話しさせていただきたいと思ひます。実際に拝見しまして、とても感動しました。ここにほんとうに生きた歌の姿があるんだと。あとでまたビデオでご覧いただけます。ほんとうに歌とは何だったのか。むかしの人は、どうしてこういう場で歌を歌ったのかということ、しみじみ感じさせられました。そうした、実際に歌われる場に歌を戻して、歌の表現から、それらを歌った人たちのいろいろなもの考え方や行動を、今回はとくに空閒意識に焦点を当てて、皆さんと一緒に見ていきたいと思ひます。ぜひ一緒に、そういう歌を読むという作業をお楽しみいただければと思ひます。

一 聖地（社寺）参詣と道行の歌謡

今日、お話し申し上げるポイントは、「道行」という言葉です。「道行」をキーワー

下に話を進めていきたいと思えます。皆さん、言葉としてはご存知かと思えます。もともと「道行」という言葉は、「旅」を意味する言葉でして、「万葉集」にもすでに出てまいります。「道を行く」ということで旅することを表す、普通名詞だったと思いますが、これが日本の文学や芸能の世界では、独自の発達をいたしました。特別、特別な場面において、主人公やそれに類する人物の、空間的な移動を、特別な意味づけをもって表現する、独自の表現形式となって発達してきました。ある地点からある地点まで、空間的な移動をする。移動するときに、その移動を途次の地点地点の地名でもって詠み継いでいく。そうすることによって空間的な移行を表現する形のことを、日本の文学や芸能では「道行」と言っています。これは古く、すでに「古事記」などにも、その原形的なものを見ることが出来ます。それから、皆さんもよくご存じのように、「伊勢物語」では、在原業平に擬せられた主人公が東下りする。この東下りは、この道行文の代表的な事例です。そのほかにも、「平家物語」だとか、「太平記」といった軍記物の語り物では、戦に敗れたり、罪を得て捕らえられたりといった、たとえば、「平家物語」の平重衡（しげひら）ですとか、「太平記」では後醍醐天皇に仕えた日野俊基（しむと）が、鎌倉幕府に捕らえられて鎌倉へ連れて行かれる。そのときの街道下りというのが、そのまま道行になっている。地名を詠み入れながら、そこにいろいろな思いを託して、移り動いているというのが、表現の大きな特徴となっています。だいたいそのあとそういう人たちは、処刑されたり、獄につながれたり、非業の死を遂げるということになっています。それから、皆さんがよくご存知の事例では、元禄時代に活躍した近松門左衛門の人形浄瑠璃「心中天網島」とか、「曾根崎心中」ですね。そのクライマックスというところ、心中の道行の場面ですね。「曾根崎心中」では、お初と徳兵衛だつたでしょうか、死を決意した二人が、曾根崎の天神さんまで、そこで死ぬために、道行をする。「曾根崎心中」の「此世のなごり、夜もなごり、死に行く身をたとふれば・・・」というのは、地名はあまり出てまいりませんが、いわゆる道行

を基にした地名表現をベースにして作り上げられた歴史に残る名文です。

このほかにも、実は道行というものは、我々の身近な生活のなかにも、かつてはいろいろなあったようです。ただ、日常の生活の場面にはあまり見られず、どうしても非日常、つまりハレの場に、よく出てまいります。

現在、生活のなかで見ることのできる代表的な「道行」については、おおよそ三種ほどあげることが出来ます。その第一は、お祭りです。祭りには、神様の示現が不可欠ですが、神様は、この世の外の世界から旅をしていらっしゃるの、その移動がしばしば神の行列として表現される。これを御神幸とか、お練りとか、高知にはオナバレという変わった呼び方もありますが、こうした神様の行列は紛れもなく「道行」です。

「道行」が、現実に多数の人びとによる共同の行為としてなされる場合、それは、しばしば「行列」という形をとって表れます。生活のなかの行列といえば、すぐ思い浮かぶのは、むかし懐かしい花嫁行列、そして亡くなった人を葬送する野送りの行列でしょう。私は、だいぶむかしに京都府の南部、南山城の和束町（わづかちょう）というところのお茶間屋さんのお婆さんのお葬式に参列させていただいたことがあるのですが、むかしながらの土地の作法をよく残した野送りでした。墓穴掘りや棺担ぎなどの役目や行列の順次などは、故人との関係でしっかり決まっていました。たとえば墓穴を掘るのは、同じ「組」の男子で故人と血縁のない人の役目、行列には大きな灯笼（とうちゅう）提灯を掲げている人が二人いて、これは「イトコドウロウ」といって、故人の「いとこ」にあたる人が務めていました。埋葬地までの順路も決まっています。角々（かどかど）には、お灯明が一本ずつ立ててあり、その行列に従いながら、ああこれは、紛れもなくこの世からあの世へと移っていく死者の道行なのだと、しみじみと実感したものでした。

こうして道行の事例を具体的にみていくと、そこには「死」、あるいは彼岸（あなご）他界といったイメージが濃厚に漂っているのがおわかりいただけるかと思いま

す。もっと具体的に申しますと、道行とは二つの異世界の間の移り行きだということが見えてきます。死の国と生の国、神の国と人の国、男の世界と女の世界・・・といったふうなです。日本人の旅がしばしば「道行」という形をとって表れるのは、「旅」という行為そのものなかに、住み慣れた日常の生活世界から離れて、見知らぬ異界へと身を移していく、彼岸的、他界的性格が潜在しているからではないでしょうか。私はそうした道行の性格を、勝手に「道行の彼岸性」と名づけて呼んでいます。

もう一つ私たちの生活の中にある道行で、忘れてならないのは、神社の参道です。神様の御坐所としての神社は、言うなれば、私たちの生活空間の近くに、かりそめに設えられた霊地＝聖域であり、周辺の現実世界とは一線を画された聖空間です。ですから、そうした聖域としての神社に詣でる参拝＝参詣という行為は、そのまま「道行」という性格を担っています。建築学の上田篤先生は、神社の空間的特質を広く調査研究された「参道の研究」のなかで、神社の「参道」は、参詣という行為が、「道行」の行為であることを眼に見える形で具現してくれている生きた「道行」の空間であることを明らかにされています。³⁾

参道の両脇に立ち並ぶ杉の並木や無数の石灯籠。一の鳥居、二の鳥居、三の鳥居。そして御前を流れる御手洗川や、その上の太鼓橋など、これらはすべて、ことが神社の聖域の内と外とを分かち「結界」であることを示す徴表しるしでもあります。私たちは、参道において、そうした結界を一つひとつ越え進むことによって、「聖地」へとより深く身を移して行くのです。

このように「道行」という行為の実例や特質を見てまいりますと、今日の話題である富士山への登拝＝参詣という行為も、紛れもなく「道行」だということがよくわかりただけかと思えます。自分の生まれ故郷からはるばる旅をして、霊山としての富士山にたどりつき、一つひとつ足を踏みしめて登っていく。その行為は、意識すると否とに関わらず、否応なく「道行」という特異な身体行為と

して表れる。そして、もう一つ忘れてはならないのは、そうした道行には、なぜか「歌」がつきものだということです。道行をしていると、旅をしていますと、何故か歌が歌いたくなる。むかしの人たちは、何故か、そんな癖を持っていた。その何よりの実例が今日皆さんとご一緒に読んでみたい富士の道行の歌です。

今日は、皆さんとご一緒に、ぜひ二つの伊勢の富士講の行事の実例と、その場で歌われる「道中歌」について、その表現を具体的に追いつながら、富士山参詣という行為の「道行」としての特質や、そこで歌われる道中歌の一つひとつがどんな働きをしてきたのか、表現の面白さを楽しんでいきたいと思えます。

二 伊勢地方の二つの「富士参り」の行事

前置きがたいへん長くなりました。それでは、富士参りの行事について話を進めて行きたいと思えます。

「資料1」に実際に見ることのできました伊勢地方の二つの富士講の行事を掲げておきました。実際に道中歌を歌う行事を紹介して、そのあとご一緒に道中歌そのものを読んでいきたいと思えます。

最初にA「申歳の富士参り」として、伊勢市の東豊浜町土路どろというところの浅間講の行事をあげておきました。土路と申しますのは、ちょうど伊勢湾の二見浦の近くです。二見浦よりも少し西方になるでしょうか。伊勢湾に面した浜でして、もとは漁村だったと思うのですが、今は半漁半農の村であるようです。そこでは、古くから、十二年ごとの申の年に、この行事が行われます。おもしろいのは、申年にかぎって行われるということです。十二年に一度の申年の富士講の行事が終りますと、そこで新しい富士講を組織する。その年にちょうど一五歳を迎えた、前回の申年の三年前＝巳年生まれの子供たちを最年少に、一五歳から二七歳までの男性の若者たちが講を組織して、今ですと毎年一万円、むかしは毎月五〇〇円の積み立てをしたということです。積み立てたお金でもって、実際に男の子たち

- ・精進人には、朝・昼・夕の1日3度の禊が課せられる。
- ・垢離は、「ヨーヨー」の掛け声とともに、頭から水にもぐるその態様から、「ヨーヨーダッポン」と呼ばれた。
- ・ヨーヨーダッポンは、頭を深く水につけた後、頭を上げて数珠を4回手繰る。これを4回繰り返す。半垢離の場合は、これをさらに4回重ねる。
- ・初日の水垢離を済ませた精進人は、腰などに三角の「ショウジン」と呼ばれる白布を着ける。
- ・浅間山に登拝する講員たちの水垢離は「フジゴリ」（富士垢離）と呼ばれるが、このほかに一般の村人たちの要望などで精進人が身代わりの垢離を務めることがあり、これは、「ジゲゴリ」（地下垢離）と呼ばれる。この垢離をしてもらうと、実際に垢離をしてオヤマに登拝したのと同様の御利益があるとされている。

②餅搗き

- ・大祭当日未明～午前10時頃、切原公民館玄関前で催行される。
- ・講員及び精進者によって持ち寄られた餅米が、精進・垢離をして身を清めた講員たちによって、夜を通して、盛大に搗かれる。
- ・堅杵4本で搗く四本杵。搗き方は、次の3工程の「搗き」によって進められる。傍らでは歌い手（音頭）が搗き方に合わせて餅搗歌や浅間道中歌を歌ってはやす。杵はそのリズムに合わせて搗かれる。

I 小搗き（チョイチョイ搗き）

- ・「南無浅間大菩薩」の掛け声で、4人の搗き手が細かく上下に搗く。
- ・はやし歌は、「今はうれしや せんげん様でヨ 瓜や茄子の花盛りヨ」で始まる餅搗歌。

II ねり搗き（ねり）

- ・搗き手4人が右手で杵尻を握り、左手を杵の中央に添えて、粘りの出始めた餅米を臼の中で右廻りに捏ね回すように搗く。
- ・はやし歌は、「家を出ばん 出立つ時は 足も軽かれ 山よかれ」で始まる浅間道中歌。歌ごとに「南無浅間大菩薩」とはやす。

III 本搗き（ドンドン搗き）

- ・搗き手が後ろに反りながら、肩上まで振り上げた杵を体重を掛けて前屈みに搗き下ろす。
- ・はやし歌は「揃ろた 揃ろたよ 四本の杵がいつか団子がおわえるやら」で始まる杵搗歌。歌ごとに「はれわい だんだん これわい だんだん」とはやす。
- ・（搗き上げ）最後は杵で搗きながら、餅を臼の中央に丸く寄せて搗き上げる。
- ・（供饌）搗き上がった餅は、径数センチの丸餅にされ、一臼分は、注連縄を掛けた「ゆり」（浅桶）に納めて公民館内に設けられた祭壇に供えられ、祭終了後には講中の家々へ配分される。また、丸餅1個ずつを「切原浅間講」と刻印した紙の小袋に入れて、志納者などにも配布する。

③浅間山登拝

- ・餅搗き終了後、午後4時頃より、講員による切原浅間山への登拝が行われる。事前に切り出された大きな生竹で作った大幣2本、やや小ぶりな小幣2本を講員たちが捧げ抱き、浅間道中歌を歌いながら登拝する。
- ・浅間道中歌は、「音頭」役がマイクを持って音頭をとり、他の精進人たちは、末句の五音を受けて、繰り返して歌い返す。
- ・五合目付近にある石の階段の始まるところに、捧げてきた竹の小幣2本を立てる。登拝者は、そこで草履を脱ぎ、その上へは素足で登るのが昔からの作法である。
- ・浅間山の頂上は、少し平らになっており、そこは「オハチ」（お鉢）と呼ばれる。お鉢に着くと、一行はまず2本の竹の大幣を所定の場所に立てる。そこには、小祠があり、中には向って右に大日如来、左に薬師如来が、それぞれ祀られている。
- ・精進人一同は、小祠に祀られている2体の仏の前で、オットメ（お勤め）をする。お勤めでは、講元と当座の主導によって、般若心経（2回）、消災呪（4回）、大日不動浅間大菩薩に対する呪祷（4回）、真言（6回）が唱えられる。
- ・お鉢巡、お勤めの終了後、一同は当座を先頭にオヤマの歌（お鉢巡の唄）を歌いながら、祠の周りを右廻りに4度周回する。一首の歌を歌って一廻り、四首の歌で四周する。

〔資料1〕伊勢地方の二つの富士参り行事

A 申歳の富士参り —伊勢市東豊浜町土路の浅間講—

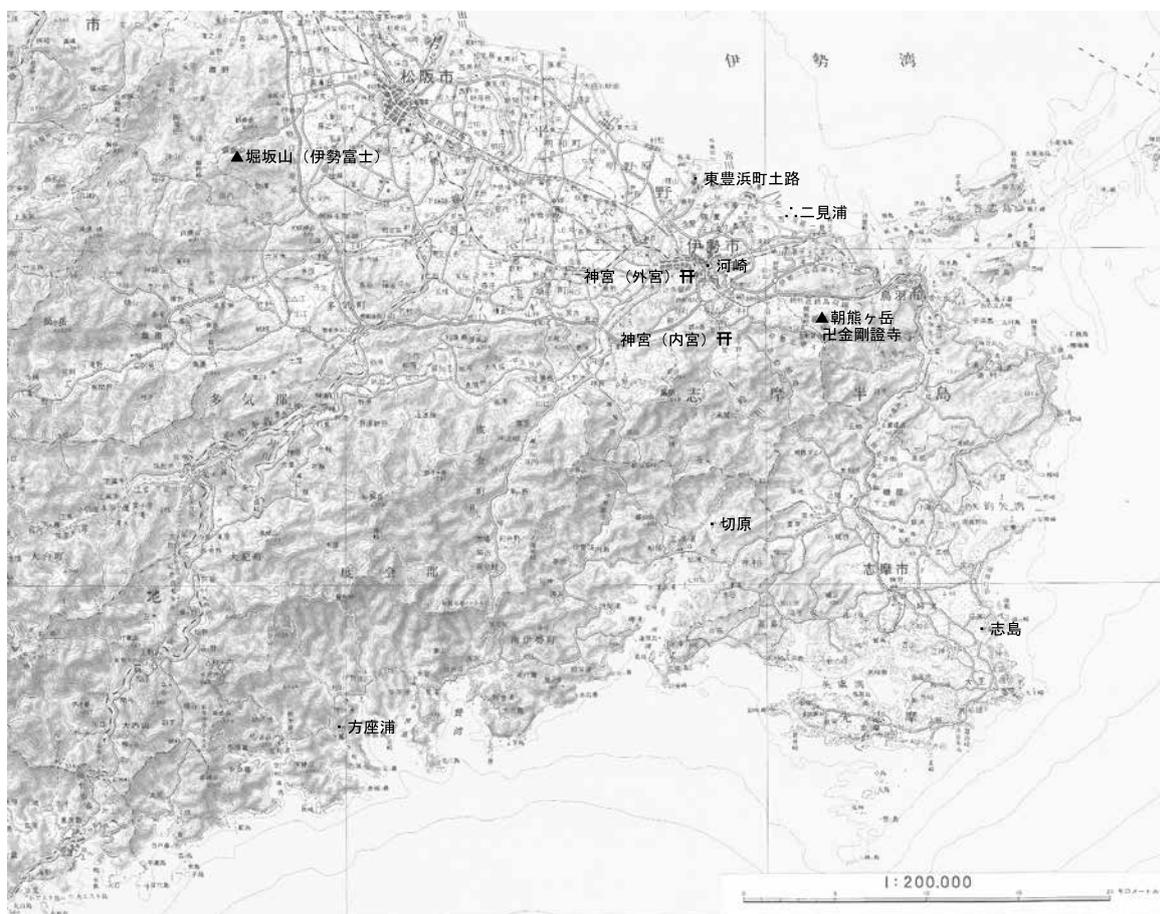
* 2004年7月30～31日、2016年7月23～24日に採訪

- (1) 期 日 12年毎の申歳の7月末。2004年は7月30日、2016年は7月23日に催行。
- (2) 主 催 土路浅間講。
前々回の申歳宮参り以前の午年生まれ（行事の年に27歳）から巳年生まれ（同15歳）の男子で構成。
- (3) 概 要 12年毎の申歳の夏に、講員の男たちによる富士参詣登山が実際に行われる一方で、村では家を守る女たちによって、「道中歌」に合わせた「踊り」が夜通し繰り広げられる。
- (4) 行事の詳細
- ①浅間神社のオヤマ築造
- ・富士参りの年には、浅間神社の境内に、富士山を模した塚＝オヤマ（お山）が造られ、その頂上に松の木が立てられる。
 - ・松は前回の参詣が終わった後、海辺の松原から根付きの小松を曳いて、境内に植えられたもの。
- ②富士参り
- ・その年参拝する男子たちは、7日間にわたる精進潔斎をし、早朝にオヤマに参り、祝詞と由来記を読み上げた後、道行唄を歌い、氏神の高羽江神社に参拝してから出発する。
 - ・現在はバスで吉田口の五合目まで行き、そこから登るが、むかしは船で吉田港（愛知県豊橋市）まで帆走してから、東海道を徒歩で歩き通したという。
- ③オヤマ巡りの歌と踊り
- ・地元の浅間神社では、男たちの参詣中、富士に登り始める夕方頃から下山まで、富士参りの「道中唄」と踊りが継続して繰り返される。
 - ・「道中唄」の音頭をとるのは男だが、踊るのは参詣中の男子の家の女たち。とくに祖母に限られ、祖母が不在の場合は、母かほかの女たちが務める慣わし。
 - ・歌と踊りは、境内のオヤマの周りを巡りながら、男たちの登山の間中、夜通し続けられ、翌朝、無事下山したとの連絡が入ったところで終了する。

B 餅搗き行事と浅間山登拝 —一度会郡南伊勢町切原の浅間大祭—

* 2017年7月1～2日に採訪

- (1) 期 日 旧暦5月28日（現在は7月の第一日曜日）。
- (2) 主 催 切原浅間講・講中。
- (3) 概 要 地区の北東に位置する「浅間山」に講中（男子）が、登拝する登拝行事を核として、その前に行われる餅搗き行事と二段で構成されている。餅搗きや登拝に参加する講中には、厳しい精進と禊（垢離）が課せられてきた。
- (4) 行事の詳細
- ①ヨーヨーダッポン—厳しい物忌・精進と水垢離
- ・その年のまとめ役である「当座」（当人、当屋）や浅間山に登拝する講員は、「精進人」（しょうじんど）と呼ばれ、厳しい物忌み・精進が課せられている。
 - ・当座は、その月の15日から27日まで、14日間の精進。家屋内の一室に竹で神棚を作り、部屋には注連縄を張り、毎日灯明を上げ、供物を供える。
 - ・講員の精進人や熱心な信仰者の家でも、「火替」（別火）のうえ、別部屋に籠もって精進し、幾日も垢離を繰り返した。
 - ・禊の水垢離には、20日から当日まで繰り重ねる「本垢離」と、24日から当日までの「半垢離」の二方式があった。
 - ・禊場は、コミュニティセンターの傍を流れる五ヶ所川の上流の橋の下に設けられ、竹4本をもって鳥居を作り、注連縄が張られている。



〔図1〕本稿関連図

* 国土地理院発行20万分1地勢図「伊勢」(2012年)に加筆。

は富士山にお参りするのです。

以前は、伊勢の港から船に乗って、三河の吉田港（愛知県豊橋市）まで行きま
す。そこから東海道を徒歩で下っていく。それに対して村に残った人たち、留守
宅の、富士講の講員、男の子たちを送り出した家々では、夕方になりますと、だ
いたい出立した若者たちが、そろそろ富士山の登山にかかる頃合いに集まってき
まして、浅間神社にお参りします。浅間神社の境内には、「オヤマ」という小さ
な築山が造られています。これは明らかに富士山を模したもので、その上に大き
な松の木が植えられています。この松の木は十二年前に、前の富士講が終わった時
に浜から採ってきたものを境内に植え替えて十二年間育て上げたものです。留守
宅の人たちは、ここで踊りを繰り返します。そのときに、音頭をとるのは、富士
講に出かけない男のお年寄たちです。かつては自分も富士登拝をやったことがあ
るお年寄が三人くらい、歌のうまい方が音頭をとって歌います。一方、踊るのは
みんな女性たちです。男は踊りません。聞きますと、実際に富士参りに出立した
男の子をかえるその家のおばあさんが踊るのが、本来の形だといえます。もし
おばあさんがいない場合は、お母さんなり、姉妹なりが代わりに踊る。お年寄の
方が踊るのが本来の形のようにです。私、それを聞きましたときに驚きました。こ
れは柳田国男のいう「妹の力」だと。「妹の力」のことをご存知の方もいらつしや
るのではないかと思います。日本の民俗学を打ちたたてといわれる柳田国男が、
ちょうど大正（一九一二〜二六）の終わりごろ、普通選挙が施行される前―普通
選挙といいますが女性には選挙権が認められなかった時代ですが―、それに先
立ってこれからは女性が世に出て働くべきということを訴えます。むかしから日
本では、女性には男性以上に霊の力があつたと考えられていました。その霊力は
しばしば家の男たちの守護や繁栄のために、発揮されたのだと説いて、女性が世
に出て行くことの意義を説きました。これぞまさしく「妹の力」―女の力で、富
士登拝する男たちの旅の安全、旅の足の安からんことを祈る、まさにその生きた



A 浅間神社境内に築かれたオヤマ



B 夜通し続く女性の歌と踊り

〔写真1〕申歳の富士参り

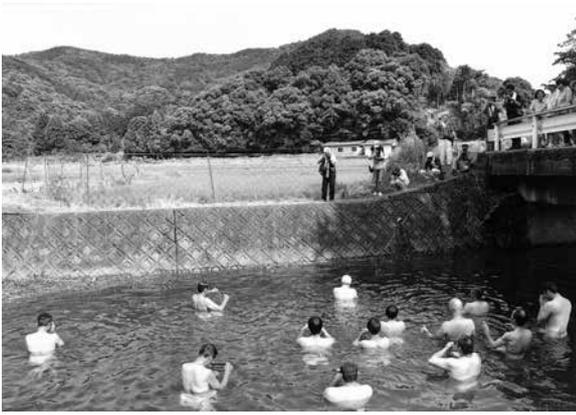
—伊勢市東豊浜町土路の浅間講—

事例だと、しみじみと感じたところです。

富士に見立てた「お山」をわざわざ造って、その周りを、富士に登れず村に残った人たちが、巡りながら歌い踊る。男が音頭をとり、女たちが踊る。歌は、富士参りの道中歌です。では、なぜそんなことをするのか。明らかに「お山」に登れない人たちがここで歌を歌い、それによって踊ることで「お山」に詣でたのと同じことを、同じ力を自分たちのものにする。実際に歌の力、踊りの力によってお山に登ったのと同じ功德を獲得する。この歌や踊りには、おそらくそういう力があるのだろう。みなさんにはあとで実際の映像を見ていただきたいと思いますが、そういうことが実感としてあったのだろうかという印象を、実際に見ていて強く感じました。

もう一つの事例は、南伊勢町切原の浅間大祭です(資料1—B)。土路から少し南方、内陸に入りまして、反対側の海に出ますと、五ヶ所浦に面して南伊勢町がございます。それから内陸に入りますと、山手の方、けっして山間部ではあり

ませんが、切原という集落がございます。その浅間講では、実際に富士山に見立てられた「浅間山」あるいは「オヤマ」と呼ばれる聖なる山が村のはずれにありまして、そこに講の男子たちが実際に登拝する、そういう行事があります。ここでもまた、道中歌が歌われます。ここでの行事がおもしろいのは、浅間山に登拝する前に、その日の朝方早く—真夜中、午前零時過ぎくらいから—、盛大に餅搗きが行われます。餅搗きの行事と浅間山への登拝が二段になって、全体として浅間講の行事を構成しているという点が、その特徴です。なぜ、餅搗きかという点につきましては、私、民俗学に詳しくありませんのではつきりしたことは申し上げられませんが、ここは先ほどの土路のように漁村ではございませんので、むしろ、何か富士講の行事は稲作という生業、作物の豊作を願うことと関係があるのかもしれない。とにかく盛大な餅搗きでして、どうやらお米を三俵ぐらい搗く。今は、さすがに機械がお手伝いをしているようですが、かつては、明るる朝まで八時間から九時間にわたって延々と四人の搗き手が代わるがわるの搗き続けたそうです。こちらでは土路以上に、物忌、精進、それともなう水垢離というのが、今でも厳重に行われています。その年の行事を裁量する「当座」といわれる当屋役に選ばれた方は、だいたい二週間くらい、部屋へ籠もって、別火^{べつか}火替^{ひがえ}の生活をして、毎日神棚に灯明を上げたりといったことを繰り返す。それで、二週間にわたって、朝昼晩^{あさひるよ}一日に三回、五ヶ所川という村の中を流れる川で水垢離をします。五ヶ所川がちょうど餅搗きなどをするコミュニティーセンターの脇を流れていまして、上流に行く^{いみだけ}と橋が架かっています。その橋のところに、忌竹を立てて結界を張り、聖域を作って、そこで水垢離をする。その年、浅間山に登拝する講員の男たちは、シヨウジンド(精進人)と呼ばれ、全員厳重な水垢離を七日間にわたって、一日三回続けなければならぬわけです。「ヨ^よヨ^よ」というかけ声で水中にドボンと潜って、顔を上げたら、手に持っている数珠をジャラジャラと摺る。こうしたことを各回四回ずつ繰り返します。そこで、この水垢離のこ



A 「ヨーヨーダッポン」



B 公民館前での餅搗き

とを、「ヨーヨーダッポン」と呼ぶそうです。
餅搗きには、三つの段階があります。最初は、小搗きとかチヨイチヨイ搗きといひます。まずちよちよちよこつと、こなすといひますか、軽く搗き始める。それから、ねりとか、ねり搗きという段階があります。大きくゆつくりと右に回しながら、こねるような搗き方をする。それが終わりますと、いよいよ本搗きとなつて、杵を大きく振り上げ、強く搗き下ろす。それがだんだん速くなつて、カンカンと、搗きあげていきます。餅搗きにも、歌を歌います。歌は、音頭と呼ばれる人が一人で歌つて、ほかの人たちは、うしろを受けて、繰り返して囃していきます。ただし、二番目のねり搗きのときは、道中歌を歌います。たぶん、道中歌の歌い方、道中歌の拍子というのは、延びやかなゆつくりとしたリズムなので、これとねり搗きのリズムが合うのではないかと思ひます。
それから搗きあげたお餅は、きれいな小餅にしまして、祭壇が造られていますので、その前に供えられ、また、黄粉餅にして、山上に持つて行つて登拝のみな

さんに配られます。
いよいよ、浅間山への登拝です。襦を済ませた講員たち||精進人が、大きな忌竹の御幣を担いで、コミュニティセンターの前を出立します。御幣の竹は、事前に切り出した生竹に白い幣を付けたもので、一際大きい大幣が二本、小ぶりの小幣が二本です。やっぱり歌いながら登っていきます。音頭をとるのは、餅搗きと同じ方です。この方が、大きな声で、マイクを使って歌います。一同がそれに下の句を歌い返しながらか、登っていきます。ずうーつと登っていきますと、ちょうど五合目くらいのところに石の階段がありまして、そこに二本の小幣を―四本の竹の御幣のうちの小さい二本―立てます。階段の脇に揃えて立てます。そこで、精進人の皆さんは草履を全部脱ぎまして、そこから上は裸足で登るんです。まだ、距離もありますし、すごい坂道が続きますが、皆さん裸足です。とても印象深い場面で、後ほど映像をお見せしますので、ぜひ、草履を脱ぐところ、脱ぎ揃えて、捨てられた草履に注目していただきたいと思ひます。ここで草履を脱ぐのは、申



C 大幣を運ぶ講員



D 浅間山山頂小祠前でのオツトメ

〔写真2〕餅搗き行事と浅間山登拝

—南伊勢町切原の浅間大祭—

し上げるまでもなく、切原の人たちにとっては、これより上の山上が、土足では履き物を履いたまま、けっして入ることができない聖なる境域であるからでしょう。いわば、この地点は、浅間山の聖域の内と外を分かち最も重要な境界Ⅱ境界であって、履き物を脱ぐという行為は、登拝する講員の方々一人ひとりの内面に伏在するそうした空間意識を表に顕わし、実感させる行為だと言ってよいでしょう。

実は、切原の浅間山には、登り口に鳥居があり、もっと上の方にもいくつか鳥居があります。現実の富士山がそうであるように、それに擬せられた切原の浅間山も、いくつもの結界に圍繞された重層的な聖空間を形成しており、そうした結界の最も大きなもの、最も重要な地点が五合目のこの場所だというわけです。現実の富士山では、この場所は、どんな場所にあたるのか、ぜひ、皆さんに考えて頂けたらと思います。

実際の富士山には、もっとたくさん、聖域の結界がありまして、富士山を登っていくということは、そうした結界を一つひとつ越えて、結界に働いている霊的な力に一つひとつ祈りを込め挨拶をしながら、心を通わせながら登っていった、より深く富士山の聖域に入っていく。そういう登拝だったと思われれます。それを切原では、実際の富士山ではなく、富士山に見立てた浅間山、自分たちの村の中にある浅間山でやるというところが、おもしろいところです。その時にも、やはり、ずっと富士の道中歌を歌っていきます。実はこの道中歌を歌うことによって、見立てられた浅間山が、本当の富士の山になっていく。そこに登ることが本当に富士山に登ることと同じことになる。そんな力を歌が与えている、というふうに私は理解したいと考えています。

さて、浅間山の頂上に登りますと、そこは少し平らになっており、オハチ（お鉢）と呼ばれています。お鉢に着くと、一行はまず二本の竹の大幣を所定の場所に立てます。そこには、小祠が祀られていて、なかには、向って右に大日如来、

左に薬師如来の、二体の仏様が安置されています。それから、登拝の講員一同は、小祠の二体の仏の前で、オットメ（お勤め）をします。お勤めでは、講元と当座の主導によって、般若心経、消災呪、大日不動浅間大菩薩に対する呪禱、真言などが、くり返し唱えられます。お勤めが終わると、一同は当座を先頭にオヤマノウタ（お山の唄）Ⅱお鉢巡の唄を歌いながら、祠の周りを右廻りに、四度周回します。いわゆるオハチメグリ（お鉢巡）です。一首の歌を歌って一廻り、四首の歌で四周します。お鉢巡唄と消災呪や呪禱の文句は、「資料2」として掲げておきましたのでご参照ください。

〔資料2〕お鉢巡唄ほか

度会郡南伊勢町切原

A お鉢巡唄

表せんげん大日様を あけて拜むはありがたや
富士のお山でお鉢を巡る 巡る心はありがたや
富士のお山でご来光様を 拜む心はありがたや
裏の薬師で御判をすへて 下降の心はありがたや

B 御山の御勤め

般若心経 (二回)

消災呪
 曇羅三満哆 母駄喃 阿盆囉底 賀多舍 娑曇喃 怛姪他 唵
 法法 法四 法四 吽吽 入囉囉入囉囉
 益囉入囉囉益囉入囉囉 底瑟瑟 瑟致哩瑟致哩
 娑吽娑吽 扇底迦 室哩曳 娑囉訶 (四回)

南無婦命頂礼さんげさんげ 六根清浄 大嶺八大 金剛童子
 富士は両宮の大日不動権現南無浅間大菩薩 (四回)

曩莫三曼哆 縛日羅赧 戰拏 摩訶路灑拏 娑頗吒耶 吽 怛囉吒
 哈唵 (六回)

ここでビデオをご覧いただきます。

* 土路および切原の行事にかかわるビデオを視聴。

以上、二つの富士講行事の映像をご覧いただきました。切原の行事のなかで、最後に浅間山の山頂の祠の廻りを周回する場面が出てまいりました。富士山の頂上に見立てているわけですから、富士山の「八葉」^{はちよう}＝山頂の聖域を、浅間山に置き換えているわけで、その「お鉢巡」の作法をこちらへ移したものと理解してよろしいかと思えます。富士山の頂上、これは一番の聖域です。これを胎蔵界曼荼羅に見立てます。大日如来を中心とした聖域です。大日如来を中央に、八つの蓮華の上に、八体の仏さまが配されて、登拝者は順次、そこを巡って行く。これが「お鉢巡」です。それを地元の浅間山に移してやっているのが、今ご覧いただいた場面だと思います。実際に富士山へ行けない人たちが模範的に富士山の登拝を行う。そのときに道中歌なり、お鉢巡唄が力を発揮して、その行為を現実のものとするわけです。

三 富士参りの「道中歌」をよむ

では、これから道中歌について見てまいります。土路の道中歌は全部で二八首あります。「資料3―A」として、掲げておきました。切原の道中歌は、一番から一七番まで、全一七首です。こちらが、「資料3―B」です。

このような資料を作りましたのは、皆さんとご一緒に一首ずつ読んでいこう、一首ずつ読みながら、富士道中の旅をご一緒にしていこうと思っただけです。ですが、そのようなことをしておりますと、あと二時間くらいかかってしまいそうですので断念しまして、ここでは、最初に全体の行程を確認したうえで、その歌の表現がどういふ特徴をもっているのか、道中歌というのはどういふ特質をもっているのか、富士参詣の道行という行為とどんな関係があるのかといったことを、少し端折りながら、見ていきたいと思います。

〔資料3―A〕富士講道行唄

伊勢市東豊浜町土路

<p>1 ハ―エーイ エーイイ エーイイ エーイイ やがて おふじに ノオ たつほどにな ア ソラセ ソラセ いざや ひとびとこりをかけ シヨ―ガイノ ヤレノ―オ こりをかけ いざや ひとびとこりをかけ シヨ―ガイノ</p>	<p>出立 垢離</p>
<p>2 ハ―エーイ エーイイ エーイイ エーイイ 両宮 さんけい ノオ うちすぎてな ア ソラセ ソラセ たけへ まいるはあーりがたや シヨ―ガイノ ヤレノ―オ ありがたや たけへ まいるはあーりがたや シヨ―ガイノ</p>	<p>伊勢参詣（内宮・外宮） 岳（朝熊ヶ岳） ＝金剛證寺</p>
<p>3 ハ―エーイ エーイイ エーイイ エーイイ あさま やまから おふじをみればな ア ソラセ ソラセ ふじの おやまにゆーきもなや シヨ―ガイノ ヤレノ―オ ゆきもなや ふじの おやまにゆーきもなや シヨ―ガイノ</p>	<p>朝熊山、富士遙拝</p>
<p>4 ハ―エーイ エーイイ エーイイ エーイイ そよと ふいたが みなみのかげがな ア ソラセ ソラセ よしだ みなとへそよそよと シヨ―ガイノ ヤレノ―オ そよそよと よしだ みなとへそよそよと シヨ―ガイノ</p>	<p>南風＝船出の風 吉田港へ</p>

<p>8</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ ここは 見付けの ノオ しゆくでそよな ア ソラセ ソラセ いそぐ とところはか―けがわへ ショーガイーノ ヤレノ―オ かけ川へ いそぐ とところはか―けがわへ ショーガイーノ</p>	<p>7</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ おとに きこえし ノオ はままつはな ア ソラセ ソラセ われは またねど天―りゆうがわ ショーガイーノ ヤレノ―オ 天りゆう川 われは またねど天―りゆうがわ ショーガイーノ</p>	<p>6</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ ここは あらいの ノオ しゆくでそよな ア ソラセ ソラセ わたし うちのりま―いさかへ ショーガイーノ ヤレノ―オ まいさかへ わたし うちのりま―いさかへ ショーガイーノ</p>	<p>5</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ いそぐ よしだを ノオ はやたちてな ア ソラセ ソラセ 川は なけれどふ―たがわへ ショーガイーノ ヤレノ―オ ふたがわへ 川は なけれどふ―たがわへ ショーガイーノ</p>
<p>掛川 見付宿</p>	<p>浜松 天竜川</p>	<p>舞坂 新居宿(関所)</p>	<p>吉田 二川</p>

<p>12</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ ねがい ねごたら ノオ はやかのたな ア ソラセ ソラセ いまは するがのふ―じせんげん ショーガイーノ ヤレノ―オ 富士浅間 いまは するがのふ―じせんげん ショーガイーノ</p>	<p>11</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ けあげ まりこを ノオ うちすぎてな ア ソラセ ソラセ はやく するがのふ―ちゆにつく ショーガイーノ ヤレノ―オ ふちゆうにつく はやく するがのふ―ちゆにつく ショーガイーノ</p>	<p>10</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ しまだ ふじえだ ノオ うちすぎてな ア ソラセ ソラセ さきは おかべのしゆ―くでそよ ショーガイーノ ヤレノ―オ しゆくでそよ さきは おかべのしゆ―くでそよ ショーガイーノ</p>	<p>9</p> <p>ハ―エイイ エ―イイ エ―イイ エ―イイ ここは にいさか かなやをこえてな ア ソラセ ソラセ おおいがわ にはみ―ずもなや ショーガイーノ ヤレノ―オ みずもなや おおいがわ にはみ―ずもなや ショーガイーノ</p>
<p>駿河富士浅間 静岡浅間神社</p>	<p>蹴上、丸子 駿河府中</p>	<p>岡部宿 島田、藤枝</p>	<p>日坂、金谷 大井川</p>

13

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
江尻 せいけん ノオ うちすぎてな
ア ソラセ ソラセ
由比の かんばらふーじがわへ
シヨীগアイノ
ヤレノオ ふじがわへ
由比の かんばらふーじがわへ
シヨীগアイノ

江尻、清見寺

由比、蒲原、富士川

14

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
とうに ほどなく 岩本すぎてな
ア ソラセ ソラセ
めいしよ おおみやこーりをかけ
シヨীগアイノ
ヤレノオ こりをかけ
めいしよ おおみやこーりをかけ
シヨীগアイノ

岩本

大宮 浅間大社、垢離

15

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
われが 同行に しるしがござな
ア ソラセ ソラセ
しろい ゆかたにけーさかけて
シヨীগアイノ
ヤレノオ けさかけて
しろい ゆかたにけーさかけて
シヨীগアイノ

16

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
ねがい ねごたら ひよりもかのたな
ア ソラセ ソラセ
おむろ ずまいもすーぐとおり
シヨীগアイノ
ヤレノオ すぐとおり
おむろ ずまいもすーぐとおり
シヨীগアイノ

17

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
八丈 まわらぬ ノオ そのうちにな
ア ソラセ ソラセ
おがみ もうそやごーらいこう
シヨীগアイノ
ヤレノオ ごらいこう
おがみ もうそやごーらいこう
シヨীগアイノ

八丈 八葉カ

御来光

18

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
ふじの おやまで ひるねをしたらな
ア ソラセ ソラセ
八丈 まわりのゆーめをみた
シヨীগアイノ
ヤレノオ ゆめをみた
八丈 まわりのゆーめをみた
シヨীগアイノ

19

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
八丈 まわりて すなおりに、おりてな
ア ソラセ ソラセ
おりた ところはあーりがたや
シヨীগアイノ
ヤレノオ ありがたや
おりた ところはあーりがたや
シヨীগアイノ

下向

20

ハーエーイ エーイイ エーイイ エーイイ
にしが くもれば ノオ 雨となるな
ア ソラセ ソラセ
ひがし ひでりでやーまよかれ
シヨীগアイノ
ヤレノオ やまよかれ
ひがし ひでりでやーまよかれ
シヨীগアイノ

<p>24</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ お山 よいとこ ノオ 舟がきたな ア ソラセ ソラセ ばアさん でてみよまーごつれて ショーガイーノ ヤレノーオ まごつれて ばアさん でてみよまーごつれて ショーガイーノ</p>	<p>23</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ そよと ふいたが ならいの風がな ア ソラセ ソラセ おいせ みなとへそーよそよと ショーガイーノ ヤレノーオ そよそよと おいせ みなとへそーよそよと ショーガイーノ</p>	<p>22</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ 吉田 通れば 二階からまねくな ア ソラセ ソラセ しかも かのこのふーりそで ショーガイーノ ヤレノーオ ふりそで しかも かのこのふーりそで ショーガイーノ</p>	<p>21</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ 野でも 山でも ノオ かねがふるな ア ソラセ ソラセ うちは しらげのよーねがふる ショーガイーノ ヤレノーオ よねがふる うちは しらげのよーねがふる ショーガイーノ</p>
<p>伊勢港へ ならいの風</p>		<p>吉田</p>	

<p>28</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ 祝い めでたの 若松さまはな ア ソラセ ソラセ 枝も さかえる葉ーもしげる ショーガイーノ ヤレノーオ 葉もしげる 枝も さかえる葉ーもしげる ショーガイーノ</p>	<p>27</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ おふじ みやげに ノオ なにもろたな ア ソラセ ソラセ しゃくし もろたらふーだそえて ショーガイーノ ヤレノーオ ふだそえて しゃくし もろたらふーだそえて ショーガイーノ</p>	<p>26</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ せんの お山も ノオ よかたそなな ア ソラセ ソラセ こんどの お山もなーおよかた ショーガイーノ ヤレノーオ なおよかた こんどの お山もなーおよかた ショーガイーノ</p>	<p>25</p> <p>ハアエーイ エーイイ エーイイ エーイイ エーイイ まいり よかた ノオ げこよかたな ア ソラセ ソラセ とまり どまりのやーどよかた ショーガイーノ ヤレノーオ やどよかた とまり どまりのやーどよかた ショーガイーノ</p>
			<p>下向</p>

さて、ここまでとここからあとでは、道中歌の表現が変わってきます。ここまでは、見ていただいたように、二番から一首ごとにすべて途中の地名を読み込んでいきます。地名を読み込んでいくのが、こういう道中歌、すなわち道行歌の、表現の決まりごとのようなもので、ほとんどクセといってもよいものです。ところが、一五番以降は、少し様子が変わってきます。そこで、後半部については、あとで見ることにしまして、もう少し地名に注目したいと思います。一つは、その地名にかかわるその土地の地形に注目したい。歌に歌われている地名やその場所の地形に注目すると、大きな特徴があることがよくわかります。川がよく詠まれています。それから峠や坂が詠まれている。日坂、それからすぐあとの金谷というのには有名な峠道として、東海道の難所といわれるところですよ。そのほかにも、天竜川に、大井川。大井川というのは、二つの国、遠江と駿河の境でして、その手前にも境川というのがあって、ここは三河と遠江の境である。川が境になっている。峠も境になっている。そういうところに、常にこだわりながら行くというのが、道行の歌、道中歌の特徴であるということ、ぜひご覧いただきたいと思えます。

続きまして「資料3—B」です。切原の浅間道中歌です。これは、短くて一番から一七番までですが、やはり出立から唄い出します。「家を出ばん」で始まります。先ほどの映像では「しゅつたつ」と読んでいましたが、古い記録には「出ばん」と書かれていました。「家を出ばん出立の時」は「足も軽かれ山よかれ」。それから「たつが峠」とあります。これは、切原から峠を越えて向こう側の、伊勢神宮がある宇治山田（伊勢市）の方へ抜けていくその間の峠が「たつが峠」です。その峠越えで、海の方へは出ないで、伊勢神宮の方へ行きます。それから五十鈴川で水垢離をして、内宮・外宮にお参りして（三番）、河崎（伊勢市）の港から夜船に乗って吉田の港に向かいます（五番）。この表現は、やはりむかしの実際の道行、道中をそのまま表している。前に見た土路の事例とほぼ一緒です。その

〔資料3—B〕 浅間道中歌

1	家を出ばん出立の時	足も軽かれ山よかれ	出立
2	たつが峠で伊勢の海見れば	風も静かに波もなし	たつが峠
3	五十鈴川にて大垢離とれて	内宮外宮の宮めぐり	五十鈴川、大垢離、内宮・外宮
4	伊勢の河崎夜船に乗りて	吉田の港へそよよと	河崎、船にて吉田へ、吉田港
5	吉田ふた川白塚越えて	あらいのばんしよう唄で越す	二川、白塚、新居番所、唄で越す
6	遠州前坂浜松こえて	天竜川にて親おもた	舞坂、浜松、天竜川
7	みつけ袋井掛川こえて	日坂峠を雨でこす	見付、袋井、掛川、日坂峠
8	金谷峠で大井川みれば	大井川には水もなし	金谷峠、大井川
9	島田藤枝岡部をこへて	宇都宮峠を思いやる	島田、藤枝、岡部
10	宇都宮峠でまりこをみれば	宿の女が出てまねく	宇津谷峠、丸子
11	まりこを越へて阿部川橋を	渡る心は静岡に	阿部川橋、静岡
12	しずかしくかと静岡見れば	江じりおきつのしこゑゆく	江尻、興津
13	おきつの二階で田ごの浦みれば	三保の松原みはらして	田子の浦、三保の松原
14	夏は涼しきゆいかなの原を	田子の浦の風うけて	由比、蒲原、田子の浦
15	田子の浦から富士山をみれば	富士の山には雪もなし	田子の浦、富士山遙拝
16	富士川渡りて左をとりて	富士のすそ野の大宮へ	富士川、大宮
17	富士のすそ野の一むらすすき	いつか穂が出て現れた	大宮、浅間神社、富士の裾野

度会郡南伊勢町切原

あとも、ずっと地名を連ねています。実は、土路の歌以上に、ここではたくさん
の地名が読み込まれています。こういう道中歌の表現がいかに地名にこだわるか、
よくご理解いただけるかと思えます。それで、最終的には、やはり一六番で富士
川を渡り、大宮の浅間大社にやって来ます。「富士川渡りて左をとりて」です。
東海道を左折して、岩本の方から、さらに浅間大社に向かう。歌はここで終わっ
ています。垢離のことは出てきませんが、水垢離して富士のお山の聖域へと入っ
ていく。富士の聖域のなかに入っていくところで、この道中歌は終わっています。
このあともあった可能性はあるのですが、現在伝えられているものはここで終
わっています。ここで終わっているというのも、ここが富士参詣の道中の大きな
切れ目になるからでしょう。

さて、ここからいよいよ富士の聖域のなかに進んでいく。山登りをしていくと
ころが、ほんとうはそのところ、一番大事な道行なんです、切原では今は
歌われていないということになります。

先に見ました土路の道中歌でも、川が出てまいりましたし、峠も出てまいりま
したが、続いて見ていただいた切原の事例では、それがいつそうはつきりしてい
ます。「たつが峠」（二番）をはじめとして、天竜川（六番）、日坂峠（七番）、大
井川（八番）、それから一〇番に「宇都宮峠」とあるのは、宇津ノ谷峠うつのやとがげですね。
東海道の難所のひとつです。「伊勢物語」の東下りにも出てくる場所です。こ
れを越え、「阿部川橋」で安倍川を越え（一一番）、それから富士川を渡っていく
（一六番）。先程来申し上げているとおり、ずうーっと川や峠に、注意を払ってい
ます。これは、なぜかと申しますと、こうした場所は、むかしの人たちにとって
は、何か、心がざわざわとして、黙って何もしいでは通り過ぎることができな
いような、普通の場所とはちょっと違った所、この世とあの世の境を感じさせる
ような、日常とは違った境界的な場所であったからだと思います。どうやら、む
かしの人は、峠の登り口とか、坂道とか、川などにさしかかると、橋のたもとな

どでもそうですが、何か心がざわめいてくる。目に見えない不思議な力が働いて
いると感じて、心がおののいたり震えたりする。そうしますと、そこにお地藏さ
んを祀ったり、道祖神を祀ったりして、お参りをし、手向けをして通るようにな
る。「手向け」という言葉から「峠」という言葉ができたという説があるくらい、
峠とはそういう場所です。道中歌が、必ずそういうところに、「必ず」と言っ
ては言い過ぎでしょうか、つとめてそういうところに特別の目配りをしながら、気
を遣いながら、通過しているところを見ていただけたらと思います。

もう一つ、この道中歌の表現に注目すると、同じような言い回しや動作を表す
言葉が繰り返し出てくるのがわかります。たとえば「越える」や「渡る」「過
ぎる」といった言葉。切原の道中歌の五番以下には、「越えて」「こえて」「こえて」
「こへて」・・・と続きます。「越えて」というのが、どういう表現かと申しますと、
ある地点を二つの地域を隔てる界だと考えて、その境界を乗り越えることを表し
ているようです。後ろの方には「渡る心」（二番）ですとか「渡りて」（一六番）
といった表現が出てまいります。これも川を境界とみて、これを越えて行くわけ
です。戻って土路の道中歌ですが、その二首目に「両宮 さんけい ノオ うち
すぎてな」とあります。この「うちすぎて」という言葉ですが、これも一〇番、
一一番、一三番と繰り返し同じ表現が出てまいります。

また、土路の道中歌には、ここはどこ、ここは何というところ、と歌った
表現がたくさん出てまいります。六番には「ここは あらいの ノオ しゆくで
そよなア」、八番に「ここは 見付けの ノオ しゆくでそよなア」、それから九
番もそうですね。「ここは にいさか かなやをこえてなア」です。ここはどこ
どこと言ったり、ここはどこどこ何とか越えてというの、「越えて」「渡りて」「過
ぎて」というのも、すべて道行文に特徴的に見られる言語表現です。こういう表
現が続けて出てきますと、「道行」だなと、我々は気づかされます。

その代表的な例を見ていただくために、「資料4」として説経の「しんとく丸」

〔資料4〕説経「しんとく丸」

『説経集』〔新潮日本古典集成8〕（新潮社、一九七七年）

フシお通りあるはどことござ。植付うまつけなははや過ぎて、さくらこうりはこれとかや。洞ほらが峠たけをはや過ぎて、八幡やわたの山はこれとかや。淀よどの小橋こはしを、たどろもどろと踏み渡り、伏見ふしの里はこれとかや。三十三間さんじさん伏ふししまひまみ、お急せうぎきあれば程ほどもなく、東山とうざん清水しみず寺でらにお着ききある。

のなかから代表的な道行文をあげておきました。「しんとく丸」には、いくつかこうした道行文があるのですが、これはその一つです。しんとく丸のお父さん・お母さんが、子どもを授けてくださいと、清水寺にお参りに出かける。その場面が道行になっています。「お通りあるはどことござ」。これも、説経にしばしば出てくる道行文の決まり文句です。「通る」というのが道行の表現なんです。それから「植付うまつけなははや過ぎて」です。「はや」も「過ぎて」も、決まり文句です。「さくらこうりはこれとかや、洞ほらが峠たけをはや過ぎて、八幡やわたの山はこれとかや、淀よどの小橋こはしを、たどろもどろと踏み渡り、伏見ふしの里はこれとかや、三十三間さんじさん伏ふししまひまみ、お急せうぎきあれば程ほどもなく」と続きます。「急せうぐ」という言葉も道行文の特徴だということ、おわかりいただけるかと思います。「東山とうざん清水しみず寺でらにお着ききある」と。ここに出てくると同じような文句が道中歌のなかにも繰り返し出てまいります。一つひとつの道中歌は、だいたい一つか二つの地名をあげるだけで、決して地名の列挙という形にはなっておりません。しかし、土路どろの一番から一四番まで、あるいは切原の一番から一七番までを、ずつとつなげて見ていくと、きれいに地名が並んでいる。しかも、その地名はほとんど路次ろじの順序を間違えていない。東海道とうかいどうの宿しゆくの順番にしたがって並んでいます。きちつと並んでいる。そういう構造をしている。まさしく、富士の道中歌は、日本の伝統的な道行表現にのっとったものであることがよくわかっていただけたらと思うます。それは、なぜかと申しますと、富士参詣ふじさんぎという行為そのものが、聖域に、俗の世界から移っていく、

一つずつ結界を乗り越えて、より深く聖域へと身を移していく、そんな構造をもっているからだろうと思います。

そこでどうして地名を追って歌い継いでいくかと申しますと、地名の一つひとつが、あるいは川であったり、峠たけの登り口であったり、結果的な場所、つまり境界的な意識を、旅をする人びとに強く感じさせるような、旅人がそこに祀られたお地藏さんや道祖神に手向けをして通らなければいけない、気が済まないような場所である。そういうところに行くと、むかしの日本人は、我々のご先祖さまは、何か自然と歌を歌いたくなくなったのではないか。歌を歌うときには、何をするか。必ずその地名を歌うんです。ですから、「万葉集」のなか、「古今和歌集」のなかには、地名を歌う歌がたくさん出てきます。旅の歌ですと、だいたい地名を詠み込んでですね。そういう地名は、だいたい境界的な地名で、川だったり、峠たけだったり、山の登り口だったりする、何かそういう場所の地名を詠み上げたわけです。残り時間が少なくなってまいりました。最後にもう一つだけ申し上げたいのは、「道行」という行為に、なぜ「歌」が必要だったのか。そこで歌はどんな働きをしていたか、という問題です。うまくご説明できるか、はなはだ心許ないのですが、考えてまいりたいと思います。まず先ほどお話しした切原の一七首の歌のなかで、五番目の歌をご覧ください。「吉田よしかふた川がわ白塚しろむね越えて あらいのばんしよう唄うたで越す」。これを見つけたとき、うれしかったですね。飛び上りたい気持ちでした。番所を「唄で越す」。先に見ましたように、新居には関所があった。東海道とうかいどうを行くときに、船ふねなんかの場合でも、必ずそこに寄って、番所の改めを受けなければならなかった。番所の厳しい改めを唄で越せるわけはありません。

では、この「唄で越す」という表現は、いったい何を言っているのでしょうか。実は同じ南伊勢町の五ヶ所浦の浅間講の道中歌にもほぼ同じ歌が出てきます。〔資料5〕をご覧ください。「由田ゆだ（吉田）二川ふたがわ白須賀しろすかこえて」です。こちらの「白須賀」の方が正しい地名です（静岡県湖西市）。「荒井あらい（新居）のばんしよは唄で

〔資料5〕浅間道中歌（抄）

度会郡南伊勢町五ヶ所浦

由田二川白須賀こえて 荒井のばんしよは唄でやろ唄でやろ

〔資料6〕菅江真澄「鄙廼一曲」二八歌

『田植草子 山家鳥虫歌 鄙廼一曲 琉歌百控』

〔新日本古典文学大系62〕（岩波書店、一九九七年）

菅根八里は歌でもこすが 越すにこされぬおもひ川

やろ唄でやろ」と出てきます。伊勢にこうした歌が、ある広がりをもつて伝わっていたことがわかります。

そこで、「菅根八里は」の歌をご覧ください（資料6）。これは、江戸時代後半になります。菅江真澄という、東北地方を旅して回って、人びとの生活を記録した—今日の民俗学の大先達でもある—偉い国学者がいますけれども、彼が信州から東北へかけて見て歩いたときに採集した歌をまとめた「鄙廼一曲」という民謡集のなかに出てくる歌です。実際に耳で聞いて採集した貴重な民謡集です。そのなかに信濃国の春歌が—臼で物を搗く際に歌う歌ですね—いくつか並んでいるんですが、そのなかに出てまいります。「菅根八里は歌でもこすが 越すにこされぬおもひ川」とあります。皆さんよくご存知の「箱根八里は馬でも越すが越すに越されぬ大井川」という民謡を、少しもじった替歌です。この「歌でもこす」というのは、単なるシャレではなく、もちろん間違えたのでもない。ほんとうに唄で越すのだからと思います。少なくとも、この歌を歌いながら、箱根の険しい峠道を越えた馬子たちは、そういう想いを込めて歌っていた。こういう山道、峠道を越える時の美しい馬子唄、牛牽唄が各地にたくさん残っています。険しい山道を行ったり、川を船で渡ったりする時には、歌を歌って越え、渡るのが、常のことだったのです。

そうした馬子唄の源流はすでに、「万葉集」のなかにありまして、それをあげ

ておきました。（資料7）をご覧ください。巻第一二に収められている歌です。「我が駒早く行きこそ真土山 待つらむ妹を行きてはや見む」という歌ですが、

この歌は、万葉時代の人びとによく知られた、愛唱された歌のようでした。平安時代になりますと、これが宮廷に入って、催馬楽の「我駒」として歌われた。催馬楽とは、「馬を催す楽」と書くわけですが、この歌から「催馬楽」という名前が出たんだという説が古く出てくるくらいに、代表曲として貴族に愛唱されました。貴族たちにとっては、この歌はちょっと鄙びた、それだけに逆に新鮮な恋の歌だったのだと思います。しかし、歌謡史の上から見ると、これはもともと旅する者の歌です。何をしているのかと申しますと、馬を催して、馬に荷駄を積んで、峠を越えていく。ここに「真土山」とありますが、この地名は現在でもあります。

奈良県と和歌山県の県境、ちょうど吉野川が紀ノ川に変わるその国境のところの峠道が真土峠です。馬に荷を積んで紀伊国と大和国の国境の峠道を越えて行く。そのときに歌う歌です。この歌は、そういう意味で、今日も各地に残っている馬子唄のはるかな御祖だと言っているのです。こういうところでは、むかしの人は必ず歌を歌わなければ気が済まなかった。そして、そのときには、必ずその地名を詠み込まなければ、気が済まなかった。それがこの「真土山」です。

実はこれこそが、まさに「唄で越す」ということの本来の意味だろうと思えます。昔の人びとにとって、険しい峠道を越えていくことは、危険と隣り合わせの困難な行為であり、不安に満ちたものでした。そうした山道を越えて行くとき、人びとは、歌を歌い、それによって、その坂道にいる、峠の神さま、目に見えない

〔資料7〕「万葉集」（巻十二）三一五四歌

『万葉集』三〔新日本古典文学大系3〕

（岩波書店、二〇〇二年）

我が駒早く行きこそ真土山待つらむ妹を行きてはや見む

い神霊に歌いかけ、その魂に触れ、魂を震わせたり、鎮めたりして、旅の安全を祈って通り過ぎて行った。これがおそらく「唄で越す」です。その表現の形が、長い伝承の過程で、一方では「菅根八里」の歌になって菅江真澄に記録され、一方では富士の道中歌に取り入れられて、「あらいのばんしよう唄で越す」となって伝わったと言ったらよいでしょうか。

最後に、富士の道中歌を支えている「歌の力」というものについてお話しして、結びとしたかったのですが、くどいばかりでわかりにくかったかと思えます。富士のお山に実際に登っていく、肝心の登拝の歌の表現など、大事なことをお話しできないまま、時間がきてしまいました。どうかご容赦ください。ここで終わりとさせていただきますと思います。拙い話を聞いていただきました。ご静聴ありがとうございました。

— 質疑応答 —

問 こういう機会でもないところと伺えないのではないかとこの専門的なお話をありがとうございます。最後に峠を歌で越えるというお話がございました。三重県から富士を指してやってくるとしますと、なにぶん道中は長いわけですから、そうしたときに、歌の力をもって峠を越えてきたのだな、そんなふうな解釈したのですが。

答 おっしゃるとおりだと思います。峠を越えるときに歌を歌う。山を登るときにも歌を歌います。それにはひとつの明確な目的があるわけではなくて、いろいろな解釈や説明が可能だと思えます。これについて、宮本常一⁶⁾という民俗学の偉い先生が、有名な『忘れられた日本人』の「対馬にて」の中でおもしろいことを言っています。⁶⁾対馬の山中で道に迷って難儀した宮本さんが、村の知り人と出会ってホッとして、こうした山道を一人で越える難しさを訴えると、村人から、そういう時は、「歌を歌うのだ、歌を歌っておれば、それがどこの誰か山中のどのあ

たりにいるかは大体わかる」と教えられて、「民謡がこういう山道を歩くときに、必要な意味を知ったように思った」というのです。なるほど、歌はこういう効用もあるのだとよく納得できるような、いかにも宮本さんらしい、民衆の生活に根ざした合理的な解釈だと思えます。しかし、逆にあまりにもっともらしすぎて、ちょっと物足りない気がいたします。もつと古くは、もう少し古い日本人の原始的な心性のなかでは、そういう場所を通過する時には、自ずから何か歌を歌いたくなる、自分でも定かではないけれど、無意識の中にふと口ずさんでしまう、そんな習性が根強くあったのではないかと。

そこで、先ほど申し上げたことを少し補足させていただきますと、中里介山の『大菩薩峠』に非常に示唆的な、おもしろい場面が出てきます。⁶⁾怪我をして瀕死の机龍之助は、「山の娘」と呼ばれる山で生活する若い女たちの集団に助けられ、駕籠に乗せられて、峠を越えて行く。そのとき、女たちが歌を歌いながら行くのを、息もたえだえの夢うつつのなかで聞いて、元気になったあと、あれをもう一度歌って聞かせてほしいと願いますと、頭分の女は「まあ、お恥ずかしいこと、あんなのは歌でも何でもありやしません、魔除けにああして声を出して歩くだけのことで」と答えています。これについて、介山はさらにまた「旅をして歩く時に興に乗じて歌う歌、危険な山坂を越ゆる時、魔除けを兼ねて歌いつけの歌」と記しています。要するに、気晴らしのために歌うようなこともあるし、場合によっては魔除けの意味を込めて歌うこともあるのだと。宮本常一さんよりも、私には、こちらの中里介山の理解の方が、歌の古い心性を、もつとよくつかまえているのではないかと、そんなふう感じています。⁷⁾

問 富士山では、カケネンブツ（掛念仏）を唱えます。登拝に際し、「六根清浄」といった文句を、歌にします。浅間神社の森に入ったときですとか、五合目なんかで唱えたり、山小屋に入る寸前で体力がなくなったときに、みんなが歌って励

ましたりということが行われます。こうした掛念仏と歌とはどんなふうにつながるものでしょうか。また、掛念仏という言葉について、お考えをお示しいただければと思います。

答 「掛念仏」については、私は具体的に存じあげないので、確かなことはわからないのですが、歌のかたちとしては、まさしく境界で神仏に捧げる歌のように思われます。さて、これを「掛」というのはどうでしょう。日本の古代の歌謡史に「歌垣^{うたがき}」という言葉があります。古代、決まった時期に男女が集まり、相互に歌を掛け合って伴侶を選ぶ、その習俗を「歌垣」といいました。「常陸国風土記」などのなかに出てまいります。そのようなときに、相互に歌のやり取りをするこゝについて「歌を掛ける」と表現します。ですから、「掛ける」という、二人の人間が歌を交互に投げかけあう、それを繰り返すことによつて、二人が距離を縮めていつて結ばれると、このように考えられているわけです。地方によつては「掛歌^{かけうた}」という言葉も遺っています。この「掛歌」というのは、必ずしも、二人の人がお互いに投げ掛け合うのではなくて、目に見えない神様とか死者とか、神仏に歌を投げ掛けるときにも、「掛」という言葉を使う例があります。私は、これを八戸の近くの鮫^{さま}（青森県八戸市）というところで、実地に体験しました。お墓の前で獅子舞を舞う「墓獅子^{はかじし}」という珍しい習俗があつて、そのときに、歌い手の人が歌う歌に乗って獅子が舞を舞います。その歌を「掛歌」と呼ぶのです。私は、元は掛け合いで歌われたから「掛歌」なのかとも思つたのですが、よく見ると違ふのです。この世に在らぬ死者に向かつて歌を歌う。そうしますと、向こう側の世界からも歌が投げ掛けられる。また、こちら側の人も、向こう側の世界へ歌を投げ返す。そういうような、隔てを越え、境界を越えて向こう側へ投げ掛ける歌の表現のことを「掛ける」といつているのです。こういう事例には、歌という言語表現の、「境界的」な性格が非常によく表れていると思います。ある境界に――二つの世界の境界ですね――直面し、目の前に「隔て」があつて、向こう

側の世界に何か言葉を投げ掛けたいときに、我々は歌という言語表現を採りたくなる。つまり、歌いたくなる。私は、そうした言葉を勝手に「境界的言語表現」などと名づけていますが・・・。「掛念仏」もそういうものを示す事例かもしれません。ただ実際に、聞いてみませんと、それが念仏なのか、歌なのかというのは微妙です。もともと境界の言語表現の第一は「唱えごと」と呼ばれるものです。念仏も、口承文芸の分類では、もともと「唱えごと」です。多少の韻律はありますが、はつきりとしたメロディーではない。「境界の言語表現」というのは、柳田国男の「唱えごと」についての卓抜な定義を踏まえたものです。柳田は唱えごとの定義を、呪的な力を持った言葉といった捉え方はしませんで、あくまで人間でないものに向かつて、自分たちの仲間でないものに向かつて投げ掛ける言葉を「唱えごと」と定義します。つまり、間に隔てがあつて、虫や動物ですとか、自然の草や木、お日さまとかお月さま、そういうものに訴え掛ける言葉は、全部「唱えごと」だということです。したがって、柳田によれば、わらべ歌というのは、ほとんど唱えごとに近いということになります。そういう唱えごとの性格と、歌の原初的な形を並べると、もとは一つであつて、私は「唱えごと」と歌とというのは、同じところから、やがて節のない「唱えごと」と節のある歌とに分かれてきたのであつて、古い歌も、もとは境界的な言語表現としての性格を担っていたと考えます。ですから、掛念仏というのも、境界にあたるような微妙な言語表現であるといえるのかもしれませんが。

ちょうど「境界」のことが問題になりましたので、富士山における境界の場所について、少し補足させてください。富士山を登って行くと、その境界はどのあたりにあたるのかということ、先ほど、控室で堀内眞さんに話を伺って勉強してまいりました。

〔資料3―A〕をご覧ください。土路の道中歌の後半です。一六番に「おむろ」、一七番から一九番にかけて「八丈^{はちじょう}」と出てまいります。大宮の浅間大社で水垢離

をしたあと、着替えてお山に入っていく。「おむろ ずまいもすーぐとおり」とあって（一六番）、ここは完全に道行の形になっている。「おむろ」が結界的な場所だということ、こうした表現からも読み取れるわけです。「おむろ」とは御室大日堂のあった辺りだそうなので、五合目に近い。ここは実際、富士山中の大きな結界のひとつだそうです。その手前には、「中宮八幡」でしょうか、ここからは女性が入ってはいけなさとされていたような結界があるそうです。富士山の山内には、幾重にも結界があったわけですね。それから、「八丈」です。実は、これが頂上の「八葉」にあたります。富士参詣の道行としましては、まさに富士山の聖域に入ってからが道行のほんとうの核心部分で、かつてはそういう境界で歌う歌があったのではないかと夢想しております。実際に草履を脱がなければならなかった切原の浅間山の五合目は、聖域の最も大きな境界であったわけですが、きっとそれにあたるような結界が、富士山にもいくつもあったのではないかと思います。

先ほど、教えていただきましたが、富士山へは裸足では登らないそうです。そして、帰ってくる時には、決まった場所で履き物を履き替えるそうです。その場所は、どこかということ、先ほど伺いました。一九番には「八丈 まわりて すなおり おりてな」とあります。「八丈 まわりて」とは、お鉢巡のことだと思えます。続く「すなおり おりてな」の「すなおり」というのが、どうもわからなかった。南伊勢町の方座浦に伝わる道中歌では、「おはち巡りて 砂うちはろて」と歌われています。砂を振るって、払い落として、いよいよ富士山の聖域から帰ってくるときの表現ではないかと、先ほど堀内さんとお話するなかで思い至ったところです。実際、吉田口には、「砂フルイ」というところがあり、そこで草鞋を履き替えるということ伺いました。土路の道中歌は、大宮口からの登拝を歌っているわけですから、「すなおり」にあたるところが、大宮口の頂上のすぐ下辺りにあったはずだと思います。ご存知の方がいらっしゃいましたら、

ぜひお教えください。

註

- (1) 『古代歌謡集』（日本古典文学大系3）（岩波書店、一九五七年）。
- (2) 荻野裕子「富士参りの歌―伊勢志摩からの富士参詣―」（幡鎌一弘編『近世民衆宗教と旅』宝蔵館、二〇一〇年）など参照。
- (3) 上田篤「参道の研究」その1〜12（『近代建築』一九八二年七月〜一九八四年一月）。
- (4) 柳田国男「妹の力」（柳田国男全集11）（筑摩書房、一九九八年）。
- (5) 宮本常一「忘れられた日本人」（岩波文庫）（岩波書店、一九八四年）。
- (6) 中里介山『大菩薩峠』二（富士見書房、一九八一年）。
- (7) 永池『うた』のある風景（『逸脱の唱声―歌謡の精神史―』梟社、二〇一一年）参照。
- (8) 柳田国男「民謡覚書」（柳田国男全集11）（筑摩書房、一九九八年）。

富士山の信仰と人穴

紙谷 威廣

はじめに

紙谷でございます。私は、都留文科大学で民俗学の講師をしていたことがございます。大学に民俗学研究会がありまして、その部員たちに誘われまして、人穴に行こう―富士宮市の人穴です―ということになりました。「人穴」と聞いたとたんにドキッとしました。「人穴」というのは、いったい何なのだろうか、と。先ほど、こちらの事務局の方と話すなかで「一般名詞ではないか」ということになり、国語辞典を引いてみました。小学館の『日本国語大辞典』第二版には、「ひとあな【人穴・人孔】が立項されていました。たしかに一般名詞の扱いでして、「火山のふもとなどにあるほら穴」などと解説したあと、「富士山の西北麓の朝霧高原にある」、つまり富士宮市の人穴が有名である、と付け加えていました。はたしてそれ以外に「人穴」という穴があるのかという問題がまずあります。

民俗学の大先達に柳田國男先生がいらっしゃいます。柳田先生は、甲賀三郎の物語を取り上げて、かなり長い論文を書かれています。^①そこに「人穴」という言葉が出てきたことを覚えていたものですから、いったいどこから出てくる言葉で、どのように広がっていったのだろうか、と興味をもったわけです。それで、学生に連れられて、重たい腰をあげまして、富士宮市の人穴へ行ってみました。夕方たどり着いたときには、真っ暗になっていまして、こんな暗いところでどうするのだと思いつきながら見学したわけです。ご存知かもしれませんが、富士宮市の人穴では神社の社殿が左手にあります。穴は西に向かって開口しています。富士山が

東方に位置しますから、ちょうど富士山に向かって入っていくような形になります。ところが、この入口が非常に深いところにあるのですね。階段を降りていきます。腰を下げて、頭も下げていかないと進めません。ただ、中に入りますと、天井が非常に高いわけです。入ってしばらくまっすぐ行くと、正面に柱がありまして―これは自然のもので―、その手前に小さな祠が置かれています。そして、さらにその左手から木道が続いていました。下の方には水が溜まっていました。奥の方まで進みます。その先かなり歩くわけですが、だんだん天井が低くなってまいりまして、そこから先は進めない。ですから、不思議な場所だなあと感じました。

ちょうどその頃、西桂町からお話がありました。三ツ峠山に空胎上人という方がいらっしゃって、この山を行場として開かれた。ついては、この方について調べてほしいという依頼でした。^②空胎上人は、丹沢の大山の東側にある浄発願寺(神奈川伊勢原市)を総本山とする天台宗弾誓派のお坊さんでした。このお寺を拠点に修行する「木食僧」と呼ばれる僧侶です。「木食僧」というのは、要するに穀物を食べることを絶って、断食修行をしながら、最終的には「即身仏」を願うという考え方をとっていました。その空胎上人ですが、仏教の僧侶でありながら富士講と非常に密接な関連をもつて活動しています。

富士宮市の人穴に赤池さんという家があります。この家が人穴の信仰を世話してきたわけですが、この家に入りました。そこに伝わっていた古い版本などをもとにして、新しい版本をいくつも創り出しました。そうした出版活動をしな



【写真1】人穴穴口

富士宮市人穴

がら、谷村（都留市）ですとか、小沼・下暮地（ともに西桂町）あたりを中心に人々を引き連れては、富士山の信仰を広め、一方では三ツ峠山のなかにさまざまな修行の場をこしらえて、さらにはこの山に登るといふ修行を始めていったわけです。この空胎上人が、まとめあげたもののひとつに、長谷川角行かくぎょうさんの伝記があります。のちほど、その本文を少しご紹介したいと思います。空胎上人は、人穴と富士山の麓を往復しながら、人々を信仰に導いていったということになります。そんなところからも、人穴を訪れてみたいということになったわけですが、では、人穴はどういう信仰につながっていたのか、どういう信仰の場であったのか、という点が問題になってまいります。富士講と申しますと、富士山に登ること、山頂を目指すことにいちばん大きな意義を見出していたと思うのですが、人穴に修行のために籠るといふ修行をなさった方もいらつしやったわけです。現地へ行ってみればおわかりになりますが、いわゆるれいじんひ霊神碑が――亡くなった方の供養のために建てる石碑ですね――たくさん建てられています。

先ほどお話しましたように、真っ暗になりかけるところ、人穴に到着しまして、その石塔群も今のように整えられる以前でしたので、なんて薄気味の悪いところなのだろうと、感じたわけです。しかしそれでも、学生と一緒に、穴に潜ってみまして、興味をもったわけです。その場で、人穴について考えてみたいと思っただけですが、しばらく私の頭のなかからは消えておりませんでした。そうこうしているうちに、本センターで所管している富士山総合学術調査研究委員会から声がかかりまして、研究の仲間に加わるうちに、この人穴というのは、どう

やら重要な意味をもっていたらしいぞということに、改めて気づかされたところでは。と申しますのは、今回は省いてしまったのですが、長谷川角行という方は、人穴修行を非常に大事なものと考えていた。後半で少し触れたいと思いますが、要するにここに籠ることが非常に大事なのだと考えたわけです。いっぺん富士山に登って、その修行を続けるなかで、「人穴に行きなさい」という啓示を受けたといいます。それで、人穴に行ってみたところ、土地の人が言うには、「ここに入っちゃあいけないよ」と。「その理由は・・・」と訊ねますと、「災いが起きるからだ」と答えたといいます。「災いが起きるから人穴に入って修行してはいけない」と言うのだけれども、どうしても修行したいと願っていますと、「白糸ノ滝へ行きなさい」と教えられた。富士宮市の上井出ですね。それで、その白糸ノ滝へ行つて、修行を続けているうちに老人が現れて、「おまえは修行を続けたから、人穴に入ってもいいよ」と言われた。そこで、角行さんは人穴に入って、四角い木の上に立って――「角木」とあります――修行したといいます。つま先立ちをしたという。私にはできませんし、考えられないわけですが、どういうふうにして、ずうつとつま先立ちで立ち続けたのだろうか、どうやってそれだけの体力を養っていたのだろうか、そういう不思議な力を授かったのだろうか、とも思うわけですが、ともかくそこから富士講を開いた角行さんという方が、出てくるわけです。

「四角」の「角」に、「修行」の「行」と書いて、「角行」ですね。この角行さんですが、いく度か名前を変えています。我々からするとお札のようなものですが、「御身おみぬき拔」というものを書く。そうした不思議な字を書くというので、「書」という字をあてて「書行」とも、絵を描く、つまり「画」（畫）という字を用いて「画行」（畫行）ともいいました。何度も名前を変えているのですけれども、基本になるのは、角木の上に立って修行をしたという故事です。それが人穴という場所であったわけです。なんでそのような場所で修行をしたのだろうかと思うのですが、よくわからない。はっきりわかっていませんし、私がこうしてお話すること

で、結論が得られるとは到底思えません。私は人を惑わせるのが好きでして、私自身もあちこち迷っているようなところがあるのですが、結論を申しますと、私の今回の話には結論はありません。そのような諦めをもってお聞きいただきたいと思えます。

一 「人穴」伝承の成立

最初に「人穴」という文字、言葉が出てくる文献が「吾妻鏡」です。たいへん不思議です。このことにつきましては、去る三月に鳴沢村でお話させていただいた折にも触れましたが、史料に即して再度見てまいりたいと思います。

〔国史大系〕本（吉川弘文館）からの抜粋を掲げました。建仁三年（一一〇三）六月の条です。これが最古の事例です。以降はどうかと申しますと、これが出てこないのです。本当にありません。実に不思議です。その点は措いておきまして、ざっと目を通していただきます。ちょっと読みにくいですね。とぼしながら読んでいこうと思えます。六月の冒頭、一日の記事です。「將軍家」というのは、二代將軍の頼家です。頼家が伊豆の奥で狩をした。伊豆の奥にある狩倉に赴いたところ、「伊東崎と号する山中」に「大洞」＝大きな洞穴があったといえます。「その源遠を知らず」とありますから、どこから続いているかわからない。將軍は「これを怪し」んで、和田平太胤長を遣わした。この穴がどこまで続いているか、お前行って見てこいとやった。和田胤長に命じたわけです。胤長は「火を挙げて」入って行った。穴の中へ入って行って、酉刻＝午後六時頃に帰ってきた。「帰参して申して云わく」と続きます。その報告の内容です。「この穴の行程数十里、暗くして日光を見ず」。ところがそこに「一大蛇」がいた。大蛇です。胤長はどうしたかといえますと、「胤長を呑まんと擬するの間、劍を抜きて斬り殺し訖ぬ」、つまり切り殺してしまったというのですね。頼家に対し、大蛇が出てきたので、切り殺して帰ってまいりましたと報告したわけです。

そして、この二日後＝六月三日ですが、將軍頼家は駿河国の富士の狩倉に赴いた。「かの山麓にまた大谷あり」とあります。「これを人穴と号する」と記されています。ここに「人穴」と出てきます。「その所を究見せしめんがために」、仁田四郎忠常主従六人を差し向けます。忠常は、「御劍を賜ります。重宝」の註記があります。ですから、忠常は頼家重宝の劍を賜って、穴の中に入って行ったわけです。「今日帰出せず暮れ畢ぬ」とありますから、帰って来ないうちに、日が暮れてしまった。翌四日になって、忠常一行はようやく人穴を出て帰着したといえます。行って帰ってくるのに、「一日一夜」を要したわけです。「この洞は狭くして、踵を廻らすことあたわず」ですから、穴はごくごく狭くて、中で回転することができなかった。風穴や胎内などで、行くしかない、戻れない、そういう状況を想像すればよろしいかと思えます。そう書いてあります。「意わず進む行く」、つまり進むしかなかったというわけですね。「また暗くして、心神を痛めしむ」と続きます。恐ろしさとか、寂しさといった、そうした感情に襲われて大変な思いをしたけれども、進むしかなかった。主従は、各々松明を携えて歩き続けます。水の流れが足元を浸すようになって、コウモリが顔にあたってくる。その数はいく千万とも知れない。私は青木ヶ原樹海のなかの精進穴―精進御穴といえます、富士河口湖町精進の地内です―に入ったときのことを思い出しました。洞内をコウモリが数多く飛び回っていました。「逆浪」という言葉が出てきます。激流があつて、渡ろうとするのだけれども進めない。ただただ迷惑でしかなかった。ところが、向こうの方に「火光」があがついて、川向うから「奇特」が見えた。「奇特を見るの間、即從四人忽ちに死亡す」とあります。火の光が見えたと思つたら、その瞬間に自分の家来たちはみな死んでしまった。一人取り残されることになった。取り残された忠常は、「かの靈の訓えにより」とだけありますから、何があつたのか、何が出てきたのか実はわからない。その火の光が教えてくれるには、「恩賜の御劔を件の河に投げ入れ」、つまり頼家から賜った劔を川に

投げ入れなさいよ、と。そう言われたわけです。そのおかげで命を全うして帰ることができた。

伝わっている物語は、これだけです。これから非常に広がってまいります。その広がり方が問題になるわけですが、それでも……。なぜ、その物語が広がっていったのかということについて、「吾妻鏡」は最後のところで、こう述べます。「古老云く、これ浅間大菩薩の御在所」だと。つまり人穴というのは、浅間大菩薩がいらっしゃる場所である。「往昔以降」といいますから、昔から「敢えてその所を見るをえず」、見てはいけないのだ、そう言われているところだった。「云々」と。さらに加えて、「今の次第九も恐るべきか」。また「云々」です。それで終わっている。

「吾妻鏡」の文章は、非常に短くて、内容的にも、見に行ってきたよというだけです。ただ、この「云々」ということに関して申し上げますと、これから先、話を広げていく部分が出てくるということです。

では、なぜその話が広がってくるのか。以下は、「吾妻鏡」の原文では大変ですから、あらずじで追っていきましょう。その前に仁田忠常という人物について、確認しておきます。お配りした資料に掲げた錦絵をご覧ください。歌川国芳の作品です。幕末のものです。この春、上野の東京都美術館で「奇想の系譜展——江戸絵画ミラクルワールド——」という展覧会が開催されましたが、その図録から転載させていただきました。仁田忠常を描いています。ただここにあっておりません。三枚で完結するのではなく、右の方にさらに三枚が続きます。こちらには——省略させていただいた部分ですが——源頼朝が描かれています。頼朝の面前にイノシシが飛び出してくる様を描いています。富士の巻狩に材を採ったものです。その巻狩において忠常は、飛び出てきたイノシシを頼朝の目の前で打ち捕る。歌川国芳は、正面から向かってくる大イノシシに對峙する忠常を描いています。忠常のイノシシ退治を描く絵は少なくないようで、それらは忠常がイノシ

シに後ろ向きにまたがる姿とするのが一般的なようです。私も、そうした図を探しているんですが、残念ながらまだお目にかかっておりません。ご存知の方がいらっしゃるかもしれません。お教えいただければ幸いです。こういう逸話が伝わる人物で、武術に優れた人物だったようです。その証拠は、「吾妻鏡」に出てまいります。たとえば、建久四年（一一九三）三月二十一日の条です。後白河院の一周忌が明けたということで、頼朝が狩に出かけていったという記事があります。法皇が亡くなって、喪に服していたのです。その喪が明け、晴れて狩ができることとなった。それで頼朝は、下野国（栃木県）の那須野、信濃国（長野県）の三原へと出かけて行きます。そのときに、狩に行く人物を制限する。二十二人にだけ、弓矢の携行を許したといっています。これ以外は単なる供である、と。「踏馬衆」などと呼ばれています。獲物を追い立てる役です。勢子ですね。その選ばれた方の二十二名のなかに、仁田忠常の名が出てきます。これに続けて、巻狩での活躍が記述されます。頼朝は、この年建久四年の五月、富士の裾野において盛大な巻狩を実施しました。ここで大事件が起きました。「曾我物語」で有名な、曾我兄弟の仇討です。この仇討にも、忠常は大きく関わっています。曾我兄弟五郎時致と十郎祐成は、敵を討ったあと、頼朝の面前に現れました。

さて、富士の巻狩では、たくさん武將たちが富士の裾野に集まったわけですから、ヨーロッパでは、ゲルマン人が一年に一度集まって、訴訟をする場所があったといわれています。ですから、武將たちが一堂に会した場というのは、言い換えれば、自分たちのさまざまな争いごとをそこで解決するための裁判の場であったのではないかと、それに等しいものが日本にもあったと考えたらどうだろうか、思っているのです。ただ、そのようなことは、今まで誰もおっしゃってはいないし、これは私の勝手な推測ですから、このあたりで留めますが、仇討をこんな大切な巻狩の場面でやってしまうというのは、大変な話だと思えます。

とにかく曾我兄弟は仇討を遂げたあと、頼朝に迫りました。そのときに何が起

きたかと申しますと、大混乱に陥ってしまつて、人々は遮ることができなかつた。そうしたなか、仁田忠常が十郎を討ち取つたのです。イノシシの問題なんかより、こちらの方が大きい問題だと思ひます。そういう意味で言えば、仁田四郎忠常という人物は、この時代に注目される存在だったわけです。では、どうして歌舞伎のなかに登場してこないのか。私が知らないだけで、実は出てきているのかもしれないませんが、私はこの人物がもつと描かれていいだろうと思つています。そこに大きく関わってくるのが、この人穴の問題ではないかと思つたのです。

もうひとつ巻狩に関連して触れておきたい逸話がございます。同じく建久四年五月のできごとです。頼家は富士の巻狩に際して、初冠、要するに成人式をしてもらつて武将としての姿で参加します。頼朝の前に初めて武将の出立ちで臨むわけです。その頼家が、富士の巻狩に参加して、たまたま目の前に飛び出してきたということになつていますけれども、シカを射止めた。頼朝は喜びまして、早速子息が―頼家は政子との間に生まれた嫡男、跡取りです―武将として活躍したことを喜んで使者を鎌倉へ送りました。鎌倉に使者を送つたわけですが、政子はどうしたかという、武将の息子がシカを一頭射止めたからといって、何も大騒ぎをする必要はないだろう、と冷たくあしらつてしまつたのです。使者は政子の御前にも呼ばれなかつた。そこで、この頼家と政子との関りがちよつと気になつてまいります。二人の関係が大問題となつてくるのは、頼家が二代將軍になつてからのことですが……。本日、どうしてもお話ししたいことの一点目はここです。

進めます。建仁三年（一一〇三）正月、頼朝が急死し、頼家が將軍の地位に就きます。ところが半年ほどで、頼家は病気に罹つてしまふ。健康が心配だ、後継ぎがいなくては困るということ、内々の相談で、弟の千幡を―のちの実朝です―西国の地頭職としたというのです。つまり、列島を二つに分けて、東は頼家の支配下、西半分は実朝だとしてしまふ。こうした状況を見まして、心配したのが頼家の岳父の比企能員です。この辺の事情は皆さんよくご存じだと思います

ので、詳しくお話し申し上げる必要もないでしょうし、かえつて私は詳しくありませんから、「吾妻鏡」の記事だけを紹介してまいりたいと思ひます。ただ、「吾妻鏡」という幕府が編んだ正史にここまで書くかというくらいに細かく書かれております。とにかく詳しいのです。

八月二十七日の条です。この日、頼家の病気が悪化したのにもない、西国の地頭職が弟千幡に譲られるということ聞いた比企能員が、叛逆を企てたと書かれています。そして、九月二日になりますと、さらにいろいろな動きが出てまいります。能員の娘の若狭局は、頼家の子息一幡の母親でもありました。一幡は頼家の嫡子ですから、こちらに後継の座が来ると思つていたところが、弟の千幡の方に行つてしまいました。それが心配だということで、將軍頼家に訴え出る。何とかしないとイケないのだというわけですね。北条時政の一族に一幡の座が奪われるのではないかとということで、謀叛を起こすといった相談がこの場に出てきた。これをたまたま北条政子が聞いてしまふ。北条時政に―自分の父親です―書状を遣わしまして、比企能員が叛逆するようだと。時政はこれに對しまして、能員追討の命令を下します。そこで選ばれた人物が誰かと申しますと、天野遠景と仁田忠常だつた。ここにまた忠常が出てくるわけです。忠常らは時政に招かれて、「おまえたちが手を下せ」と命令されたのです。命令の内容はと申しますと、まず自分の屋敷に能員を招くから、それを捕らえて殺してしまえということです。工藤五郎という人物が使者に立つて能員を招き、これに応じた能員が時政の屋敷にやってきたところで、遠景と忠常が門の脇から飛び出して築山の裾の竹藪に引き倒して殺してしまつた。こうした筋書きになっています。こんなにまで詳しく書く必要があるのだろうかというのが、私の疑問なのですが……。

当主を殺害されてしまつた比企一族は、頼家の嫡子であるところの一幡の館に立て籠もつた。館は「小御所」と呼ばれていたようですが、これを追討する軍勢を差し向けたわけです。そして、比企一族は館に火を放つて、若君とともに死ん

でいく。跡形も残らなかつたけれども、大輔坊源性という人が、一幡のものと思しき小袖の一部を見つけて、これを携えて高野山へ赴き、奥院へ納めたといえます。比企一族は頼家の外戚として権勢を誇ったわけですが、これを失うことを恐れ、叛逆に至った。結果的に、仁田四郎忠常が大事な役割を果たしたわけですから、

ですから、忠常はこのあと恩賞を賜ることになります。ところが、五日になりますと、將軍頼家が回復した。病気が治ってみたら、驚いたことに、自分の妻の父親をはじめ、その一族が滅亡してしまっていたわけです。そこで、頼家が怒って・・・となるわけです。怒った頼家は、和田義盛と仁田忠常を呼ぶ。また、忠常です。忠常は「両方」から、声をかけられたことになります。頼家は、和田義盛と仁田忠常に対し、時政を殺せという命令を出した。ところがこれをそのまま受けることができなかつた。そこで、和田義盛は、頼家が出してきた密書をそのまま時政に差し出してしまいうわけです。頼家が北条時政を討とうとしている計画は、完全に漏れてしまう。その結果がどうなったかと申しますと、今度はこの密書を届けてきた使者が殺されてしまう。ただ、事件はそのままは続きません、もうひとつ別の事件が挟まるのです。

六日のことです。北条時政は恩賞を与えるとして、仁田忠常を呼び出します。忠常は、呼び出されましたので、心配しながらも、名越なごえ（鎌倉市）の時政の屋敷に出かけていきます。そして、時政の前に出る。ですが、一向に帰って来ません。日暮れが近づいても、忠常は時政の屋敷から出てこなかつた。そこで、供としてついて行った舎人とねりが、「何でいつまで待っても帰してくれないのだろう」と心配しまして、そのまま馬を引いて仁田の屋敷に帰って、「怪しい事態だ」と忠常の弟たちに告げたわけですね。五郎忠正と六郎忠時という二人の弟ですが、彼らは兄はてつきり時政に殺されてしまったのではないかと心配しまして、北条義時の屋敷を攻めるのです。時政の屋敷ではなく、息子義時の屋敷を攻めた。でも、五郎と六郎という二人の弟は討たれてしまう。時政の屋敷を出たあと、この話を聞いて

た兄忠常は、自分もということ、御所に参上しますが、叛逆者ということ、忠常も殺されてしまう。殺されたことをきっかけにして、頼家は出家してしまいます。ですから、北条時政・政子を中心とする北条一族と頼家との対立が決定的なものとなって、実朝が跡を継ぐことになるわけです。

以上のことからもおわかりのように、仁田四郎忠常という人物は、実に不思議な役割を担われたことになります。両天秤にかけられた。そのような不思議な状態であると同時に、頼家にそうした運命を与える役割を負わされたわけですね。

二 江戸時代前後、仁田四郎忠常はヒーローだった

やや深読みかなとは思いますが、私は「吾妻鏡」に人穴の問題が出てくるのは、ここにかかわってくるのだらうと思うわけです。つまり「入ってはいけないよ」と言われていた人穴に入ってしまう。命令とはいえ、入ってしまった。実はその先に、この「人穴草紙」といわれる物語が出てくるのです。「人穴草紙」に出てくる物語と申しますのは、もつとこの物語を具体的にイメージとして深めていくこととなります。「人穴草子」がどれほど人々の間に理解されたかということ、あとで問題にしなければいけませんけれども、ともかくそういう意味で申しますと、仁田四郎忠常という人物は、このような不思議な人物であったということになります。ですから興味本位でということになるかもしれませんが、江戸時代には、いろいろな場面場面に仁田四郎忠常が描かれています。

実は気になりましたので、昨日仁田忠常の墓所にお参りしてまいりました。仁田忠常の館跡は、現在も「仁田館」と呼ばれています。これが静岡県伊豆半島の根元、函南町かんなんにございます。ここには「仁田」というところがございます。その函南町仁田に、慶音寺という日蓮宗のお寺がございます。そのお寺さんと隣合わせで館跡があります。コンピュータの百科事典「ウィキペディア」で、「仁田忠常」の項を見ってみました。面白い画像が掲載されていますので、あとでご覧に

なってみてください。月岡芳年が明治の初めに描いた浮世絵です。「仁田忠常洞中に奇異を見る図」というタイトルの絵でして、要するに人穴のなかで不思議を見たという、そういう場面を描いています。そういう意味でも興味深いものです。

慶音寺に行きまして、仁田忠常のお墓にお参りしたいと申しましたら、実はお寺にはなくて、「仁田家の屋敷のなかにある」と教えられました。三軒ほどお宅がありまして、その真ん中が仁田さんのお宅で、その横に墓所がありました。館跡につきましては、函南町の教育委員会が発掘調査を終えていて、図面ができています。周囲には土塁が廻らされていて、その土塁に沿ったところにお墓がありました。三つの五輪塔が並んでいました。中央に忠常、両脇が二人の弟、五郎忠正と六郎忠時のものだそうです。三人の兄弟の墓が並んでいました。仁田氏は、それほど大きな領主ではなかったのだらうと思いますが、頼朝以来幕府に仕える武将でありました。

いずれにしても、仁田四郎忠常というのは、たいへん重要な武将でありましたし、江戸時代以降も、盛んに画像に表されているということです。それで「人穴草紙」ですけれども、仁田忠常に関する事象がたいそう膨らまされています。このあたりは、去る三月の鳴沢村における公開発表会においてもお話し申し上げたかと思えます。

さて、人穴の赤池家に所蔵されていて、空胎上人が版木を起こして出版した本に『富士山人穴双紙』という本がございます。⁶天保三年（一八三二）の刊行です。こんなあらすじです。大河が流れていて、そこを渡ることができない。弥陀の名号を唱えると、極楽のありさまが出現して、富士仙元大菩薩が「剣を投げ込みなさい」と言った。さらに「剣には合戦の穢れがあるから、池の中に投げ込みなさい」と続けた。そうしますと蛇がその剣を呑み込み、光の中に熊野をはじめとする神々が現れて、西院の川原や三途の川を目の前に、さまざまな地獄の責め苦が順番に描かれるというわけです。実際に人穴に入って、どんなことがあったかと

いうことは、「吾妻鏡」にはほとんど出てこないのですが、物語としてはこのように、どんどん膨らまされていったわけです。これは、もう幕末に近いものです。ですから、それ以前に成立したものを、もう少したどってみる必要があるわけです。「人穴草紙」の研究者としては、小山一成先生が知られています。『富士の人穴草紙―研究と資料―』という書物をお出しになっていらっしゃいます。⁷これ以外には、まとまった研究はないのではないかと思います。しかし、たくさんの物語が活字化されていて、『室町時代物語大成』などにも収められています。⁸それらの版本に関する研究もございますので、こうした国文学の方面からの成果については、それぞれご覧になっていただければと存じます。

お手許の資料に掲げておきましたのは、京都大学が所蔵する「富士草紙」です。臨川書店が刊行しました叢書『京都大学蔵 むろまちものがたり』に収められています。⁹この書物では挿絵をカラー図版で紹介しています。その第9図です。「大蛇の姿で・・・」と紹介されている図ですが、これは龍ですね。どう見たって、この姿は龍です。大蛇ではなく、龍の姿で流布していたということになります。それから「浅間大菩薩」と呼んでいます。「大菩薩」ですから、「人穴草紙」には仏教的要素がかなりあるということになります。もうすでにこの物語が作られた段階で、こうした要素が強かったわけです。思い出していたきたいのは、「吾妻鏡」のなかにも「浅間大菩薩」と出てきたことです。「吾妻鏡」が編纂された時代、すなわち鎌倉時代に、すでに「浅間大菩薩」と出てくるわけで、この段階で、すでに仏教的要素が、当然入っていたということになります。その大菩薩が大蛇の姿になって現れます。そして大菩薩の教えにしたがって、いろいろな場面に遭遇するのです。続いて、「六だうのふけ」（六道の普化）と出てまいります。要するに六道をめぐるって歩くお地藏さんが、姿を現したのです。六道で、すべての世界で人々を救ってくれるお地藏さんがここで現れた。挿絵では、お地藏さんというよりも、なんと言いましょうか、恐ろしい顔をしておりますが・・・対

する仁田四郎忠常は、座って地蔵菩薩を見上げています。武将の姿をしており、もちろんこれは、江戸時代にはこのように考えられていました、ということ、です。仁田忠常は、地蔵菩薩からさまざまな教えを授かるわけです。このあとに、非常にたくさん地獄の物語が出てきます。本来ですと、その地獄の物語をひとつひとつ検討すべきなのですが、私は苦手として、残念ながら、そうした厳しい話をひとつひとつ聞いておきますと、それだけで絶望しそうになりますので、この辺はとばします。ご勘弁ください。

いずれにしても、こういう罪を犯すところという処罰が待っているぞということ、次から次へと説いているわけです。それだけでは、つまらないと思つたのでしよう。この絵の作者は、わざわざ天女の衣装をまとった菩薩の姿を描いています（第13図など）。宇治の平等院鳳凰堂の壁画に描かれているような天女の姿とか、鳳凰の背に乗る姿、雲に乗っている菩薩とか、とにかく美しく描かれています。地獄巡りのなかに、なぜこのような美しい絵が出てくるのかというわけですが、たぶんこれを捨てるにはもつたない、あるいは、これを人々に見せたいと思つたのではないのでしょうか。ヨーロッパでも、極楽の姿はあまり書かれず、地獄ばかりが詳しく描かれています。「往生要集」でも同じだと思いますが、やはり極楽はあまり描かれなない。そういう意味で申しますと、極楽を描くということ自体に価値があつたのではないかと思ひます。これほどすばらしい世界だよと描くことができたのは、やはり江戸時代だつたのではないかと思ひます。江戸時代だからこそ、庶民に対してこのようなものが見せられる。そういう時代になつていったのではないかと思ひます。

それはともかく、地獄の責め苦です。資料には『京都大学蔵 むろまちものがたり』の第13図を載せておきました。この『むろまちものがたり』の叢書ですが、原色図版は限られていて、大部分は単色刷りです。ご了承ください。単色図版の第13図ですが、ここには、現世での罪に関するもの、地獄での責め苦が、次から

次へと描かれています。その一部をここに紹介させていただきます。鬼が奇抜な格好をしています。私たちが知っているような鬼とは少し違います。虎の皮の褌に加えて、もうひとつ別の褌を身につけています。青鬼のようですが、髪の色は様々でして、角を生やし、牙が突き出ています。ご存じだと思いますが、閻魔堂ですとか、地蔵堂にまいますと、よく小さなお像が作られていますね。第14図には、天秤秤が描かれています。ここで、罪の重さを量っているのです。罪の方がはるかに重くて、岩の方が持ち上がっています。これが罪の重さです。その罪の具体的な内容にしたがつて、様々な処罰が行われる、という内容です。これ以上に詳しいことは存じ上げませんし、この辺で留めますが、こと細かに描かれています。ぐるぐると回る臼のところ、下の方には挽かれている人がいますし、その中に投げ込まれている人もいます。石臼では上の方の穴から穀物を入れて、これが擦りつぶされて細かくなって下の方から出てくるわけです。こういった情景が描かれています。血と肉がバラバラになって出てきています。それが、また再び元の姿を取り戻して、また挽かれてと、これを繰り返している。梅原猛さんに『地獄の思想』という本がありました¹⁰。そこでは、「往生要集」に載る話などが詳しく解説されていました。ですから、こういった話が、平安時代の人々の間には、知識として広がっていたのだと思ひます。

いずれにしても、「人穴草紙」「富士人穴草紙」といった名前で、一連の物語が作られてきた。こうした物語が作られてきた背景には、もう一度「吾妻鏡」に戻りますけれども、そのなかであれだけ詳しく描かれている仁田四郎忠常の姿があるわけです。人穴を探検して、その中身をつぶさに見て聞いている。「人穴草紙」のなかで、忠常は見聞に基づいて細々とした話を頼家にいたします。「將軍たりといえども、ここで見たものを話してはならない」、このように浅間大菩薩に言われていたにもかかわらず話してしまう。浅間大菩薩の命令は何だったかと申しますと、「口外するな」です。にもかかわらず、忠常はその全てを頼家に

話す。相手が將軍とはいえ、彼がそう話したこと自体が、この災いを招いているよ、ということになってくるわけです。ですから、「人穴草紙」は、この書かれなかつた部分を膨らませて、ひとつの物語に仕上げている。私は、「人穴草紙」があつたことが、そしてこれが広められていったらしいということが、のちの富士講につながってきたのではないかと考えるわけです。

ただ、直接、この「人穴草紙」を読むだけの能力があつた人はどれだけいたのだろうか。あるいは「人穴草紙」を読んだ人がどれだけあつたのだろうかということになりますと、これはむずかしい。空胎上人は、赤池家が伝え、自身が改めて起こした「人穴草紙」の版本のなかで、人穴について詳しい話を聞きたがる人がいるから、この本を復刻するのだとその目的について書いてあるわけです。人々がその話を教えろと言うからということは、幕末になって改めてこの物語をちゃんと復刻しなければ人々の疑問に答えられないからだというのが、この版本復刻の理由ということになります。天保年間（一八三〇～四四）に、空胎上人が赤池家と図つてこの版本を作つたのは、実はそこにかかわってくるわけです。つまり、人々は詳しくは知らないけれども、人穴というのがある。それはどういうものなのだろうか。いろいろ話を聞いていられるけれども、どうなのだという・・・。それできちんとこの話を残そうとした、そういうことになるのだと思います。そうしますと、その空胎上人の段階でいいいますと、人穴というのは実はとても大事な場所だよということになってくるわけです。

三 「浄土門」として「人穴」

では、その大事な場所だつた人穴で修行したうえで、富士山への登頂を果たすということが重要視されてくるのは、いつの時代だろうか。確実な証拠はありません。ないと言ってしまうのは、まことに申し訳ないのですが、私は人を惑わせるのが仕事だと繰り返し言っていますけれども、実はたいへん困っております。

人穴巡りが具体的に取り上げられてくることについては、井野辺茂雄先生が、『富士の信仰』のなかで、かなり丹念にたどつておられます。^①人穴巡りをやったのは、そんなに早い時代ではないのではないかと、というふうに言っておられます。「五畿内志」という江戸時代の地誌がございいます。これを編纂するために並河五一郎という人物が、近畿地方へ旅行する。その途中で人穴に入ろうとした。ところが、「危険なので・・・」として制止されてしまう。この危険の意味が問題でして、ここに入ると危ない、物理的に危険という意味なのか、タブーとしての危険なのか、よくわからない。とにかく制止されたわけですね。この時代には、人穴に入って修行しますよという人が、多くはなかつたということが、はっきりいたします。いたかないかは、わかりません。少なくとも、この本が書かれた享保年中（一七一六～三六）には、危険ですよというのが、先にたつていた。

富士講道者が人穴巡りをするようになったことにつきましては、井野辺先生も言及なさつていらっしゃいます。富士講道者の間で人穴巡りが流行り出して、彼らがお籠りする場所が洞窟のなかに作られていったのだということです。今では、洞窟のなかに、これといった施設があるわけではないのですが・・・。かつては、そうしたスペースがあつた。先ほども申し上げましたように、洞窟のなかは、じめじめしていて、それこそうっかりすると、水溜りのなかに足を突っ込みそうになります。現在でも、冬の期間は入れていただけないわけですね。私が参りましたのは、三月の終わりだったものですから、中には入れていただけませんでした。この季節でしたら大丈夫だと思います。一度、ご自分でご確認にいらつしやうてはどうでしょうか。

降つて、「駿河志料」がまとめられました文久年間（一八六一～六四）になりますと、きちつとした石碑が建てられて、人穴が大事な修行の場所であると位置づけられていたことがわかります。実は、空胎上人は、赤池家に滞在するなかで、「人穴浄土門」という碑を建てております（写真2）。ですから、少なくとも天保

した石碑を建てたのではないか、そう考えるのです。では、こうした思想がいつ出てくるのか。私は、そこが問題だと思っております。ここで資料の最後に掲げおきました図をご覧ください（写真3）。『日本思想大系』の『民衆宗教の思想』から引用させていただきました。富士講で「御身拔」と呼ばれるものです。富士山の図柄が上部にあって、その上には「明藤開山」とあります。これは、角行が命名した富士山の信仰上の名称で、富士講の道者たちは富士山をこう呼んだようです。聖なる富士山だと。「明藤開山」の文字の下方には、日月が配されていて、これらにつながるようにして山の形を描いて、その下には、「土」「水」「月」といった文字が出てまいります。そのあたりに「ふ」という字が左右に六つずつ、都合十二、並んでいます。中央には「躰八言心金心金仁土井水月」、その右側に「徧徧大躰」とあります。これを読み下したのは、伊藤堅吉さんですが、ふりがなを振ると同時に、語句に註記を加えています。伊藤さんはここに並ぶ「ふ」の字は、「風」をかな書きしたものと解釈しています。赤池家に滞在した角行は歌を詠んでいます。その歌が、この



【写真2】
空胎上人筆「人穴浄土門」碑
人穴（富士宮市人穴）

年間（一八三〇〜四四）ころになりますと、人穴をそういう場所、あの世とこの世の境だと考える理解が生まれてきていたのではないかと。そうした理解を背景に、空胎上人がこう

あたりに書かれています。左右に分かれ、右から左へ「此やわらに 葉旦づくふる寺之庭」とあります。伊藤さんは、この歌について、富士講の御詠歌「おうた」の始まりだとしています。この古寺が人穴にある赤池家のことを意味しているのだといいます。赤池家はここ人穴を訪れる富士講の行者たちの世話をしているのだと。伊藤さんは、この御身抜について角行自身が書いたもの、自筆だとおっしゃっています。さて、どうでしょうか。私は、自信が持てません。と申しますのは、角行さん自身が書いた御身抜なり、お札なりが、そうたくさんはありませぬので、また、私も実物を拝見するチャンスを得ていないものですから、伊藤さんのように、角行の自筆だと確証を持つまでには至らずにいます。角行の書き残したものがもしあれば、ぜひとも拝見したい。これが、その時代に書かれたものかどうか、問題であろうと思えます。

また、この御身抜ですが、伊藤さんはこれをひとつのまとまったものとして解釈しています。鳥居があつて、富士山を拝む図だと理解しているのですが、私は二つの図柄からなっているのではないかと思います。むしろ、富士山を表した二つの図柄からなっているのではないかと思うのです。上も富士山であり、下も富



【写真3】
伝長谷川角行筆「御身抜」
『民衆宗教の思想』〔日本思想大系67〕
（岩波書店、1971年）より転載。

土山だと、理解したいと思っています。どうしてかと申しますと、下の方に「浄土門」という文字が出てまいります。鳥居のところ三本足のカラスが飛んでいます。聖なるカラスが飛んでいて、その下に「極楽地獄、此穴三有、浄土門」と見えます。「此」という字が実に特徴的です。先の上の方を見た「此やわらに」の歌の「此」の字とは、筆跡が違うのではないか。実は、もうひとつ角行の自筆という御身拔が伝わっています¹³。これにもこの歌が書かれています。「此」の字があります。「此」の比較をすることで、何かわかるのではないかと思います。この特徴があれば、角行さんの筆になるものだろうとすていいかなということになります。しかし、先ほど申し上げましたように、残念ながら、私はこの原本を拝見する機会を得ておりません。また、現在のところ、この原本について、紙の質を確認するとかといった科学的な調査はなされていないようです。そうしますと、自筆であるという根拠を、ぜひどこかできちっとしたものにしていかなくてはならないかと思えます。

話を元に戻します。私がここで強く指摘しておきたいのは、この角行自筆とされる御身拔のなかに、「浄土門」と出てくる点です。つまり、これができた段階では、「浄土門」という言葉ができあがっていましたよ、ということ。「浄土門」とは、要するにあの世であって、地獄・極楽を含めてということ。写真をご覧ください。下の方に「極楽・地獄この穴にあり」と書いてあって、さらにその下に丸い印があつて、そのなかに鳥居の形と「人穴」の文字が書いてある。丸くくるつとしたなかに、鳥居が書かれていて、そこに人穴とあるわけです。そういう意味で申しますと、二重に鳥居が描かれているわけです。浅間神社を表しているのでしょうか。

そこで、人穴の浅間神社に鳥居が造られた時代というのは、いつなのかということになるわけです。鳥居が建てられた段階でなければ、こうした御身拔はできあがつてこないと思います。「浄土門」という文字が書かれているこの御身拔は、

いつの時代にできたのか。伊藤堅吉さんに逆らうようで、私としましてもまことに申し訳ないのですが、いつの時代にできたものなのか、そのあたりのところを確定するための作業がどこかでなされなければ、これは結論づけられないだろうと思えます。ただ、一般的な知識といたしまして、この人穴というのは、この世とあの世につながる世界だというふうな考えられてきたのではないかと。そして、その世界について、言ってみればこういうふうなところをきちんと踏まえたうえで、こうした言い方ができたのだとしますと、それなりの知識をもった人たちがこの人穴で修行してきたのではないかと、考えるわけです。

もうひとつ、大きな問題がございます。「人穴草紙」には、大河があつて、それを渡っていくといった場面が描かれています。ただ、実際の人穴には—富士宮市人穴の人穴ですね—、そのような場所はないわけです。もともとなかったのでしょうか。それとも、かつてはあつたのでしょうか。これは地質の専門家にきちんとした調査をしていただかないといけないのかもしれないと、地質の専門家でもこれは探求できない部分なのかもしれません。と申しますのは、人穴の洞穴に入っていくと、その一番奥のところは、上と下が一緒になって、下の方には砂がいっぱい詰まっています。そこから先に進むことはできません。人穴は、赤池家のすぐそばにあります。非常に修行しやすい場所です。先ほども申し上げましたように、入ったとたんにはほんとうに広い場所があつて、それこそ人が立つて十分に動くことができますし、四角い木を立てて、その上に立つことができるような高さもあります。ですから、そういう意味で、修行が行われたということはよくわかります。しかし、「人穴草紙」では、そのようには言っていないわけです。ちよつと乱暴ですけれども、富士宮市人穴の人穴は、鎌倉幕府が「吾妻鏡」で取り上げた人穴なのだろうか、「人穴草紙」に描かれた人穴なのだろうかといえますと、これはもうわからないとしか言えません。

世界文化遺産の構成資産のひとつとなっている人穴は、富士講の人たちの修行

の場と位置づけられています。当然、世界文化遺産の構成資産として重要な位置を占めます。しかし、室町時代にさかのぼって、そのような修行があったかどうかはわからない。江戸時代の初めの段階でも、人々は人穴のことを重視してはいなかったのではないかと、と言えるかと思えます。

しかし、私としましては、室町時代から書き継がれてきた「人穴草紙」がある限りは、人々は人穴を探し続けたでしょうし、これが人穴だということを決めてきたのではないだろうかと思うわけです。遠藤秀男さんが『怪奇と伝説―富士山の洞穴探検―』という本を書いていらつしやいます¹⁴。この書物には、まことに頭の下がる思いがいたします。遠藤さんは、高校生を引き連れ、各地の洞穴探検をなさったようです。ものすごいエネルギーだと思えます。この本には、富士宮市の人穴集落のすぐ側に大きな洞窟があったと出てまいります。そのなかで、川を渡らなければならぬと、川があつたといっています。川を渡っているのです。そうしますと、そういう穴があるのだから、「人穴草紙」に描かれた段階の人穴と、赤池家を守り続けてきた人穴と、このふたつが同じであると言っているのかどうかという疑問は、疑問として残しておきたいというのが、私の考えです。わかればおもしろいと思っております。ただ、「人穴草紙」はあくまでも物語ですから、いくらでも膨らませることが出来るわけです。したがって、文学の専門家、歴史学や考古学の専門家、それぞれのお立場から、このような洞窟の中世の祭祀を明らかにしていただきたいと思うわけです。

御殿場市の駒門こまかどには、そのような祭祀の跡があります。駒門風穴かまかどと呼ばれ、不動王が祀られています。不動明王ひとつで、それ以上ではないんですが、そういうものを、私たちはさらに探し続けることが必要なのではないかと思うわけです。

― 質疑応答 ―

問 ただいまの先生のお話ですが、現在一般に知られる人穴は、角行さんが修行された場所とは違うかもしれないというふうに理解してよろしいのでしょうか。現在の人穴は、赤池家ですとか、あるいは人穴を信仰の場とされた方々が作ったものである可能性がある、そのように考えていらつしやるのでしょうか。

答 そのまで踏み込んで申し上げるまでには至っていません。正直なところ、そのような可能性があるのではないかと考えております。要するに、村上派が活躍する時代、あるいは身禄さんが活躍する時代、その後で、角行の伝記といったものが書かれるわけです。それまでは言い伝えですから、それがどのように伝えられていたのかという点は、正直なところわかっていないわけです。民俗学者がこういう言い方をしましては問題になるわけですが、どこまでたどれるかというのは、はつきりわからない。「変わる」可能性はいくらでもあると考えています。ただ、そこまで踏み込むことができない。やはり伝承と申しますのは、長い間伝えられ作られてきたものでありますし、また人々はそういうものを残してきたということになります。ですから、何らかの証拠があれば、角行さんがそこにお籠もりしたという可能性は、考えられます。ただ、残念ながら、その角行さんが残したものの自体が少なすぎることですね。私たちがたどれるのは、村上光清さんとか、身禄さんの段階までです。これを前提に考えていくしかないのではないかと思います。

問 人穴というのは、あそこ―富士宮市人穴―場所だと思っていました。また前回の―鳴沢での公開発表会における―ご報告でも、胎内が信仰の場所となってくる過程で、それぞれの講中が、それぞれの穴をもっていたというような話をなさっていましたか・・・。

答 可能性としては、やっぱり今の人穴が本来の人穴であつてもいいのだろうか

は思います。あってもいいけれども、角行さん自身がそこにお籠もりしたという証拠を、何らかの形で探したいと思っています。角行さんのものであると言えるモノがほしいということです。そういう意味でも、赤池家に伝来した資料を含めて、その周辺、人穴の周辺に対する調査がさらに必要になってくるのではないかと考えています。

私は民俗学者ですから、地下の世界というのがおもしろいのではないかと思っております。さらに付け加えさせていただきますと、日本の昔話には、あのような地下の世界はなかなか出てまいりません。「おむすびころりん」という話があります。人間が頭を突っ込める程度の穴しか出てきません。地下の世界をぐるぐる巡ってなんてことはありません。ところが、神話の段階ですと、オオクニヌシノミコト（大国主命）やスサノオノミコト（素戔嗚尊）が、黄泉の国へ行かれた、そこを回って歩くといった話がたくさんあるわけです。そういうものがあつたのに、消えてしまった。人穴というのは、中世の段階で出てまいります。甲賀三郎の話はもっと膨らませているわけです。要するに、地下の世界をぐるぐる回って歩きます。ジュール・ベルヌの『地底旅行』（一八六四年）などよりはるかにおもしろいと思いますが、日本人がなぜ物語として書き残さなかったのかと思っております。私は、あのような物語が大好きでして、『指輪物語』（J・R・トルキン、一九五四〜五五年）などを必死になつて眺めている方ですから、ロード・オブ・ザ・リングみたいな世界を描き出せたのが中世の伝承なのだろうと思えます。そういうものと関わらせて、もっと現実と結びついて出てくるのが人穴だったのではないか。そうしますと、今おっしゃられた部分の、今ある富士宮市人穴の、人穴集落の人穴が、人穴であつてもいいのだとは思いますが、やっぱり私たちはそれなりの証拠を、角行さんについて、もっと探さなければいけないのではないかと思うわけです。

問 私、富士宮市の教育委員会に勤務しておりました。富士宮市人穴の人穴が人穴であつたかどうかという問題です。仕事をしているなかでは、人穴だという認識で、仕事をしてきたわけですが、今話題となりました角行さんについて、その事績について、これというものが無いということにつきましては、仕事を進めるうえでも不安に感じていたところです。光保寺（こうまうじ）というお寺があつた。さてどこにあつたのだろうかという話が出るのですが、ここと言えるところが実際にはないわけです。ただ、石造物という観点からは、寛文年間（一六六一〜七三）には、日旺（にちざん）・旺心（がんしん）という銘を刻む丸彫の大日如来像が二体造立されています。これは、洞窟のなかに納められています。年号どおりであるならば、富士講によつて—富士講と言つていいのかわかりませんが—、その時代には人穴というところが何らかの信仰の対象になつたのではないかと言えるのではないのでしょうか。ただ、角行さんということになりますと、仕事を進めるなかでもたどり着けなかった、ということが正直なところでは。

答 日旺・旺心の時代の石造物、重要だと思えます。ただ今、お話のありました確実なものをどういうふうに押さえたらいいか。こういった部分をもう少し、皆さんで研究していただきたいし、私も勉強したいと思っています。

問 人穴が世界文化遺産の構成資産になつたということは、角行さんの人穴ではなく、富士講の信仰地として、構成資産に登録されたというふうにご考えてよろしいのでしょうか。

答 人穴には、今でもお参りなさる方がいらつしやると聞いています。扶桑教のみなさんなども、詣でていらつしやるようです。ガイドの方に伺つたのですが、儀式をなさっているそうです。ですから、宗教的にも非常に重要な場所であることは間違いない。そういう意味で、角行さんのお名前を冠するかどうかは別といたしまして、富士講にとっては聖なる場所であつた。また、多くの霊神碑が造立

されています。これらは、人びとがあゝの世に旅立つときに、そこに墓碑を造ってほしかった、そういう場所であることの証拠だと思います。私の師匠は、「富士山の見えるところに墓碑を建ててほしい」と言ったと聞いています。

前回の報告のときに、精進穴で「ここで死にたいか」と訊かれたという話をしました。私は、言葉に詰まりました。あのような狭いところで、出てくるのさえ大変なのにどうするのだと思っただけです。精進穴で生涯を終えたい、そう考える人たちが当然いらっしやっただけだと思います。ですから、そういう意味で言えば、この世とあの世の境という意識があったでしょうし、それが富士講の方たちにとって、非常に重要な場所であったのではないか、そういうふうに思うわけです。死ぬというよりも、むしろ永遠に生きるという意識があったでしょうから、そのように理解しますと、富士講の方たちの気持ちがわかるような気がいたします。

註

- (1) 「甲賀三郎の物語」(「物語と語り物」『柳田國男全集』第十五卷〔筑摩書房、一九九八年〕、初出は一九四〇年)。
- (2) 西桂町教育委員会による調査活動の成果は、西桂町文化財審議会編『三ツ峠山の信仰と民俗』(西桂町教育委員会、一九九二年)にまとめられている。
- (3) 二〇一九年三月二日(土)に鳴沢村総合センターで開催された総合学術調査研究公開発表会(山梨県立富士山世界遺産センター・鳴沢村教育委員会主催)において、「聖域としての富士山溶岩洞穴」と題する報告を行った。
- (4) 仁田忠常の仁田氏は、伊豆国田方郡仁田郷(静岡県函南町)に拠って仁田を称した。「新田」「日田」とも書いた。「吾妻鏡」は「新田」と表記するが、本稿では煩雑を避けるため、一貫して「仁田」を用いた。
- (5) 歌川国芳筆「源頼朝卿富士巻狩之図」。

(6) 前掲註(2) 書に翻刻が載る(二二七〜二二九ページ)。なお、後掲註(7) 書も「資料編」に(「人穴版」「富士山人穴双紙」として、これを翻刻している)。

(7) 小山一成「富士の人穴草紙―研究と資料―」(文化書房博文社、一九八三年)。

(8) 『室町時代物語大成』(全十三巻、角川書店)の第十一は、「富士山の本地」(延宝八年〔一六八〇〕刊)、「富士の人穴の草子」(慶長八年〔一六〇三〕写)、「富士の人穴草子」(寛永四年〔一六二七〕刊)の三本(いずれも赤木文庫蔵)を収める。前掲註(7) 書も、「富士人穴由来記」(弘化四年〔一八四七〕写、埼玉県立文書館蔵)、人穴版「富士山人穴双紙」など都合六本を翻刻している。

(9) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『京都大学蔵 むろまちものがたり』第一巻(臨川書店、二〇〇〇年)。

(10) 『地獄の思想』(梅原猛著作集4)(集英社、一九八一年、初出一九六七年)。

(11) 井野辺茂雄「富士の信仰」(富士の研究III)(古今書院、一九二九年、一九七三年に名著出版より復刻)二九八ページ以下。

(12) 『民衆宗教の思想』(日本思想大系67)(岩波書店、一九七一年)四八二〜四八三ページ。

(13) 富士宮市教育委員会編『史蹟人穴』(同、一九九八年)八五ページ。

(14) 遠藤秀男「怪奇と伝説―富士山の洞穴探検―」(緑星社、一九八三年)。

(15) 『史蹟人穴』(富士宮市教育委員会、一九九八年)二四〇ページ、『史蹟富士山―人穴富士講遺跡調査報告書―』(富士宮市教育委員会、二〇一七年)三四五〜三四六ページ。

第三部

調查報告

旧河口湖町域を行き交う富士参詣の道

杉本 悠樹
村石 眞澄

はじめに

富士山の山内・山麓に点在する信仰の場を相互につなぐ道筋を明らかにすることは、世界遺産登録時にイコモス（国際記念物遺跡会議）から提起された課題の一つである。町域に多くの構成資産・構成要素を抱える富士河口湖町教育委員会においても、鋭意これに取り組んでいる。ここ数年、山梨県立富士山世界遺産センターと共同で、かつて富士参詣の人びとがたどった道筋を明らかにすべく、各種調査を継続してきた。江戸時代の村絵図をはじめ、明治二万地形図¹や赤色立体地図²などを足がかりに、道や道の痕跡をたどり、往時の道筋を復元する試みである。小稿には、主に旧河口湖町域にかかわる道筋に関する本年度（二〇一九年度）の調査成果をまとめた。

一 河口湖畔から富士山へ延びる道

(1) 川口宿

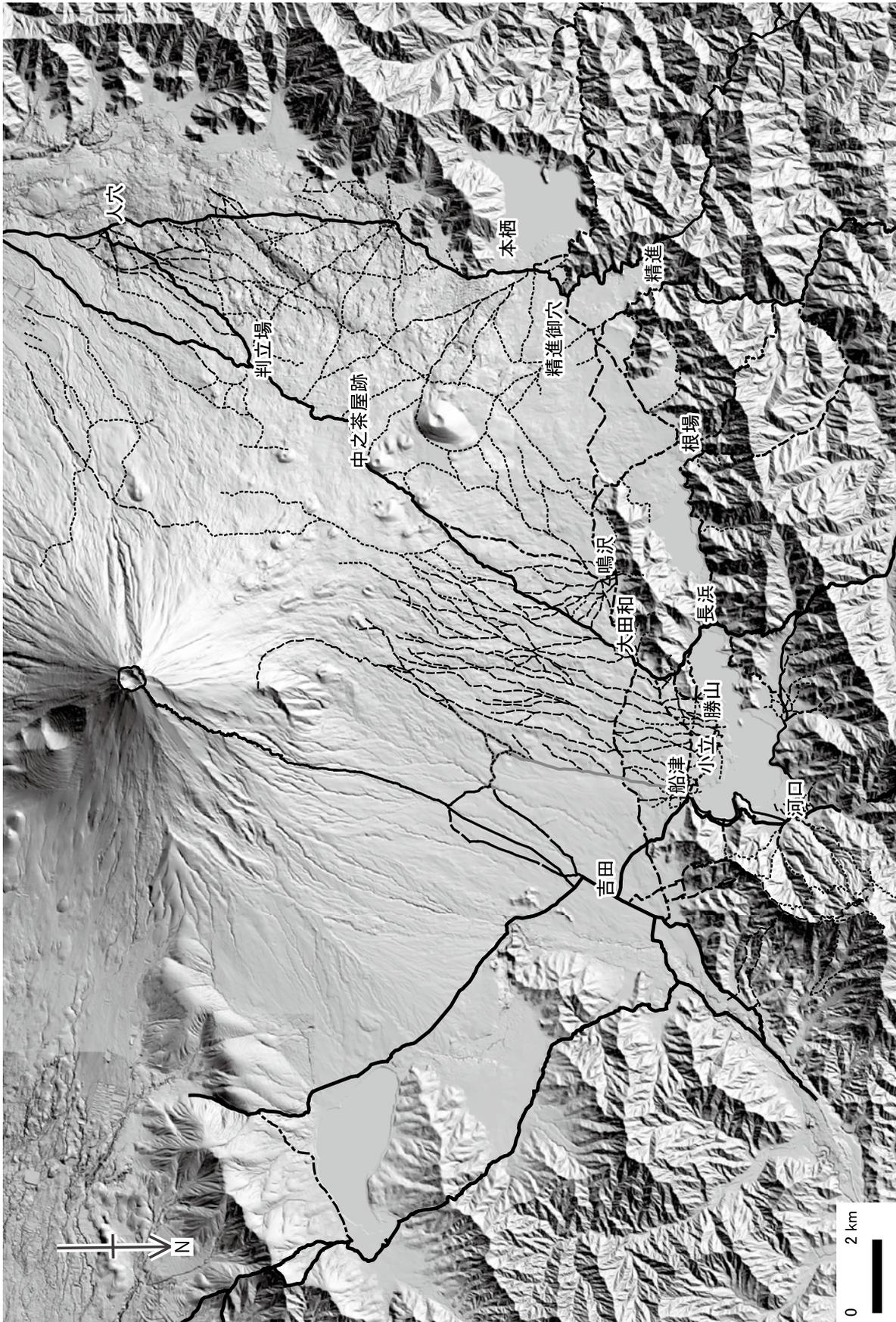
甲府盆地を經由して富士山へ向かう人びとは、多く御坂峠を越えた。律令官道・甲斐路に起源する鎌倉街道に道をとおり、峠直下の川口（河口、富士河口湖町河口）に至った。同所は、甲斐路に置かれた駅「河口」の遺称地とされる。十三世紀に御坂を越え相模に向かった時宗二祖他阿真教の行状を伝える「遊行上人縁起絵」は、湖水に面して宿の家並みを描いている。江戸時代には、街道に沿って御師の家々が建ち並び、吉田（富士吉田市上吉田）とともに北面からの登拝拠点として

栄えた。すでに十六世紀の文書には「河口導者坊」「川口坊」「川口之御師浄坊」などといった記述が見受けられる。³

幕末の万延元年（一八六〇）、この川口において版行されたのが「両御丸御祈願所北口本宮御師宿坊図」である（図2、以下「御師宿坊図」⁴）。上州高崎（群馬県高崎市）・信州松本（長野県松本市）の両所から川口へ至る行程上の地名と距離を列挙するとともに、富士山頂へ延びる参詣路・登拝路を图示している。画面の中央には浅間神社の社叢を置き、鳥居の前を横断する鎌倉街道沿いに「川口御師町」と註記する。御師の宿坊が軒を連ねている状況を読み取ることができる。では、参詣者はここからどのような道をとったのだろうか。

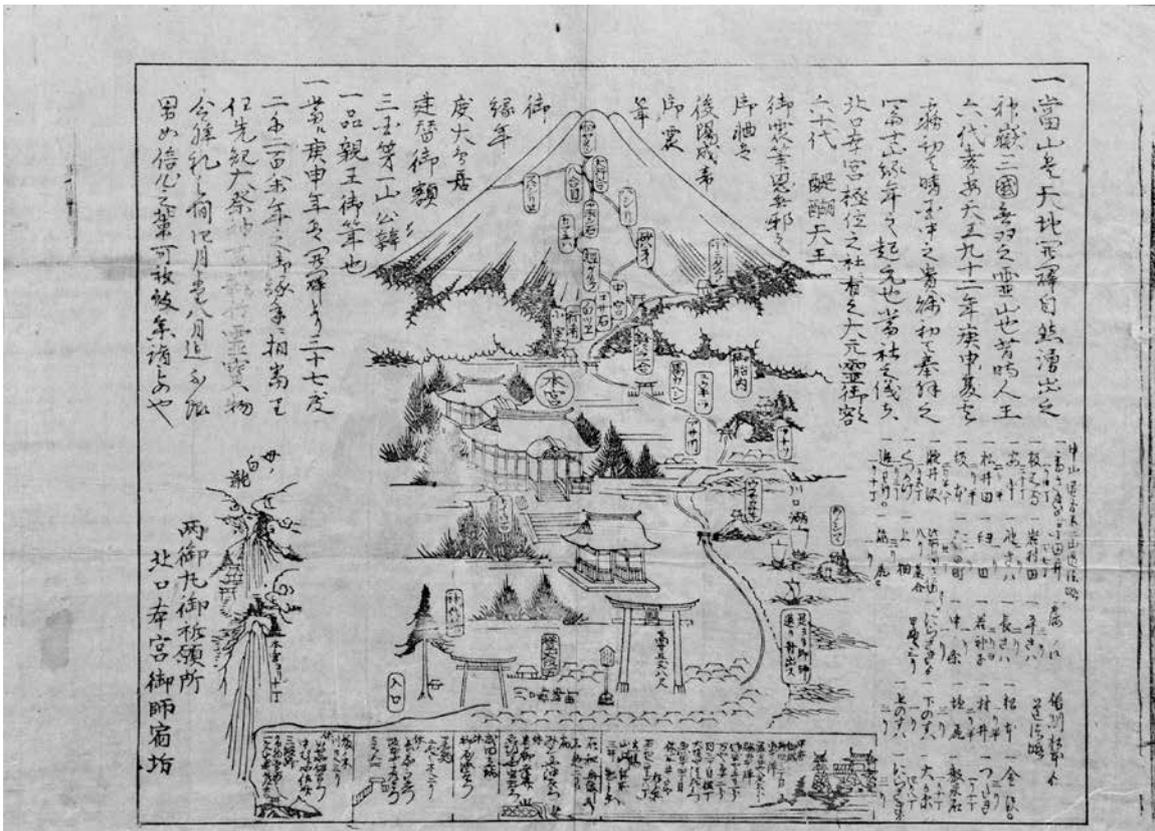
(2) 河口湖の旧来の水位と湖畔・水上の交通路

現在の河口湖の基準水位は標高八三三・五二五メートルで、通常は標高八三一・四六メートルの平均水位が安定的に保たれている。⁵これは、江戸時代の後半に開削された「湖水掘抜」（新倉掘抜）をはじめ、近代に入って河口湖の南東岸から嘯山（天上山）を貫いて新倉（富士吉田市新倉）へ湖水を排出する水路（県庁隣道）が設けられたことにより、ある程度の水位調整が可能となったことによる。河口湖は、富士山の噴火による溶岩流が堰き止めて形成された湖で、こうした水路が設けられる以前は、水位の調整はできなかった。大雨や雪解け水の流入により増水すると、湖の水位は自然の蒸発を待たなければ低下することはなく、湖畔の地域が浸水することも度々であった。たとえば、明治四十三年（一九一〇）・



(図1) 富士北面要図

* 国土地理院「陰影起伏図」に加筆した。その際、富士山を上方に示すため、南北を逆転させた。
(村石眞澄作図)

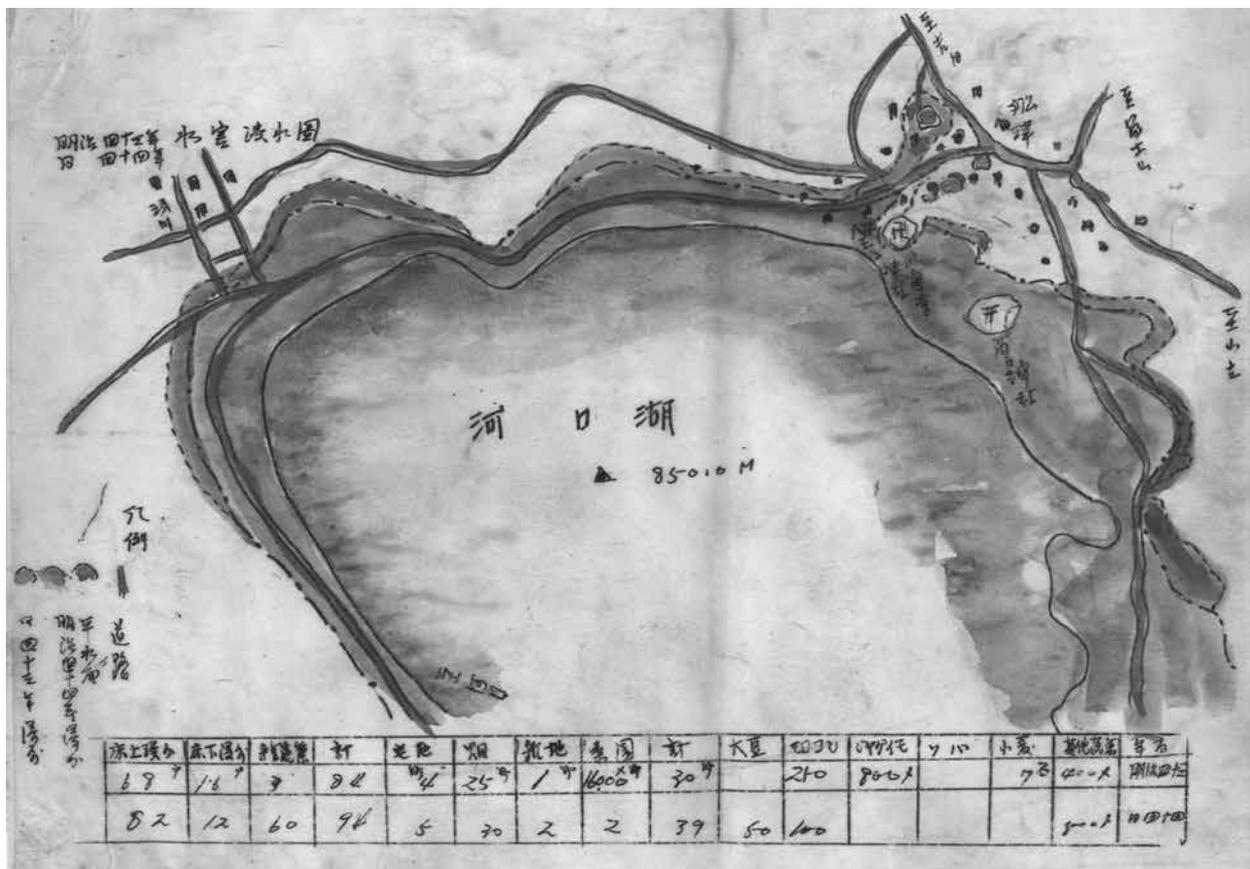


〔図2〕「兩御丸御祈願所北口本宮御師宿坊図」

万延元年（1860）

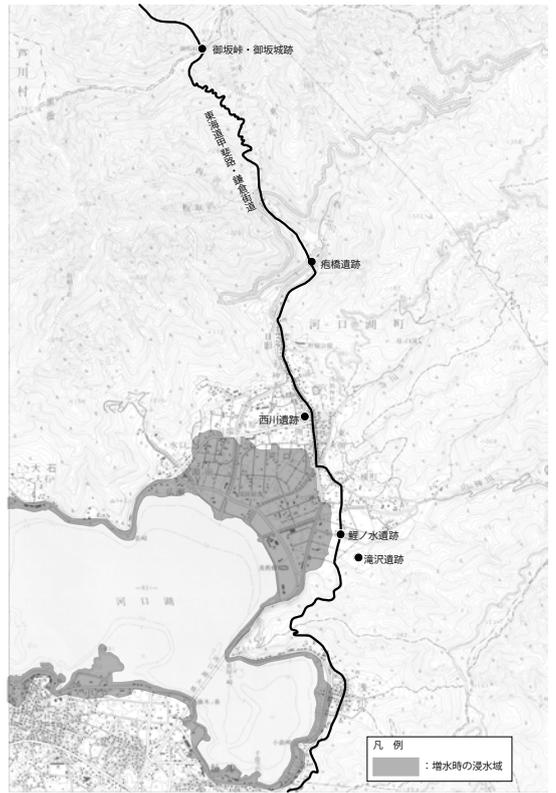
個人蔵

* 『富士御師の檀那所と御山参詣』〔山梨県立博物館調査・研究報告12〕（2016年）より転載。



〔図3〕「明治四十三年・同四十四年水害浸水図」

* 田村英一「船津村郷土誌」（稿本〔個人蔵〕、1934年）所収。

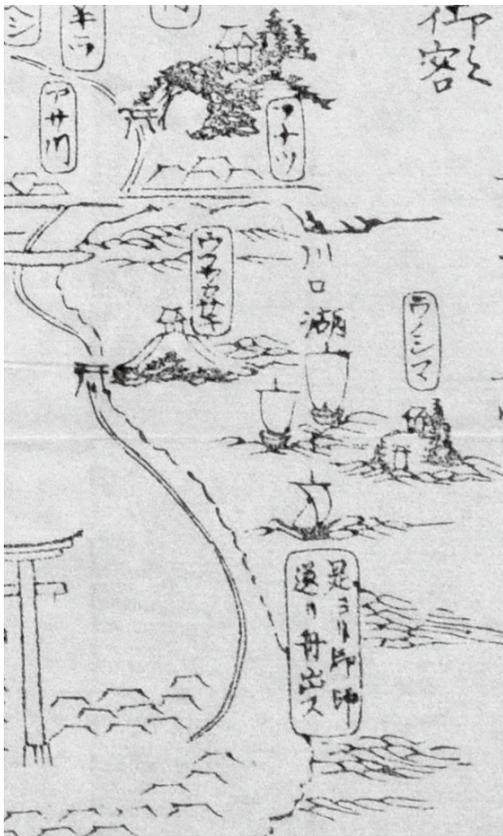


〔図4〕 増水時河口湖の汀線（推定）

* 国土地理院発行2.5万分1 地形図
「河口湖東部」（2006年）に加筆。
（杉本悠樹作図）

四十四年（一九一一）と大水害が発生し、数年にわたり湖畔の家屋が冠水していたという記録がある（図3）⁶⁾。

平成二十四年（二〇一二）から翌二十五年にかけて発掘調査が行われた鯉ノ水遺跡（富士河口湖町河口）では、旧来の河口湖の水位を知り得る土層が確認されている。⁷⁾ ここでは奈良時代に構築されたと考えられる東海道の支路・甲斐路の道路遺構が初めて発見され、湖畔の脆弱な湿地の地盤を改良するために、版築工法で強固に仕上げられた道路面が検出された。甲斐路を挟んで東西に建設される道路用地を発掘調査したことで、霜山の西麓から河口湖の北東岸にかけて続く緩斜面の断面を観察することができ、旧来の湖岸線が推定された。⁸⁾ 甲斐路の通過する地点から東は霜山西麓の地盤がベースとなり、西では砂や礫が水平に堆積する河口湖の湖底に由来する地層が認められた。すなわち、甲斐路は湖岸を避けて通過するように設けられていたのである。湖底堆積物が見られる範囲から、奈良・平安時代においては、当時の水位は現在よりも一〇メートルほど高かったと推定されている。標高約八四〇メートルのラインが湖岸線となり、かつての河口湖は現



〔図5〕 「両御丸御祈願所北口本宮御師宿坊図」

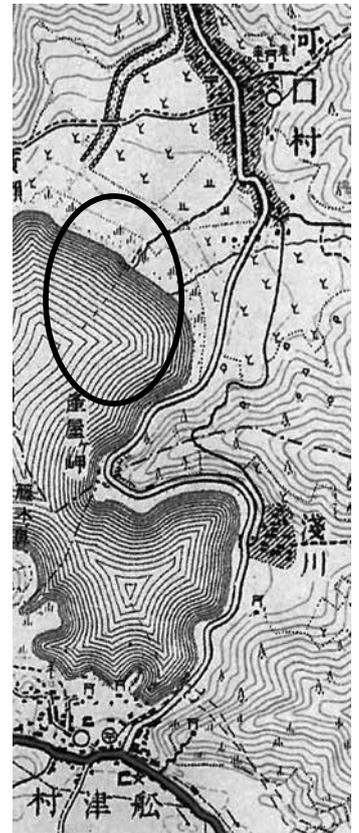
（部分）

在よりも大きな水面を有していたことになる。⁹⁾ 鯉ノ水遺跡では、古墳時代中期の土器片が、甲斐路の検出地点よりも西の湖底堆積物を伴う地点でまとまって出土しており、恒常的に河口湖の水位が高かったわけではなく、時期や地球規模の気象条件によって水位が変動した可能性が示唆される。最大限に増水した際は、同遺跡の土層で推定される標高約八四〇メートルのラインまで浸水することから、現在の湖畔道路の大半は水没すると考えられる（図4）。
こうした状況を踏まえ、河口湖の湖畔を経由する道筋は、山地の中腹を通るように設けられていた。また、水上の交通路は、こうした湖面の高低に左右されない安定的な輸送路として広く利用されていたものと推測される。

（3）川口からの渡船と道

先に見た「御師宿坊図」は、川口の御師集落南端に「是ヨリ御師送り舟出ス」と註記する（図5）。同図は「ウフヤカサキ」（産屋ヶ崎）と「ウノシマ」（鵜の島）の間を南北に航行する三艘の舟を描き、対岸（南東岸）の「フナツ」（船津）と行き来する渡船があったことを示している。「舟出ス」と記される集落南端とは、

寺川が河口湖の流入する地点、すなわち現在「寺川橋」が架けられている地点で、ここに御師町南端の木戸が設けられていたと考えられる。昭和五年（一九三〇）六月発行の「富士山近傍」〔五万分一山嶽図〕（陸地測量部発行）の当該部分を注視すると、「人渡（一岸出船）」の記号が付され、沖に延びる航路が描かれている（図6）¹⁰。現在も寺川橋付近のバス停には、「渡船場入口」の名称が付けられており、この付近が渡船の離着岸地として伝統的に位置づけられてきたことを示している。江戸時代における川口・船津間の航路の存在を示す資料としては、「御師宿坊図」以外に、天保八年（一八三七）の「大嵐村外六ヶ村絵図」（富士河口湖町大嵐区蔵）をあげることができる（口絵2上）。この図も産屋ヶ崎沖の湖面を航行する三艘を描いている。回図は、このほか河口湖上に、さらに三艘の舟を描くが、投網をしているものも見られ、こちらは湖における漁撈の様子を示していると考えられる。対する産屋ヶ崎沖の三艘は連続して描かれ、航路を示す意図が読み取れる。

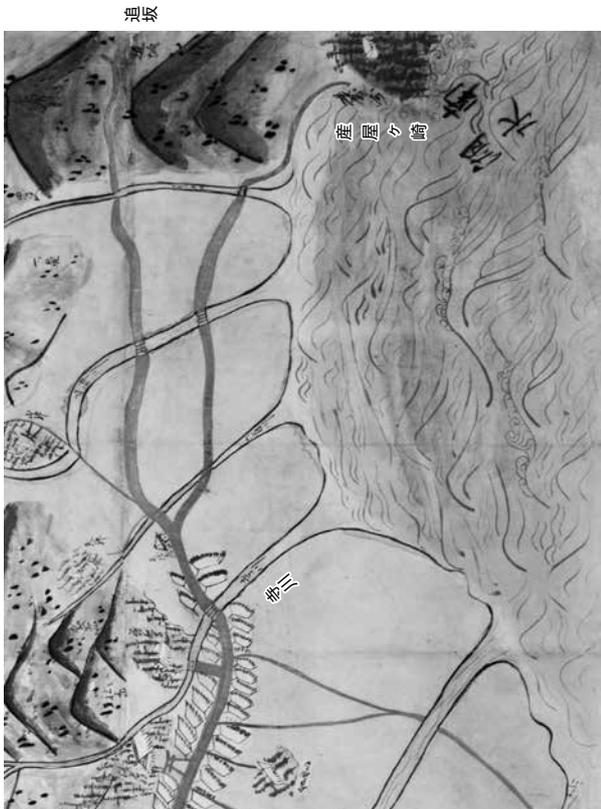


〔図6〕「富士山近傍」
〔五万分一山嶽図〕
(部分)

寺川橋から旧来の鎌倉街道は東に屈曲する。前述したように河口湖の水が調整できなかつた近代以前には、寺川橋以南は増水時に冠水してしまうため、これを迂回するように鎌倉街道は東に屈曲している。この先は、辻で分岐して湖岸に沿って産屋ヶ崎に向かうルートと、追坂越で浅川に通じるルートの二筋が並走する¹¹。後者の追坂越に古代甲斐路の道路遺構が検出された鯉ノ水遺跡があり、このル

トは古代の駅路（律令官道）の線形を踏襲しているものと考えられる。湖岸に沿ったルートは、増水時には水没することも多く、安定的に使用できる追坂越とが併存していたとみられる（以上、「図7」参照）。なお、「御師宿坊図」では川口から「アサ川」（浅川）を経て「フナツ」（船津）に至る陸上のルートの記載は概略化されており、湖岸ルートか追坂越のいずれかを図示したものは明確でない。

なお、川口からの渡船の利用は、参詣者の「道中記」の記載からも裏づけられる。万延元年に富士へ詣でた信州の住人宇治愛之助の「道中記」には、二度にわたって「舟銭」（舟せん）が記載される（往路七月十日、復路十二日）。往路二十文、復路三十二文と、料金が相異しているが、その理由ははっきりしない。これに対し、安政二年（一八五五）に富士山・大山を巡拝した葦崎（葦崎市）の百瀬清輔は、浅川経由で船津へ至ったようであり、陸路を進んだとみられる¹²。



〔図7〕「川口村絵図」〔森嶋家文書〕（部分）

文化3年（1806）

都留市蔵

* 「河口集落の歴史民俗的研究」〔山梨県立博物館調査・研究報告7〕（2014年）より転載。

（4）船津の離着岸地と登山道の起点

船津の離着岸地と想定されるのが、壘岩周辺の「筒口」である。壘岩は、富士山の噴火により噴出した船津溶岩流が河口湖に流入することで生成した。呼称のとおり壘に似た模様をもつ溶岩の露頭である。壘岩に面した船津浜中村遺跡では、宿泊施設の建設に伴い溶岩を切り出した際、その直下から縄文時代前期及び中期の土器が出土し、この船津溶岩流が縄文時代中期に流下したものであることが判明した。この壘岩付近の溶岩の下に湖水が吸い込まれる「筒口」という地点がある。「勝山記」の文亀四年（永正元、一五〇四）の条に、「此年舟津ツ、ノ口（筒口）ヲ、小林尾張入道殿、本主ノフサキ玉フ処ヲ取アケ玉ヘハ、花タテノカケナトヲホリ出玉フ、大クイ水ヲ引也、海ヒル事無限」という記述がある¹³。小林尾張が筒口を塞いでいた木や土を除去した際に河口湖の水が干上がったと述べているが、筒口に関する記録としては最古のものである。この筒口には、筒口神社が祀られている。



〔写真1〕ウトマル（鵜泊）現況

富士河口湖町船津

江戸時代の景観を伝える「筒口之古図」が船津の井出家に伝わっている（口絵2下）。同図では鋸歯状に張り出した壘岩の露頭の間水が吸い込まれる姿を表現している。それぞれの「口」（露頭の狭間）には、東方から「小久保口」「外川口」「田丸口」「丸井口」「山西口」「鳥居口」と記され、個別に呼称があったこと、所管する組織・集団（家か）が存在した可能性を読み取ることができるとも「大日」と注記しており、ここに

富士山の本地仏である大日如来が安置されていたことがわかる。少なからず同地が富士信仰の要地として意識されていたことが理解できる。

この壘岩及び筒口周



〔写真2〕石造大日如来坐像

筒口神社（富士河口湖町船津）

辺が船の離着岸地であったことについて、同地に所在する富士レークホテルの井出泰濟、小佐野栄一両氏より聞き取りを行なった¹⁴。小佐野氏によると、ホテルの北に張り出した壘岩の一部の溶岩露頭を「ウトマル」（鵜泊）と呼び、ここに舟が着岸したという（写真1）。人びとは現在のホテルの敷地を南北に縦断し、筒口神社境内の東端に沿って富士山へ向かった。この辺りは溶岩に覆われた台地状の地形で、湖畔を周回する県道を建設する際に、筒口神社とホテルとの間の溶岩を開削したため、道路を跨ぐ橋が架けられていたという。聞き取りに基づき神社境内の東端部を踏査したところ、ホテル側からの道の痕跡が確認された。これに沿って大日如来坐像などの石造物が並んでおり（写真2）、この道が富士山への参詣路として整備されたこと、ウトマルがその起点であったことを示唆している。以上の調査成果をもとに復元した経路を〔図8〕に示す。

（5）船津からの登山道

先述したとおり、渡船により川口より船津に至った参詣者は、着岸地のウトマル付近を起点に、筒口神社の境内地をかすめながら船津溶岩の末端崖を登り上げて南進し、富士山に向かっていたと考えられる。

船津からの登山道について記す江戸時代の文献に、「駿河国新風土記」がある¹⁵。



【図8】河口湖南岸道路図

* 国土地理院電子地形図25000「河口湖西部」「河口湖東部」「鳴沢」「富士吉田」に加筆した。その際、富士山を上方に示すため、南北を逆転させた。
(村石真澄作図)



〔図9〕「富士山頂上御拝所御霊鏡図」

明治初頭

個人蔵

*『富士御師の檀那所と御山参詣』〔山梨県立博物館調査・研究報告12〕(2016年)より転載。

同書は、①「太平記」の記述を典拠に、元弘三年（一三三三）の地震にともなう山崩れによって船津村から小御嶽に通じる道が崩れたこと（巻二二）、②船津からの登山ルートとして、「胎内といへる洞穴」（船津胎内樹型）から御膳場・三つ穴を経由して小御嶽へ向かうルートがあったことを記している。③の道筋を図示するのが、明治初頭に川口で版行された「富士山頂上御拝所御霊鏡図」である（図9）¹⁶。船津・小御嶽間を一直線で結ぶ道を記すが、この図の版行時に、当該道の利用が一般化していたとは思えない。明治四十二年（一九〇九）刊行の「富士山名所写真及明細全図」は、この道筋を描写し「新道」と註記しているから、十九世紀末から二十世紀前半に整備されたものと考えるのが適当である。もともと、胎内（船津胎内樹型）までの利用は多かった。川口御師の本庄邦久家には、川口村經由で富士登拝を志した道者について、①川口通過の日付、②在所、③人数及び代表者名、④經由ルート、⑤御師名（どの御師の得意先か）を書

き上げた帳簿が伝わった。天保九年（一八三八）分と同十二年（一八四一）分の二冊があり、十二年を例にとると、都合三五五組、一七六二人が川口村經由で富士山へ向かったことが知られる。④の經由ルートについては、「吉田通り」「胎内通り」という両様の記載がある。前者は、船津から鎌倉街道を東行して吉田から登拝するルートを示しているよう。後者は、吉田へ向かわずに、富士山目指して南行し、胎内への参詣を終えたのち、遊興（現在の中之茶屋）で吉田口登山道に合流するルートと理解される。前に見た「大嵐村外六ヶ村絵図」（口絵2上）や、十九世紀後半代に川口で版行された「富士山神系御山絵図」といった絵画資料も、この「胎内通り」を描いている¹⁸。

船津から小御嶽に通じる道に戻ろう。一九三〇年代に入ると、このルートについて、さらなる改修が計られていった。自動車道化の試みである。その経緯は、昭和十三年（一九三八）刊行の『南都留郡郷土誌』に詳しい¹⁹。同書は、①船津から小御嶽神社に至る「小道」があったこと、②「小道」は精進口（登山道）の四合目に合流したこと²⁰、③この道を自動車道とし三合目の上方で精進口登山道と結節させたこと、④道幅は四メートル六〇センチ、全長一六キロメートルに及んだこと、⑤昭和十一・十二年頃から地元で「登山道」と称するに至ったことを、それぞれ記している。これは、昭和九年に開削を開始し、翌十一年の開山期に精進口三合目までが竣工したとする『富士山麓史』（富士急行株式会社、一九七七年）の記述とも矛盾しない²¹。同書は、第二次大戦を挟んで、昭和二十六年に三合目まで、翌二十七年には三合目で四輪駆動の「特殊バス」への乗り換えを要したものの五合目まで、それぞれ富士山麓電気鉄道（現富士急行）による登山バスの運行が始まったと加えている²²。バス路線の開設は、昭和二十五年の富士山麓電鉄の河口湖駅延伸（現富士急行河口湖線）と連動したものである。しかし、昭和三十九年四月に富士山有料道路（富士スバルライン）が開通すると、自動車道としての役割を終えるところとなった。

〔写真3〕石柱「富士山登山道船津口」

富士河口湖町船津



現在、この道筋には「船津登山道」の称が与えられているが、かつては「船津口登山道」と呼ばれていた。『南都留郡郷土誌』が述べる通り、「登山道」の呼称は、自動車道に対して付されたものである。信仰登山ではなく、近代の観光登山の普及に連動する名称ととらえるべきだろう。その意味で、旧河口湖町役場付近の丁字路に立っていた「富士山登山道船津口」と刻む石柱は、近代の船津口登山道の起点を示すモニュメントとして重要である（写真3）。

ところで、「富士山」は、昭和二十七年（一九五二）、国の特別名勝に指定された。この時、「船津口登山道」沿道は富士山の代表的な風致景観を有する重要な地域として位置づけられ、船津地籍の字狐塚以南の両側一〇〇メートルが指定地域とされた。特別名勝「富士山」の指定地域は近代のバス道路を基準に設定されたものであることを付言しておく。

（杉本悠樹）

二 河口湖南岸の諸村をつなぐ道

鳴沢村の大田和（江戸時代は成沢村の枝村）と駿河国富士郡を結ぶ道が神野路（こんのうじ）である。貞観六年（八六四）の噴火（貞観の大噴火）により生じた青木ヶ原溶岩流の裾部を進む国道一三九号とは異なり、その広がりを受けて、大室山や長尾山・片蓋山といった側火山口群の上方を直行する。吉田（富士吉田市上吉田）から

人穴や白糸ノ滝（ともに静岡県富士宮市）といった信仰地に向かう参詣者が、これをたどった。

ここでは、前節で見た天保八年（一八三七）の「大嵐村外六ヶ村絵図」（口絵2上）に描かれる主要な道筋をなぞり、「図8」と共通の符号を付して「図10」を作製した。また、地点Eと地点Kを結ぶルート上（勝山村地内）には、二基の道標が立っている。小立村境に（ア）、その西方のものに（イ）の符号を付しておいた。この図を参照しつつ論を進める。

（1）「村次道」（むらつぎみち）

吉田から鎌倉街道を西行すると船津に至る。街道は、同所の大久保（船津三叉路、地点D）で右折し河口湖の東岸を浅川・川口とたどり、御坂峠にかかる。一方、これを直進すると小立・勝山・小海（勝山の枝村）から大嵐の各村（以上、富士河口湖町）を経て大田和（鳴沢村）に至り、地点Kで神野路に結節している。先にあげた富士郡の信仰地のみならず、西湖・精進湖・本栖湖といった精進場をめぐる信仰者は、この道を進んだことになる。河口湖南岸の諸村を通過することから、「村次道」の称があった。²³

本来の「村次道」は、「各村の中央を貫くものである。しかし、遠来の参詣者にとって村人の生活域を経由する必要はなく、郊外を進んだと考えるのが適当だろう。「図10」上では、D↓E↓Kを順次たどるルートが想定されよう。明治二万地形図は、この道を幹線や準幹線に次ぐ村道として扱っている（図8）。国道一三九号の開削以前にあつては、主要な道であったことがわかる。なお、前掲の「図1」は、明治二万地形図の記す道を赤色立体地図で補正して表したものである。後述するように土地改良事業により消えている部分も少なくないが、大半が現在も集落間を結ぶ道として利用されていることが理解される。



至 御坂峠、甲府盆地

〔図10〕「大嵐村外六ヶ村絵図」

天保8年（1837）

富士河口湖町大嵐区蔵

* 〔口絵2〕に原色図版を掲げた。挿入した記号（B～L）は、〔図8〕のそれと対応する。



〔写真4〕道標（法華堂前旧在）

富士河口湖町小立

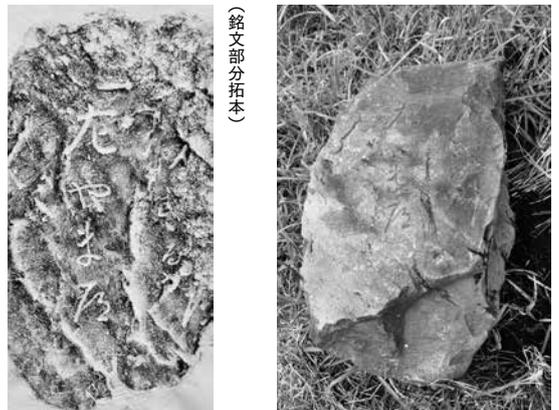
るので、長浜からH↓Eとたどったと推定される。明治二万地形図の不記載は、不明とせざるをえない。また、「右・船津」は東方へ、「左・木立」(小立)は小立村中心部(F)を示すと考えられる。参詣者を、神野路や鎌倉街道へ正確に導くことを意図して造立された道標と理解できる。

(2) 小立の道標

日蓮の遊化伝説をもつ小立の法華堂前の四つ辻(地点E)に立っていたと伝わる道標が現存している(写真4)。大形の自然石の片面には「右をはら」「左するか」、この反対の面には「右舟つ」「左木立」と、刻まれている。それぞれが指し示す道を推定すると、「右・をはら」は西方へ延び、小海の郊外(地点H)を経由して大嵐へ、「左・駿河」は大嵐を経ずに大田和(地点K・L)へ抜け、神野路を目指す道筋を指し示すものと思われる。ところで、このHへ向かう道筋だが、昭和三十一年(一九五六)の二万五千分の一地形図に部分的に記載されるものの、明治二万地形図や昭和三年の二万五千分の一地形図には表記がない。文政六年(一八二三)に、この近辺を歩き紀行文を認めた人物として、芙蓉亭蟻乗がいる。大坂の鍛冶屋で、狂歌を良くしたという。彼は、本栖、根場(西海村の枝村)、西海(西湖、以上旧八代郡、現在は富士河口湖町)から河口湖畔⇨長浜(同町)を経て、船津へ向かっている。その途次、法華堂前で一休して歌を詠んでいるので、長浜からH↓Eとたどったと推定される。明治二万地形図の不記載は、不明とせざるをえない。また、「右・船津」は東方へ、「左・木立」(小立)は小立村中心部(F)を示すと考えられる。参詣者を、神野路や鎌倉街道へ正確に導くことを意図して造立された道標と理解できる。

(3) 勝山の道標

勝山では、村落の南方に展開した耕地に対して、昭和三十二年から同五十五年にかけて、旧勝山村による土地改良事業が行われた。このため、旧道は改められ、方形の街路が整然と走り、現在では新規住宅の建設が盛んである。そうした一面に、造成工事で動かされた石碑が横たわっている(写真5)。紀年銘はともなわれない。また、「左やま道」の刻銘は明確だが、右側は大きく欠損している。ここには「やま道」の対をなす方向に所在する地名が刻まれていると思われるが、「る」の一字しか判読できない。周辺では区画整理が進み、古道の痕跡は認められない。明治二万地形図を基に古道の推定を試みた(図8)。勝山や小立の各村落から並行して南行する道が幾筋もあり、これらを結ぶように東西方向にも幾筋か認められる。主要な道は、「村道」と表記されている。道標の旧地は、「図8」に示しておいた(「勝山道標推定」)。「図10」では(イ)が当該の道標であろう。小立の法華堂(地点E)から大田和(地点K・L)へ向かう村道と勝山の村落から続く「やま道」の交点である。「やま道」の「やま」とは、耕地を表す「ヤマ」(山)、あるいは山稼ぎの対象を表す「山」であろう。明治二万地形図は、南北に走る「やま道」を「騎小径」と表記するが、道の幅員や利用状況は村道とそれほど遜色なかったのではなからうか。交差点に東方を向いて立ち、左方(南方)へ続く「やま道」への迷い込みを防止するため、の道標であったと考えられる。右方として刻まれた「る」は「なるさわ」(成沢)の「る」であった可能性が高い。



〔写真5〕欠損し横たわる道標

富士河口湖町勝山

山中の一本道は踏み跡をたどればよかろうが、多くの道が交錯する地点で、正確な道を選ぶことは、遠来の者にとっては困難をともなつたに相違ない。

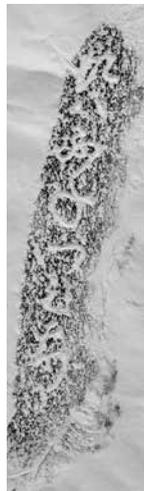
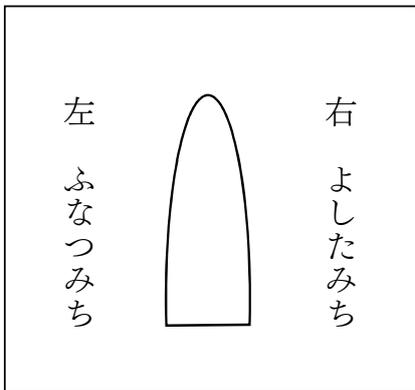
(4) 大田和の道標

大田和の公民館から道を隔てた共同墓地の入口に多くの石造物が立っている(地点K)。そのなかで、明和六年(一七六九)造立の馬頭観音像は道標を兼ねており、尊像の左右に、それぞれ「ふなつみち」(船津道)、「よしたみち」(吉田道)の刻銘を確認することができる(写真6)。地点B經由で吉田へ向かう「吉田道」と小立の法華堂(地点E)を経て船津に至る「船津道」の結節点となっていたことがわかる。神野路をたどり東進してきた者たちに対する道標である。なお、吉田では、この「吉田道」を「成沢道」(鳴沢道)と呼称している。

(村石眞澄)

おわりに

本稿には、富士河口湖町のうち旧河口湖町域を縦横に走る道筋について、新旧地図を参照しつつ現地踏査を重ねた調査成果をまとめた。富士河口湖町教育委員会では、世界遺産センターとともに、旧足和田・旧上九一色両村域についても、同様の作業を継続実施している。こうした成果を、次年度以降順次報告していく所存である。



(尊像左側銘文拓本)



(尊像右側銘文拓本)

大田和公民館前の県道を挟んだ反対側から撮影した。建物の手前が追分で、上掲の馬頭観音像は、本来ここに立っていたものを現在地に移設したのだろう。

〔写真6〕「船津道」「吉田道」分岐

鳴沢村大田和



註

- (1) 明治二十・二十一年(一八八七・八八)の測量に基づく二万分の一地形図。大日本帝国陸地測量部発行。本稿に関連するのは、「河口湖」「西湖」の二葉(ともに明治二十一年の測量)。
- (2) 一連の調査活動に際しては、一メートルメッシュの精度で計測したレーザー測量データから作成した赤色立体地図を用いた。
- (3) 『山梨県の地名』(日本歴史地名大系19)(平凡社、一九九五年)「川口村」「河口駅」の項。
- (4) 万延元年(一八六〇)「両御丸御祈願所北口本宮御師宿坊図」(個人蔵)。「富士御師の檀那所と御山参詣」(山梨県立博物館調査・研究報告12)(二〇一六年)に図版が掲載されている(口絵3)。
- (5) 富士河口湖町教育委員会編『名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画』(同、二〇一二年)。
- (6) 田村英一「船津村郷土誌」(稿本(個人蔵)、一九三四年)に「明治四十三年・同四十四年水害浸水図」と題する図葉が収載されている。兩年の浸水状況を塗り分けて図示するほか、冠水した住宅や畑地の戸数や面積を記録している。このほか、萱沼英雄『河口湖町史』(河口湖町役場、一九六六年)にも関連する記載がある。
- (7) 富士河口湖町教育委員会編『鯉ノ水遺跡―主要地方道河口湖精進線建設に伴う発掘調査報告書―』(東海道甲斐路跡・旧鎌倉往還跡 鯉ノ水地点)(同ほか、二〇一五年)。
- (8) 杉本悠樹「考古学からみた河口湖の湖岸景観の復元」『山梨県考古学協会誌』二二二号(二〇一三年)。
- (9) 杉本悠樹「古代東海道甲斐路の駅家に関する歴史地理的考察」『山梨県考古学協会誌』二五号(二〇一七年)。
- (10) 富士吉田市歴史民俗博物館編『富士山周遊図』(富士山叢書)(富士吉田市教育委員会、二〇〇四年)が複製している。
- (11) 文化三年(一八〇六)「川口村絵図」(森嶋家文書)。「河口集落の歴史民俗的研究」(山梨県立博物館調査・研究報告7)(二〇一四年)に図版が掲載されている(口絵2)。
- (12) 双方とも、山梨県富士山総合学術調査研究委員会編『富士山』(山梨県富士山総合学術調査報告書二―資料編―)(山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会、二〇一六年)の「V富士参詣関連史料」に翻刻がある。なお、渡船を利用した宇治愛之助は、諏訪郡あるいは伊那郡の住人と推定されている。
- (13) 『山梨県史』資料編6「中世3上・県内記録」、二二三ページ。
- (14) 令和元年(二〇一九)九月二十七日に山梨県立富士山世界遺産センターの堀内眞氏とともに筒口周辺の離着岸地について、聞き取り調査を行った。
- (15) 新庄道雄撰述。文化十三年(一八一六)〜天保五年(一八三四)成立。全二五巻。足立鍬太郎修訂『修訂駿河国新風土記』が国書刊行会から刊行されている(全二冊、一九七五年)。このうち巻二三・二四が「富士山」の叙述に充てられている。
- (16) 明治初頭「富士山頂上御拜所御霊鏡図」(個人蔵)。前掲註(4)書に図版が掲載されている(口絵3)。
- (17) 明治四十二年(一九〇九)「富士山名所写真及明細全図」(個人蔵)。山梨県教育庁学術文化財課編『富士山―山梨県富士山総合学術調査報告書―』(山梨県教育委員会)に当該部分の図版が掲載されている(四六ページ)。
- (18) 「本庄邦久家文書」(全一〇五点)は、山梨県立博物館の所蔵。二冊の帳簿については、前掲註(11)書に天保九年分、前掲註(12)書に同十二年分が、それぞれ翻刻されている。なお、山梨県立富士山世界遺産センター編『溶岩洞穴をめぐる信仰』(同、二〇一九年)の「新たな参詣路の誕生―船津道―」の項(八〜九ページ)を参照。
- (19) 丸茂正穂編『南都留郡郷土誌』(南都留郡聯合教育会、一九三八年)。
- (20) 精進口登山道は、大正十二年(一九二三)に開削されている。前掲註(17)「富士山名所写真及明細全図」では、当該道について「設計中(下山道)」と註記している。

- (21) 児玉幸多総監修『富士山麓史』（富士急行株式会社、一九七七年）の「富士北麓開発のあゆみ」第7節2項「富士箱根国立公園と陸軍演習場」（飯田文弥執筆）。
- (22) 前掲註(21)書の「富士急行50年のあゆみ・資料編」のうち「バス発達のあゆみ」。
- (23) 前掲註(19)書。
- (24) 芙蓉亭蟻乗の紀行文「富士日記」については、国立国会図書館山書を読む会編『富士日記・木曾探葉記』（同会、一九八三年）が翻刻している。なお、村石眞澄「富士北麓の巡礼路―道興の「廻国雑記」と芙蓉亭蟻乗の「富士日記」から―」（山梨県考古学協会40周年記念論文集編集委員会編『山梨県考古学論集』VIII〔山梨県考古学協会、二〇一九年〕）参照。

静岡県側の郡内道

高橋 菜月
松本 将太

はじめに

駿河国と甲斐国を結ぶ交通路は中道往還（甲州街道）をはじめ四筋ある。そのひとつに、甲府盆地から鳥坂・大石の両峠を越えて、河口湖北岸の大石（富士河口湖町）に至り、富士山西麓を富士郡へ通じる道がある。「甲斐国志」（文化十一年（一八一四）編）は、甲府盆地から大石までを「若彦路」、成沢村（鳴沢村）の枝村大田和と上井出・人穴（ともに静岡県富士宮市）を結ぶ道を「中ノ金王路」（巻一）あるいは「神野路」「中ノコンノウ」（巻三五）と呼称していた。なお駿河国側では総じて「郡内道」と呼んでいる。^①

若彦路は「吾妻鏡」にその名前が確認でき、十二世紀後半から大軍が通過できるような安定した峠越えの道として、頻繁な人馬の往来があったようである。時代が降った近世期には駿河国から塩・糠・大豆・油などが甲斐国（甲府盆地）へもたらされていたよう^②で、中近世を通して重要な生活道路であったと言える。また十七世紀、富士山域及び人穴などで修行した長谷川角行を祖と仰ぐ富士講が誕生すると、主に御坂山地を越えて甲府盆地から来訪した道者や、鳴沢道^③を経て本栖湖方面、あるいは神野路（郡内道）を経て人穴方面から来訪した道者が、河口湖南岸から吉田口登山道へ向かう巡礼路として利用するようになった。^④

このたび富士宮市教育委員会では、山梨県立富士山世界遺産センターからの依頼を受け、「郡内道」について共同調査を実施した。昨年度同センターが刊行した『世界遺産 富士山』第三集が掲載する村石眞澄氏の論考「富士山参詣路と溶

岩洞穴について」の指摘に基づき、静岡・山梨両県境判立場以南の静岡県側未解明部分の道筋を明らかにすることを目指したものである。

本稿では、郡内道の歴史と富士参詣とのかかわりについて整理した上で、県境から人穴富士講遺跡までの区間で行った現地踏査の成果を報告したい。

一 資料に見る郡内道

（一）道の呼称とルート

「吾妻鏡」によれば、治承四年（一一八〇）十月十三日、甲斐源氏が駿河国へ向けて出陣、大石駅（富士河口湖町大石）に宿所を置いた。しかし戌の刻に駿河目代の軍が攻め込んでくるという情報が入り、大石駅を発した甲斐源氏は、「富士北麓若彦路」を通行、翌十四日には「神野并春田路」を通過して「鉢田」まで至ったところで駿河目代の軍勢と遭遇し、合戦となったという。末木健氏は「神野并春田路」を中道往還、「鉢田」を本栖湖南西の「端足峠」（富士河口湖町、静岡県富士宮市）と推定し、^⑤海老沼真治氏もこれを追認して若彦路が河口湖周辺から西進して中道往還に接続する道だったとする。^⑥ただしこれらの記述からは、駿河国側の道筋は見えてこない。

駿河国側の道について記述が確認できるのは、時代が降った戦国期になる。「勝山記」の永正十六（一五一九）および大永三（一五二三）の両年条には、富士山北麓地域における飢饉に際して、郡内の人々が「富士郡」へ行って命を繋いだとの記事が見える。^⑦また、天正十年（一五八二）には、武田氏滅亡後の混乱のなか

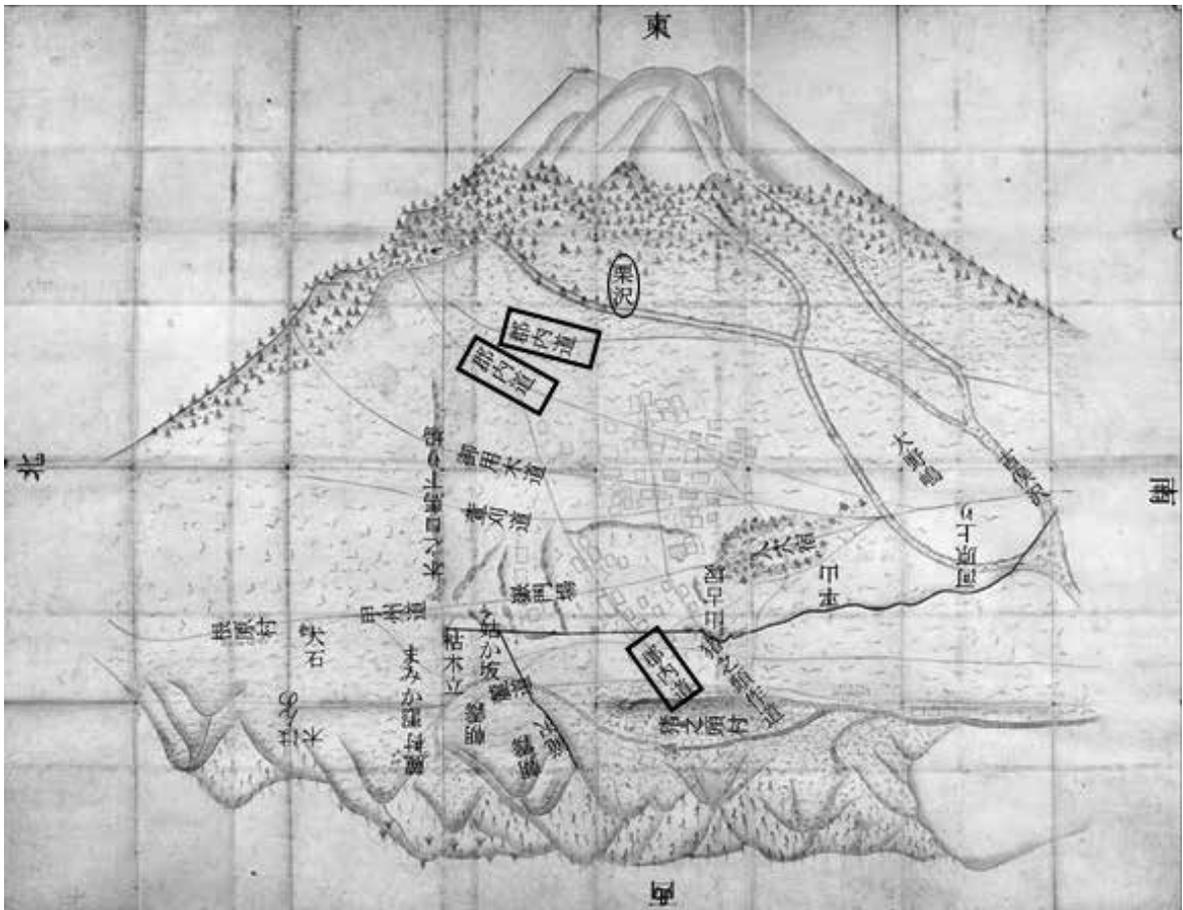
で、上井出宿は郡内から夜討ちを受け、同所では百姓が退転したという。⁹⁾これらの資料には、特定の通路の呼称は見えないが、中世から近世初期を通して郡内と富士郡、特に上井出村とが直接結ばれていたことが確認できる。

この道筋が近世中期になると次のように書かれる。

今此道大田和ヨリ西南富士山ヲ経テ駿州上井出及ビ人穴へ出、此間七里余人家ナシ、東鑑建久四年鎌倉右大将家富士山狩ノ時神野ニ旅館ヲ建シコト見ユ、下方ノ郷ニ対シ上野ノ義ナルベシ、本州中ノコンノウト云路ヨリ人穴村ノ北ニ出デ上井出ニ会ス、東鑑所謂若彦路是ナラン、是ニ抛ル時ハ神野路ハ若彦路ノ別称、又富士麓野不毛ノ地ナレバ、路ハ縦横何条モ有ベシ、

右は「甲斐国志」の「神野路」の項の記述である（巻五三）⁹⁾。傍線部分では、「中ノ金王路」＝神野路は人穴村の北を通り上井出村に至る道であり、その道を通る時に限り神野路＝若彦路であったとする。すなわち郡内から上井出村・人穴村へ向かう道を神野路、この中で特に上井出村へ向かう道を若彦路という呼び分けがなされていたことになる。この二本の道の分岐点に立っていたと思われる宝暦八年（一七五八）の道標によれば、上井出へ向かう道を「上井出道」、人穴へ向かう道を「人穴道」と呼んでいた。¹⁰⁾

ただしここで説明されている「神野路」は、前述の「神野并春田路」とは道筋が異なるようである。若彦路と重なる道筋はともかく、人穴へ向かう道筋は、中世後期以降に付け替えられたか、開削された可能性も考えられる。その後の「神野路」については、嘉永四年（一八五二）に出版された「甲斐叢記」が、「神野」と云る路詳ならず、或説に神野路ハ即ち若彦路乃別称にて、今これを中の金王路と云り」と説明するが（巻三）¹¹⁾、人穴村へ向かう道については言及されておらず、詳細は知りえない。



〔図1〕「林場争論裁許絵図」（『上井出区有文書』L2、『上井出区有文書』64ページ）

(2) 描かれた郡内道

郡内道を描いた駿河国側の絵図として、「[図1]」(「[図3]」がある。いずれも旧上井出村(富士宮市上井出)に伝来し、富士宮市教育委員会に寄託されている資料群「上井出区有文書」⁽¹²⁾に収められている。

「[図1]」は元禄九年(一六九六)九月二十六日、人穴村・麓村(ともに富士宮市)他二八ヶ村と猪之頭村(同市)との間で発生した秣場相論の裁許絵図である。

この絵図では次の三本の郡内道が描かれる。①恐らく上井出村の北で「甲州道」(中道往還)から分岐し、その後古俣沢・大野嶋を横切り、栗沢の西側を通る郡内道(若彦路・上井出道)、②大野嶋で中道往還から分岐し、人穴村の東側を通る郡内道(人穴道)、③猪之頭村を起点とし、途中で人穴道と合流する郡内道。この絵図が作成された十七世紀後半の時点で、天正十一年の文書から推測できる郡内から上井出村に至る道だけでなく、郡内から人穴村や猪之頭村へ至る郡内道が存在したと言える。ただし、③については、その後文献や絵図等で確認できないため、詳細は不明である。

「[図2]」(延宝二年(一六七四)八月十四日付)および「[図3]」(元禄十五年(一七〇二)十二月四日付)は、江戸前期から中期にかけて、駿河国三ヶ村と甲斐国郡内八ヶ村との間で発生した、駿甲国境争論の裁許絵図である。

両図はいずれも上井出道のみ記載があり、「[図2]」は上井出村北側で「甲州道」(中道往還)から分岐し、人穴村の東側を通り「相坂」(他文書では「逢坂」、富士河口湖町)を経て、「おたけ天神」(同町)、「かたふた山」(片蓋山、鳴沢村)、その後ろの「天神嶽」を通るルートが示される。「[図3]」は国境線を示す目的で書かれたため、駿河国側の郡内道の描写が簡略化されているだろうが、他の絵図に比べ、国境線手前絵馬山麓付近で道筋が大幅に湾曲して描かれている。

「[図3]」の道筋の湾曲については、時代が降った大正四年(一九一五)から同九年にかけて争われた、静岡・山梨両県の県境裁判の際にも検討されており、判

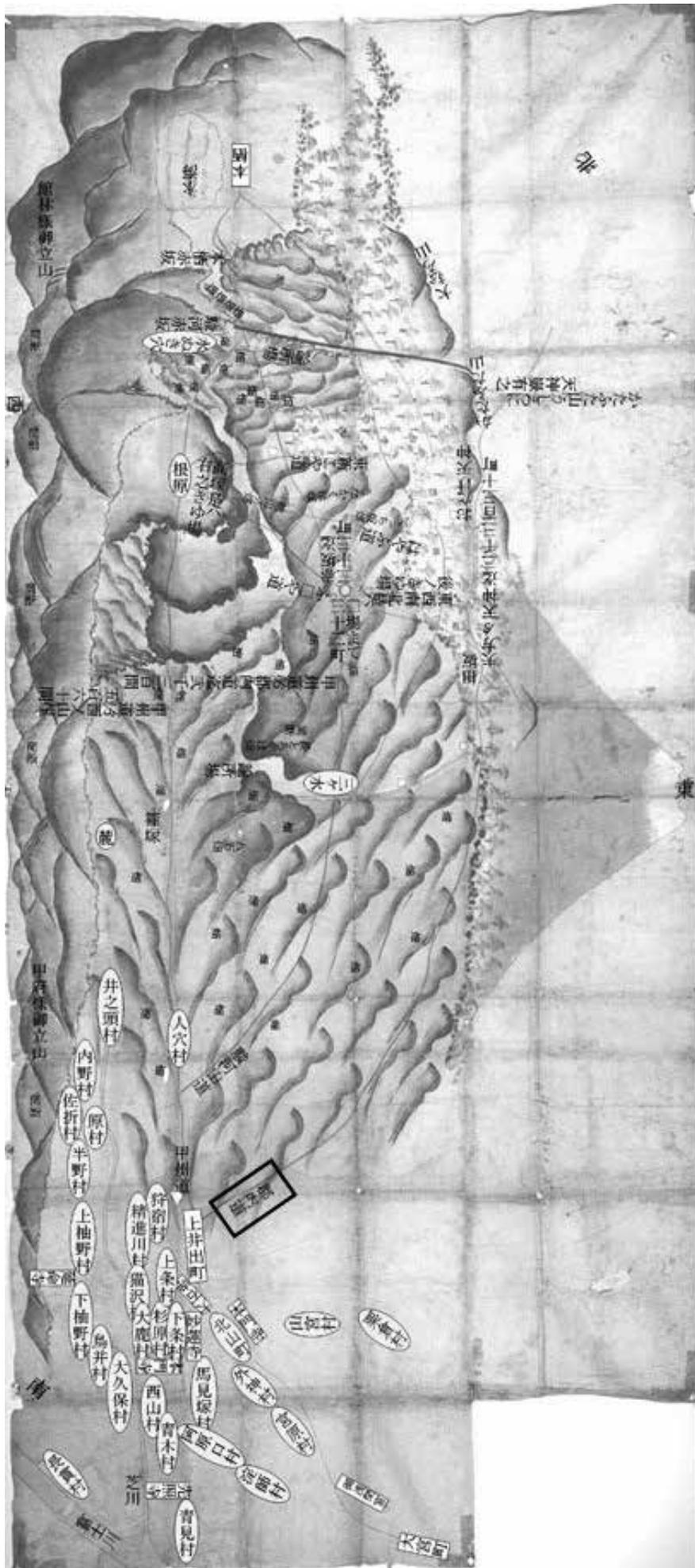
決を下した行政裁判所は次のように述べている。すなわち、

元来原野ノ路線ハ変遷極リナク殊ニ富士原野ニ足ヲ入レタル者ハ其ノ変遷ノ急劇ナルヲ目撃セル所ニシテ年ヲ閱スルコト二百余年ノ今日ニ於テ依然三里六間ヲ標準トスル能ハサルハ理ノ当然ナリ、殊ニ路線カ時勢ノ推移ニ伴ヒ捷路ト為ルヘキハ自然ノ趨勢ニシテ現ニ元禄裁許図ニ依レハ上井出村ヨリ国境ニ至ル間ノ郡内街道ハ大彎曲ヲ成セルニ拘ラス陸地測量部図(甲第六号証)ニ依レハ現在の道路ハ殆ト一直線ヲ成セルヨリ觀ルモ甲称判立場ヨリ上井出村高札場ニ至ル里程ノ旧里程ニ比シ短縮セルハ能ク裁許図ニ適合スルモノト謂フヘク(後略)⁽¹⁶⁾

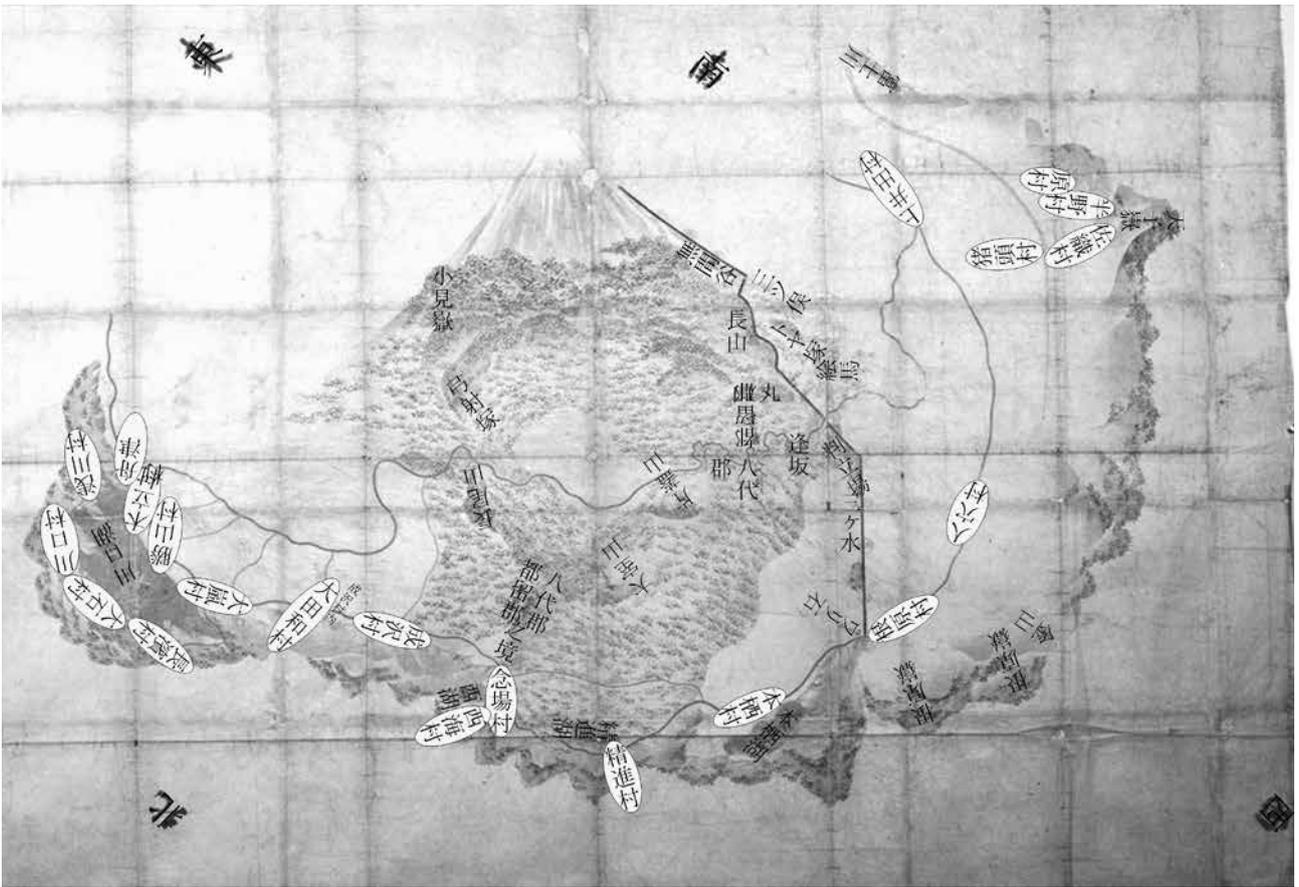
元来原野の道とは変遷が激しく、富士の原野の場合も同様である。特に道筋は時勢の推移により「捷路」(近道)が通されていくのが普通で、元禄十五年に作成された絵図では上井出村から国境(県境)までの郡内道は大幅に湾曲しているにもかかわらず、裁判当時に作成された陸地測量部図ではほとんど一直線になっているのは、そのためであると述べる。また、かつて道筋が湾曲していた理由について、

抑モ往古ニ於ケル該道路ハ甲州都留郡ト駿州富士郡トヲ連絡スル要路ニシテ両郡ニ於ケル需給ノ物資ハ殆ト全部該道路ヲ通過セサルナク、而シテ之カ運搬ハ専ラ駄馬ニ依リタル為自然道路ハ駄馬ノ勢力ヲ程度ト為シタルヲ以テ、成ルヘク傾斜ヲ避ケ障害ヲ排セントシ勢ヒ紆余曲折ヲ極メタルハ今日現存スル旧道路ノ状態ニ依リ之ヲ知ルニ難カラス、(後略)⁽¹⁷⁾

と富士郡・郡内における需給の物資が、もっぱら小荷駄馬により運搬されており、小荷駄馬が通りやすいよう傾斜や障害がある道を排したためではないかとの推測がなされている。



〔図2〕「駿甲国境争論裁許絵図」(「上井出区有文書」L1、「上井出区有文書」62～61ジ)



〔図3〕「駿甲国境争論裁許絵図」(『上井出区有文書』L3、『上井出区有文書』64ページ)

(3) 国境相論の経過と郡内道

〔図2〕の裏書によれば、延宝二年の国境相論においては郡内道が近くを通る「天神嶽」の位置が争点となった。争論では駿河国側の主張が認められ、国境線は片蓋山峰にある天神嶽から駿河国赤坂へ引かれ、三ヶ水(富士河口湖町)にあった本栖村開発の畑と家屋は破却された。¹⁸⁾

この裁許絵図作成の八年後の天和二年(一六八二)、郡内側百姓が「前々御国境天神嶽を踏越」えて駿河国に侵入、御林の材木を伐採し、材木を富士郡に売却する拠点と思しき小屋も設置する事件が発生した。¹⁹⁾ 駿河国三ヶ水村はこの件を御料代官井出治左衛門・甲府藩(徳川氏)代官前嶋佐次右衛門に訴え、〔図1〕に基づき検分が行われることとなった。訴訟中郡内側百姓は、〔図1〕の裁許絵図に描かれた「かたふた山うしろに天神嶽有之」の記述は誤りで、裁許の時に駿河国側とされた「往還(郡内道)逢坂・無間ヶ谷(大沢郡)方丸山を初」めとする場所以北は、郡内側の御巢鷹場であると主張した。²⁰⁾ しかし結局、郡内側の越境侵犯とされ、国境線に変化はなかった。

その後元禄十三年(一七〇〇)から同十五年にかけて再び相論が発生し、十五年十二月四日付けで〔図3〕が作成された。裁許では甲斐国側が主張する、「片蓋山峯より往還道江移り長山尾崎迄」の権利が認められ、駿河国側へ入り込んだ「丸山之麓より長山江相続無間ヶ谷三俣江見通し」²¹⁾で国境線が引かれた。この時、郡内道上の国境の位置も確認され、「正保国絵図」(現存せず)に記載されていた、上井出村高札場から国境線までの距離をもとに、国境線が逢坂からさらに駿河国側へ入り込んだ「判立場」を通ることになった。

以上相論の経過を整理していくと、郡内道上のどこに国境線を引くのが争点の一つとなっている。それはなぜか。次の文書を見てもらいたい。

以書付御届奉申上候

此廿九日富士山御林最寄郡内道半之木坂ニ面体不知もの之死骸有之由、三ヶ

村役人立会相改、片付方可取計旨御沙汰ニ而三ヶ村私共并下役共召連立会相改候処、(後略)⁽²²⁾

この文書は安政三年（一八五六）正月晦日、上井出村・人穴村・根原村（富士宮市）の村役人から、富士山御林守竹川岱助へ提出された行倒人の届出である。下線部の通り、郡内道は富士山御林の最寄りを通っており、届け出をしている三村のうち根原村は、御林内における「山稼」＝雑木伐採・販売で生計を立て、伝馬役を勤めていた村であった。⁽²³⁾元禄の裁許絵図作成後間もなく、根原村から江戸の奉行所へ次の口上書が提出された。

(前欠)

依之根原村百姓段々困窮仕、御伝馬役も相勤り不申難儀仕罷有候、且又富士山内栗沢入と申所ハ駿河領之分、殊ニ往古方私共かせぎ仕候場所ニ而御座候、当分私共材木取出申候場所ハ栗沢入と申所計ニ而外へ入かせぎ可仕山曾而無御座候故、先規方右場所へ参り材木取我等共自助行通申候道筋ニ御座候、彼場所へ根原村方道法式里程御座候、内壱里などハかや野ニ而御座候、かや野之内はいこやと申所ヲ通申候へハ、去ル戌八月廿日私共せせおいし材木甲州本栖村之者共大勢参り本栖村分之内ハ道筋をも通セ間敷と我俣ヲ申理不尽ニ押江材木切捨申候間迷惑仕、此段其砌り御代官様迄御訴訟申上候得者、他領入組之儀ニ候間以書付を可申上旨被仰付候得共、我等共追而御訴訟可仕力も無御座延引仕罷有候、右場所江材木取参り候度候得者本栖村之者共道筋通シ不申候故彼場所江只今材木取ニ自由ニ参り申儀不罷成迷惑仕候、疾ニ此段御江戸へ罷下り御訴訟申上度と年来奉願候得共、右申上候通り材木取出かせぎ可仕山無御座、私共居村ニ而外ニかせぎ可仕手立一切無御座候間、百姓段々困窮仕飢死申躰ニ罷成村退転ニ及申候間、落銭等も無御座候故御訴訟も不申上罷有候、去ル午午御裁許ニ而右御国境駿河赤坂方六拾丁余東南へ下り根原村方式千七百間余南東へ下り三ヶ水と申所御国境ニ罷成候、且又富士山之内先年我等自助

仕来り申候場所ハ不残本栖村分ニ罷成候間、根原村之儀山無御座候而ハ立兼申候、先年御朱印仕文言之通、御扶持方成共山成共何成共被仰付被下候ハ、難有可奉存候、先年私共先祖小林佐渡守へ御扶持方被下置甲斐駿河大境相守り御伝馬役相勤罷有候、根原村当分居村ニ而稼可仕処無御座候故市々他村へ罷越木ひきヲ致日用ヲ取其日暮らシニも妻子共をはくくみ兼申候、右申上候通り紛リニ御思召被遊候ハ、かせぎ可仕山無御座様子根原村之様躰御検分被遊被下候ハ、分明ニ知し申御事ニ御座候、御慈悲以被仰付被下候ハ、難有可奉存候、委細御尋之上口上ニ而可申上候、以上、

右之通り聞召被為訳御慈悲ヲ以被仰付被下候ハ、難有可奉存候、

宝永七年寅三月 駿州富士根原村

名主 □衛門

御奉行所様⁽²⁴⁾

組頭 □衛門

宝永七年（一七一〇）当時、根原村の百姓は困窮し伝馬役も勤めかねる状況にあった。事の発端は宝永三年、根原村が山稼ぎを許された「栗沢入」⁽²⁵⁾から帰村する際に、「かや野之内はいこや」という場所にて本栖村の者に道を塞がれ、伐採した材木を切り取られてしまうという事件であった。その後、根原村が栗沢入へ材木を取りに行こうとするたびに本栖村の者に道を塞がれていた。このような事態になったのは、「去ル午午御裁許」、すなわち元禄十五年の裁許により「栗沢入」へ向かう道が本栖村分になったからだと窮状を訴えている。

ここで根原村の山稼ぎの場についてももう少し詳しく見ていくと、根原村は栗沢入以外に「赤根山・やけ山」⁽²⁶⁾と呼ばれる場所も山稼ぎの場として許可されていたようである。この二か所について具体的な場所は不明だが、「無間ヶ谷方北之方ニ而相稼」⁽²⁷⁾「無間谷方南久保道入、小沢通り迄木立凡横壱里余、堅四里余程之場所」⁽²⁸⁾という表現から、無間ヶ谷（大沢）の北側の定められた範囲であったようであ

る。²⁹ただこの二か所も、口上書を見るに元禄十五年以後甲斐国分となっていたようで、根原村は重要な収入源を失っていたことになる。

では本栖村がこのような措置を取ったのはなぜだろうか。それは根原村同様、本栖村も耕地が乏しく富士山西麓の林を伐採・販売することで生計を立てており、国境が定められてもなお根原村と利権を巡り相論を繰り返していたからである。本栖村は駿河国分になった林の利権をも、根原村を稼ぎ場から排除することで、実質的に手に入れようとしたのではなからうか。なおその後の吟味により、根原村は本栖村へ冥加金を支払うことで、栗沢入で山稼ぎをすることが認められた。³⁰

二 郡内道を通る富士参詣者たち

享和三年（一八〇三）九月に根原村・本栖村・大宮町（富士宮市）役人から市川・金子両役所へ提出された一札には次のようにある。

差上申一札之事

富士山御林境之儀、駿州根原村ニ而者去ル申年六月甲州本栖村之者共御国境を越駿州分内江立入、富士参詣之道者相休候茶小屋を掛、御林木をも伐倒候段、根原村方御林守江為相知之旨申之、甲州本栖村ニ而者茶屋掛ヶ候場所駿州分ニ者無之段申立、相互三元禄十五年之御裁許絵図御墨引場所申争候、（後略）³¹

文中にある「去ル申年」とは寛政十二年（一八〇〇）を指す。この年は富士山御縁年に当たり、本栖村では六月に国境を越えて駿河国側に富士参詣者向けの休憩小屋を掛け、さらに御林の木を伐り倒したという。この訴えに対し本栖村側は、然ル所当年申年ニ付富士参詣之者例年方も多ク有之候ニ付、本栖村ハ元来困窮之村柄ニ付少し之助成ニも可相成哉ニ奉存、郡内海道端江よしづ張の茶小屋相掛、勿論右場所先年も及出入御墨引ニも頂戴罷在候儀ニ付、国境方ハ拾町余も八代郡内江茶小屋相掛候。³²

すなわち、「元来困窮之村柄」ゆえに、御縁年で例年より増加した富士参詣道者

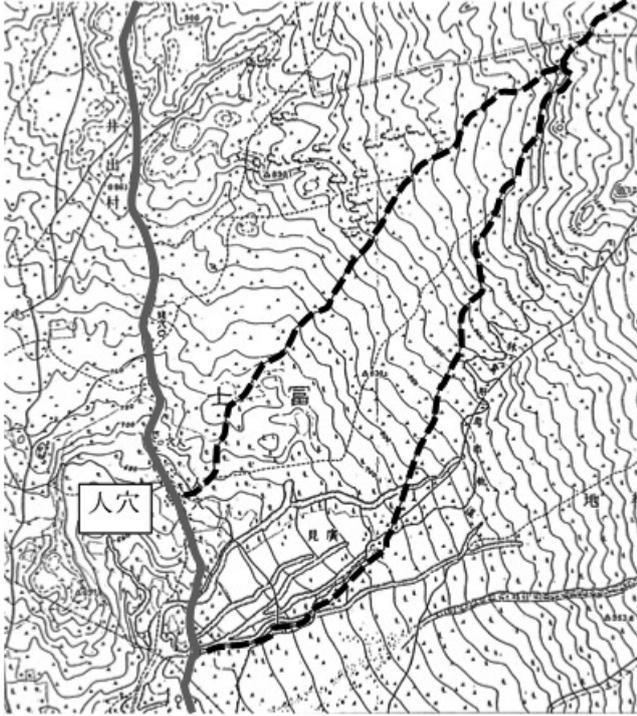
相手に「郡内海道」＝郡内道の道端に葭津張の簡素な茶小屋を建てたが、先年も国境争論があつた場所なので、国境から一〇町余も甲斐国側に入り込んで建てたと主張した。この時点で郡内道は、毎年富士参詣者が多く行き交う参詣道となっていたと言える。ではいつごろから参詣者たちに利用されるようになったのだろうか。

郡内道を駿河方面に下る参詣者は、国境判立場を過ぎると分岐を西方へ進み人穴を目指した。「吾妻鏡」によれば人穴は、建仁三年（一一〇三）六月三日、新田四郎忠常主従六名が探索し、古老がこは「浅間大菩薩御在所」であると語つたとあり、当時からすでに人穴が神聖視されていた。

降って江戸初期には、長谷川角行の後継者たちが弟子を連れて人穴へ修行に来たようだが、十七世紀後半から十八世紀初めの人穴は、周辺にまだ碑塔があまり建てられておらず、近寄る人も少ない静寂な修行の場であつた。

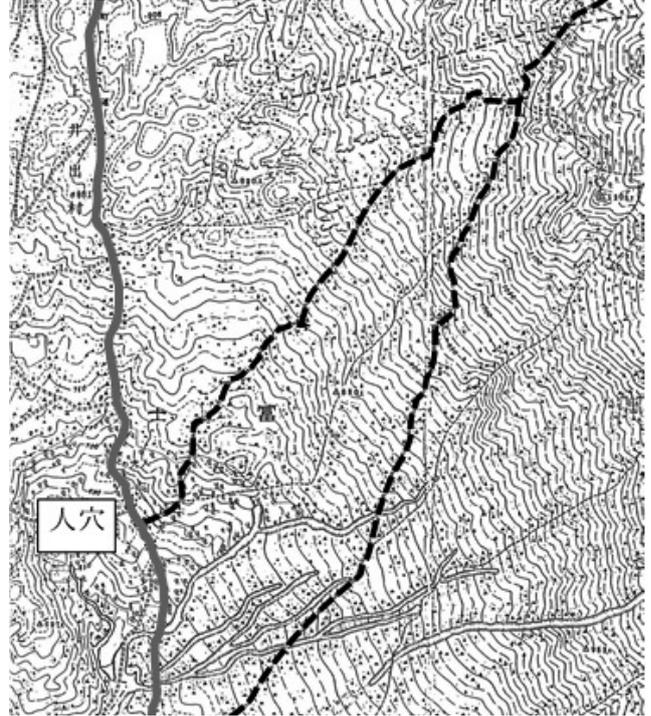
ところが十八世紀中期から、食身身禄や村上光清らの布教活動により、富士山に対する信仰は一種の社会運動としての性格も有するようになった。富士講を組織して富士山に代参する一大ブームともいべき現象が江戸市中で生じ、政治批判を恐れた江戸幕府が、富士講に対してたびたび禁止令を出している。人穴では十八世紀前半には富士講の人々により造立された碑塔が散見されるようになり、十八世紀後半には富士講中での人穴参詣が本格的に始まったと考えられている。³³

一方、郡内道にある最古の石碑は、二本の郡内道の合流点に存在したと目される宝暦八年の道標で、江戸の富士講や京都の町人により造立された。この道標は富士講の人々による人穴周辺への参詣が始まったところに、人穴を目指す富士参詣者のために建てられたものと言えよう。また同時期頃に描かれた「富士山神宮麓八海略絵図」³⁴（宝暦年間「一七五一―一六四」頃）にも、吉田町の入口（北端）の鳥居（金鳥居）の前で甲府道に右折し、船津村（富士河口湖町）の手前で大田和村（鳴沢村大田和）へと道を取る分岐に「従是人穴道」と書かれており、宝暦八



〔図5〕5万分の1地形図「富士山」

（昭和3年作成）

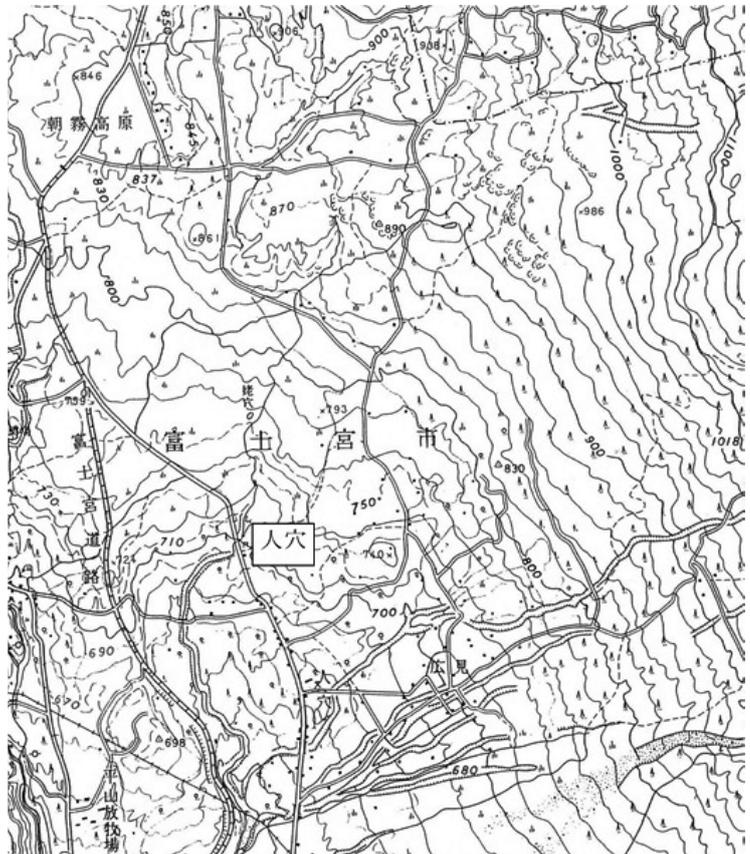


〔図4〕5万分の1地形図「富士山」

（明治20年作成、明治29年修正）

年の道標に見る「人穴道」「上井出道」という呼称は、あるいはこの段階に生まれたのかもしれない。参詣道となった人穴道には、文化六年（一八〇九）までに大田和の辻と人穴の中間地点に当たる片蓋山の南東麓に「中之茶屋」が置かれ、御縁年など参詣者が増えれば、道者の金銭を目当てに道沿いには臨時に茶屋が立つこともあった。

このように郡内道を通じて多くの参詣者が人穴を訪れるようになった結果、一九世紀前半には、文政三年（一八二〇）編「駿河記」が、「富士人穴 洞穴の外左右に石垣あり、傍に一草堂を建大日の石仏を安ず、また花表を立、境内に富士登山先達の人々の寿碑を建たり、其数夥し」あるいは、「夏月富士登山の同者多くこの穴に入、人穴宿賑ふ、常は人の往来稀にして幽栖の里なり、家数二十八



〔図6〕5万分の1地形図「富士山」

（昭和38年測量、昭和42年補測調査）

軒許あり」と書くように(巻二八)³⁵、夏季の登山シーズンには多くの道者が訪れて賑わい、洞穴の前に玉垣、傍らに大日堂や鳥居が立ち、境内には富士講碑が多数造立されるという人穴の風景ができあがるのである。

(高橋菜月)

三 静岡県側の郡内道の現況

(1) 地図に見る近現代の道筋

明治期の五万分の一地形図(図4)を見ると、郡内道は、山梨県側から来た道(地形図上では村道で表現)が県境を過ぎて南下したところで二手に分岐し、一本は上井出村、一本は人穴村へ向かい、それぞれが中道往還に接続する様子が記される。なお、両村は明治二十二年(一八八九)に猪之頭村・麓村・根原村等と合併し、上井出村となったため、この地図では「上井出村」と表記されている。その後、大正四年の県境争論に際して作成された、「乙第一号証 参謀本部作成 実測図」も同じ道筋である。³⁶

昭和三年(一九二八)の地形図(図5)になると、上井出へ向かう道はより北側で中道往還と接続する。そして昭和四十二年(一九六七)の地形図(図6)では、明治期以降存在した道筋は姿を消し、現在の静岡県道・山梨県道七一号富士宮鳴沢線だけが記されている。

(2) 現地調査と成果

令和元年度に実施した現地調査では、明治二十年(一八八七)の測量に基づく二万分の一地形図と現在の地形図を重ね合わせて作成した村石眞澄氏作成の地図を使用した。ハンディGPSにより現在地を確認し、県境周辺と人穴富士講遺跡周辺を中心に、かつての郡内道の経路をたどることを試みた(図7)。

しかし、静岡県側では、草木が茂り、はっきりとした道跡を確認することがで

きなかった。判立場を南に下った、上井出と人穴への道の分岐点と推定される地点も同様である(写真1)。中には、牧草地となっている場所もあった(写真2)。道跡が残っていない理由として、戦後の開拓のほか、昭和十七年(一九四二)、上井出に少年戦車兵学校が開校して人穴がその演習地となり、人穴の人々が上井出の芝山へと移住させられたことなどが指摘されている³⁷。一方で、昭和十年に郡内道を通った際の記録には、測量部の地図に出ていない新しい道が沢山作られ、間違ったと気づいて正道へ戻ろうとすると、ひどい藪を潜る目にあつたとの記述がある。また、道では笹竹を里へ運ぶ女、伐木の男などを見かけたとされている³⁸。もとは重要な生活道だったが、昭和九年ころに乗合バスが開通してからは、山仕事の専用道になったという記録もある³⁹。

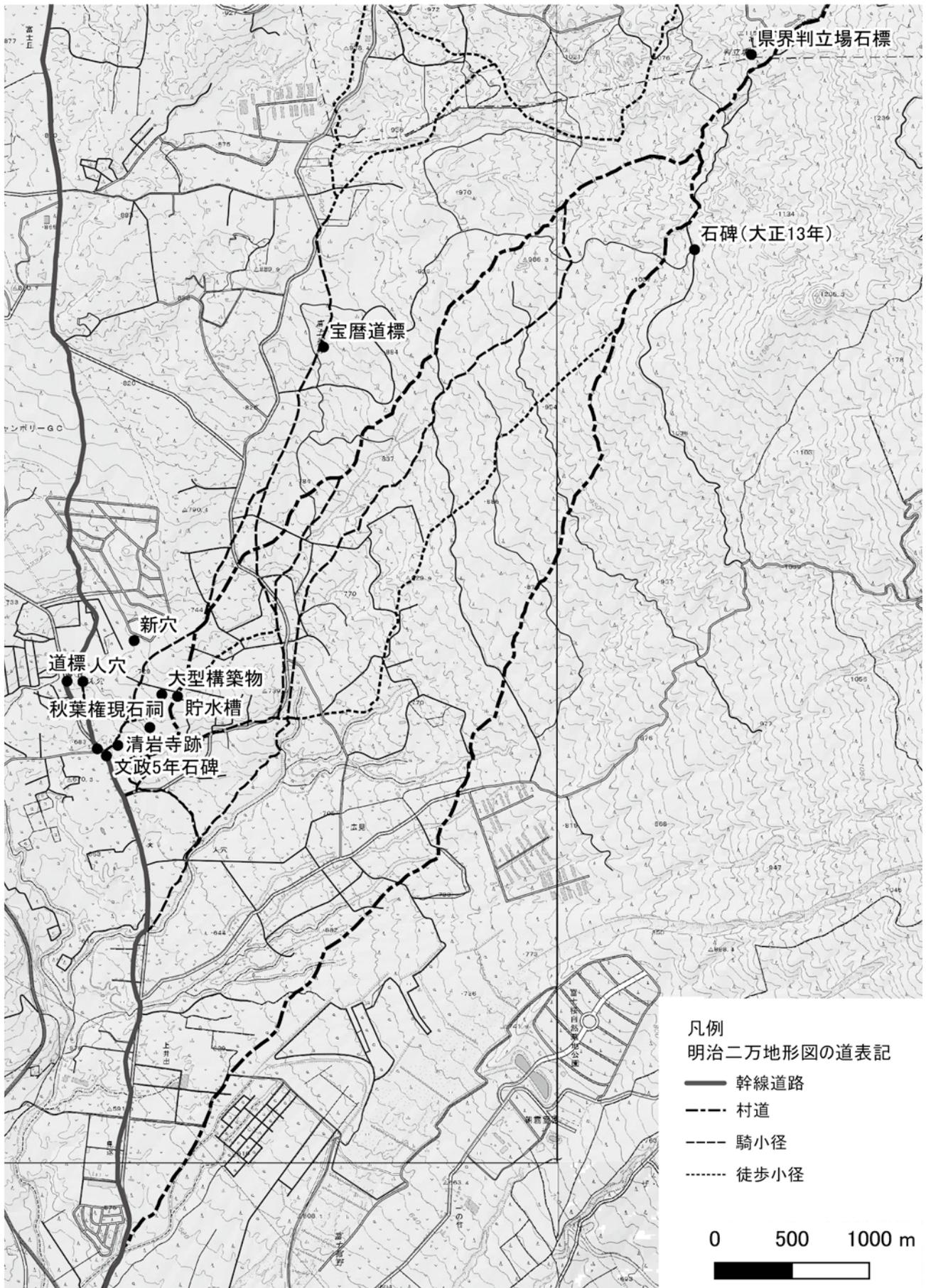
また、郡内道の山梨県側では、念仏供養塔や富士講碑などの石造物が複数確認され、報告されている⁴⁰。静岡県側では、前述の「左ハ上井出道」、「右ハ人穴道」等の刻銘を残す宝暦八年の道標がある。この道標は移転しているが、その経緯等、詳細は不明である⁴¹。



〔写真1〕 郡内道の分岐点付近

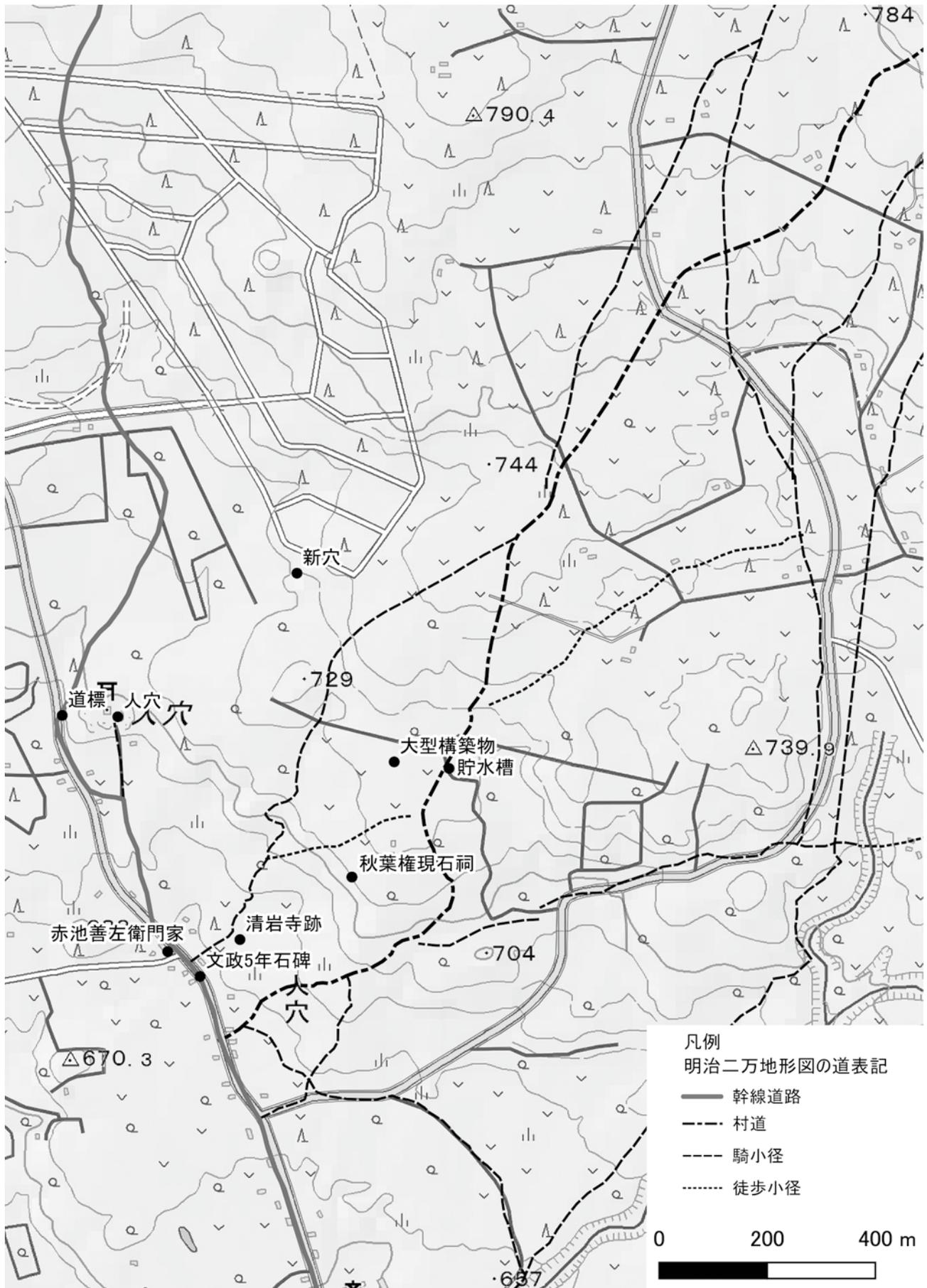


〔写真2〕 郡内道沿いの牧草地



〔図7〕郡内道地図

* 国土地理院発行2.5万分1地形図「富士山」「人穴」(2015年)に加筆
 (村石眞澄作図)



〔図8〕郡内道地図（人穴周辺）

* 国土地理院発行2.5万分1地形図「人穴」(2015年)に加筆
(村石眞澄作図)

なお、郡内道から外れた林道沿いには、大正十三年（一九二四）の銘を持つ石碑がある（写真3）。この石碑には、「南無妙法蓮華經」の題目や、「為山田茂菩提」「軌道社員貨車夫一同立之」等と刻まれていることから、富士軌道運輸中の事故による犠牲者の供養碑と考えられる。富士軌道は明治四十二年に大宮―上井出間の営業を開始した馬車鉄道で、後に山梨県境付近まで延伸しており、この付近に線路が通っていた。なお、旅客を乗せていたのは上井出までで、それより北は貨車のみを運行した。^(註) 富士軌道は乗合バスの運行開始等の影響により、昭和十五年ころに廃線となっている。

一方、人穴富士講遺跡周辺での調査では、明確ではないが、中道往還に接続する村道と考えられる道跡を一部確認することができた。中道往還からの道沿いには、石組みのある大型構築物や、貯水槽を確認した（写真4）。大型構築物は少年戦車兵学校に関連する遺構の可能性がある。しかし、この道跡は貯水槽の北側にある養豚場の敷地で途切れ、その先を確認することができなかった。また、郡内道は現在の上井出財産区有林の中も通るが、それでも、林道の開削等により、道跡を確認することはできなかった。

石造物は郡内道と接続する中道往還沿いに富士講碑や馬頭観音を確認することができる。しかし、今回の調査では、郡内道の道跡で石造物を確認することはできなかった。以上のように、郡内道の痕跡を辿ることを試みたが、現在は利用されておらず、少年戦車兵学校の演習地となったことや、戦後の開拓により、現地においてその道跡を確認するのは困難である。

（松本将太）

おわりに

以上、静岡県側の郡内道調査報告として、資料の検証および現地調査を実施した。郡内道は甲斐国郡内（都留郡）と駿河国富士郡を結び、中道往還に接続する

道であり、頻繁に人馬が往来し品物が運ばれた重要な生活道路であった。一方で近世前中期に発生した駿甲国境争論において、隣接する富士山西麓の林の利権と関わって重要な争点となった道であり、十八世紀中頃以降になると、人穴を指す富士参詣者の参詣路として利用されるようになる。

郡内道は、県境判立場から南下したところで、上井出道・人穴道に分岐する。元禄十五年の裁許絵図には上井出道が大きく湾曲して描かれているが、明治初期にはほぼ直線に付け替えられたようである。しかし昭和三年には、上井出道と中道往還と接続する位置が替わり、二年後には接続する場所が分からなくなってしまう。そして昭和四十年代には、郡内道の痕跡が地図から消えてしまう。

本稿作成にあたり、富士宮市内に伝存する地方文書を中心に検討したが、人穴赤池家伝来文書をはじめとして、十分に目を配れなかった資料群が多くあった。これらの検討については今後の課題としておきたい。



〔写真3〕石碑（大正13年）



〔写真4〕大型構築物

註

- (1) 村石真澄「富士参詣路と溶岩洞穴について―北口の胎内・精進御穴から人穴・白糸ノ滝・万野風穴を巡る―」(『世界遺産 富士山』(山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要) 第三集、二〇一九年)。
- (2) 『若彦路』(山梨県歴史の道調査報告書八)(山梨県教育委員会、一九八八年)。
- (3) 本栖・精進から青木ヶ原樹海を横断し、鳴沢を経由して上吉田へ向かう巡礼路。十六世紀後半から十八世紀前半にかけて、鳴沢に口留番所が設置され、富士山に参詣する道者の通行を管理した(西川広平「世界遺産富士山『巡礼路の特定』に関する作業報告」『山梨県立博物館研究紀要』第九集、二〇一五年)。
- (4) 同前。
- (5) 末木健「甲斐の古道―若彦路―」(『山梨県考古学協会誌』第一七号、二〇〇七年)。
- (6) 海老沼真治「富士北麓若彦路」再考―『吾妻鏡』関係地名の検討を中心として―(『山梨県立博物館研究紀要』第五集、二〇一一年)。
- (7) 『山梨県史』資料編6〔中世3上・県内記録〕二二七・二二八ページ。
- (8) 天正十一年閏正月十九日付「徳川家朱印状」(『上井出区有文書』(『山梨県史』資料編5〔中世2下・県外文書〕、二〇五二号)。
- (9) 『大日本地誌大系』(全五巻、雄山閣、一九六八〜八二)による。
- (10) 『史蹟人穴』(富士宮市教育委員会、一九九八年)、『史跡富士山 人穴富士講遺跡調査報告書』(富士宮市教育委員会、二〇一七年)。
- (11) 「右左口路」の項。『甲斐名所図会―甲斐叢書―』(『本地誌大系12』(臨川書店、一九九六)による)。
- (12) 「上井出区有文書」は、天正四年(一五七六)の「下知状写」(中世一)以下、明治二十二年(一八八九)〜同二十五年「諸願届綴込」(近代八)まで、総点数八四点の文書群。なおここで言う旧上井出村は、近世の根原村・麓村・人穴村・猪之頭村・上井出村・狩宿村六ヶ村で構成される。資料群の大半は上井出村・根原村の地方文書である(『上井出区有文書』富士宮市教育委員会、二〇一二年)。
- (13) 三ヶ村の内訳は以下の通り。根原村、人穴村、馬見塚村、長貫村、猪之頭村、内野村、佐折村、原村、半野村、上条村、青木村、阿原口村、青見村、両中里村、淀師村、宮原村、外神村、上出村、狩宿村、猫沢村、上柚野村、大鹿村、鳥並村、西山村、北山村、精進川村、下条村、下柚野村、大久保村、山宮村、粟倉村。いずれも現在は富士宮市に属している。
- (14) 八ヶ村の内訳は以下の通り。成沢村(南都留郡鳴沢村)、長浜村、木立村、舟津村、浅川村、大石村、大嵐村、勝山村(以上、同郡富士河口湖町)。
- (15) 明治二十四年(一八九一)、富士山麓の森林が山梨県域として鳴沢村に払い下げられたことをきっかけに県境争論が発生した。その後同三十八年にかけて静岡・山梨県両知事間で断続的に協議が行われ、同二十八年頃には元御林守石川孫四郎に対して富士郡役所から事情説明が求められた。しかしその後協議は不調のまま一時中断し、大正元年(一九一二)以降は帝室林野局・内務省も解決に向けて関与を行ったが膠着状態が継続、同四年、静岡県参事会の決定を県境線と定める内務大臣の決定を受け、静岡県参事会が県境を定めた。これに対し山梨県鳴沢村・九一色村は反発、行政裁判所に提訴し、県境は行政裁判で争われることになったが、同九年、判決が下されている(前掲註(12)『上井出区有文書』、『富士山国境争論誌』(静岡県、一九三五年)。
- (16) 前掲註(15)『富士山国境争論誌』第六「村境界論行政裁判宣告書」一〇ページ。
- (17) 同前一ページ。
- (18) 「上井出区有文書」L1(延宝二年八月十四日付「駿甲国境争論裁許絵図」(駿州富士郡三十一ヶ村と甲州八代郡本栖村国境争論)。
- (19) 「上井出区有文書」B1(元禄十三年十二月付「口上書」(国境争論)、「上井出区有文書」B2(元禄十四年四月付「乍恐書付以御訴訟申上候事」(国境争論)。
- (20) 前掲註(19)「上井出区有文書」B2および「上井出区有文書」B3(元禄十四年

五月付「乍恐以書付御訴訟申上候事」〔国境争論〕。

(21) 「上井出区有文書」L3（元禄十五年十二月四日付「駿甲国境争論裁許絵図」〔甲州都留郡成沢他八ヶ村と駿州富士郡上井出村・根原村国境争論〕）。

(22) 「上井出区有文書」A4（安政三年正月晦日付「以書付御届奉申上候」〔行倒人届出〕）。

(23) 「上井出区有文書」G1（元文二年三月付「乍恐書付を以奉願候」〔拝借金願〕）。

(24) 「上井出区有文書」B4（宝永七年三月付「〔国境争論〕」）。

(25) 「栗沢」については、「上井出区有文書」L2（「秣場争論絵図」）に記載がある。

(26) 「上井出区有文書」E1（宝永五年八月付「乍恐以書付を以御訴訟申上候御事」〔入会争論〕）。

(27) 「上井出区有文書」E6（寛政二年十月付「差上申御請証文之事」〔山野稼御裁許御請証文写〕）。

(28) 「上井出区有文書」E4（天明四年正月付「御林内稼等ニ関スル制約」）。

(29) 「久保沢を東南江立入持等仕来証古」に基づき、南へ立入り山稼ぎを行ったが（「上井出区有文書」E5〈天明六年二月付「差上申御請証文之事」〔山野稼御裁許御請証文写〕〉）、それが「無間ヶ谷を北之方ニ而相稼」ぐという先例を破る行いだとして、村方に過料が課せられている（前掲註(27)「上井出区有文書」E6）。

(30) 前掲註(26)「上井出区有文書」E1。

(31) 「上井出区有文書」B5（享和三年九月二十二日付「差上申一札之事」〔国境争論〕）。

(32) 「植松家文書」七五（寛政十二年十月付「乍恐以書付奉願上候」）。「植松家文書」は、静岡県富士市の植松家に伝来する資料群で、富士山御林守に関する資料が多く含まれている（前掲註(12)「上井出区有文書」）。

(33) 前掲註(10)『史蹟人穴』、『史蹟富士山 人穴富士講遺跡調査報告書』。

(34) 前掲註(1)『世界遺産 富士山』第三集が「口絵1」として写真を掲載。富士山北口の吉田町（富士吉田市上吉田）と富士山神宮（北口浅間社・諏訪社）を起点とする北面からの登山道、および麓八海を描く。上部に三峯の富士、中央部に北口浅

間社・諏訪社を大きく描き、下部に吉田町と、麓八海（内八海）を配置している。

(35) 『駿河記』下巻（加藤弘造、一九三二年、一九七四年に臨川書店より復刻）による。

(36) 前掲註(15)『富士山国境争論誌』。

(37) 前掲註(1)「富士参詣路と溶岩洞穴について」。少年戦車兵学校については、『富士宮市史』下巻（富士宮市、一九八六年）を参照。

(38) 早川義郎「裾野を過りて―鳴沢く天神峠く人穴く猪之頭く下部の旅―」（『山と溪谷』第三号、一九三五年）。

(39) 前掲註(10)『史蹟人穴』。

(40) 前掲註(10)『史蹟人穴』、前掲註(1)「富士参詣路と溶岩洞穴について」。

(41) 同前。

(42) 前掲註(37)『富士宮市史』下巻、「郷土の交通―富士軌道―」展配布資料（富士宮市立郷土資料館、一九九九年）。

【付記】 現地調査にあたり、ともに調査を実施し、ご教示や資料の提供をいただいた伊

藤昌光氏、佐野文彦氏、杉本悠樹氏、堀内眞氏、村石眞澄氏に感謝申し上げます。

【山梨県富士山総合学術調査委員会】（敬称略）

委員長 萩原 三雄（歴史考古民俗部会・考古班）

副委員長 紙谷 威廣（歴史考古民俗部会・民俗班）

委員 石田 千尋（文学部会）

内山 高（自然環境部会）

北原 糸子（歴史考古民俗部会・文献班）

清雲 俊元（歴史考古民俗部会・宗教考古班）

濱田 隆（有形文化財部会）

保坂 康夫、宮澤 公雄、御山 亮濟

村石 眞澄、室伏 徹、望月 秀和

望月 祐仁、森原 明廣、八巻與志夫

山下 孝司

○歴史考古民俗部会（民俗班）

浅野 久枝、高橋 晶子、古屋 和久

松田香代子、丸尾 依子

○歴史考古民俗部会（建築班）

北川 洋、北川 直子

○有形文化財部会

井澤英理子、近藤 暁子、鈴木麻里子、高橋 晶子、松田美沙子

石川 博、高室 有子、堀川 貴司

○文学部会

長谷川達也

【山梨県富士山総合学術調査研究調査員】（敬称略）

○自然環境部会

内山美恵子、北原 正彦、輿水 達司、杉田 幹夫、中井 均、中野 隆志、長谷川達也

○歴史考古民俗部会（文献班）

海老沼真治、菊池 邦彦、小宮佐知子、中野 賢治、宮澤富美恵、山本 倫弘

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、河西 学、笠原みゆき、櫛原 功一、熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、新津 健、野代 恵子、畑 大介、平野 修、深沢 広太、布施 光敏、保坂 和博

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、河西 学、笠原みゆき、櫛原 功一、熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、新津 健、野代 恵子、畑 大介、平野 修、深沢 広太、布施 光敏、保坂 和博

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、河西 学、笠原みゆき、櫛原 功一、熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、新津 健、野代 恵子、畑 大介、平野 修、深沢 広太、布施 光敏、保坂 和博

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、河西 学、笠原みゆき、櫛原 功一、熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、新津 健、野代 恵子、畑 大介、平野 修、深沢 広太、布施 光敏、保坂 和博

○歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）

石神 孝子、出月 洋文、河西 学、笠原みゆき、櫛原 功一、熊谷 晋祐、篠原 武、杉本 悠樹、新津 健、野代 恵子、畑 大介、平野 修、深沢 広太、布施 光敏、保坂 和博

山梨県富士山総合学術調査研究

令和元年度（平成三十一年度）活動記録

【委員会】

○第1回委員会

・開催日 令和元年七月四日（木）

・会場 山梨県立富士山世界遺産センター

・内容 令和元年度総合学術調査研究の実施計画について

【歴史考古民俗部会（考古班・宗教考古班）】

○資料調査

・実施日 令和元年六月十七日（月）

・対象 南都留郡鳴沢村

・内容 巡礼路および石造物調査

○資料調査

・実施日 令和元年十月二十一日（月）

・対象 十二ヶ岳、富士河口湖町西湖

・内容 十二ヶ岳登拝路調査

○第1回部会

・開催日 令和元年十一月二十八日（木）

・会場 帝京大学文化財研究所

・内容 富士北麓地域の遺跡分布にかかわる検討

○資料調査

・実施日 令和元年十二月五日(木)

・対象 富士河口湖町大石

・内容 鶉ノ島所在遺跡分布調査

○資料調査

・実施日 令和二年三月三日(火)

・対象 富士吉田市上吉田・個人

・内容 上吉田地内出土遺物(和鏡)調査

○資料調査

・実施日 令和二年三月十三日(金)

・対象 南都留郡山中湖村山中ほか

・内容 山中湖村地内遺跡分布調査

【歴史考古民俗部会(民俗班)】

○資料調査

・実施日 令和元年十一月十八日(月)

・対象 静岡県富士宮市ほか

・内容 溶岩洞穴調査(人穴ほか)

○資料調査

・実施日 令和二年三月二日(月)

・対象 富士吉田市上吉田・個人

・内容 「御身拔」調査

【総合学術調査研究公開発表会】

令和二年三月七日(土)に、「山梨県における富士山総合学術調査研究の歩みをふりかえる」のテーマのもと、西桂町まちづくり交流センターきずな未来館において開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたしました。

山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要
山梨県富士山総合学術調査研究報告

世界遺産 富士山 第4集

令和二年三月三十一日発行

編集・発行 山梨県立富士山世界遺産センター

電話 〇五五五―七二―二三三四

〒四〇一―〇三〇一

山梨県南都留郡富士河口湖町船津六六六三一

印刷・製本 株式会社 少國民社

電話 〇五五―二二六―二二二五

〒四〇〇―〇八五一

山梨県甲府市住吉一―一三一